

広陵町地域防災計画

震災対策編

令和5年3月改正

奈良県 広陵町

目 次

第 1 章	総則	1
第 1 節	目的	1
第 1	計画の目的	1
第 3	計画の推進	2
第 4	計画の修正	2
第 5	計画の構成	2
第 2 節	防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱	3
第 3 節	奈良県内の過去の震災	4
第 4 節	マグニチュードと震度の関係及び被害想定	6
第 1	想定地震の設定	6
第 2	地震動・液状化危険度推定	8
第 3	被害想定	9
第 4	必要物資量の算定	13
第 5	瓦礫発生量の算定	14
第 6	南海トラフ巨大地震の被害想定	15
第 2 章	災害予防計画	19
住民の避難		19
第 1 節	避難行動計画	19
第 1	避難について	19
第 2	避難路の選定基準	19
第 3	指定緊急避難場所の指定	19
第 4	指定緊急避難場所及び避難路の整備	20
第 5	指定緊急避難場所の公表	20
第 6	住民等への情報伝達手段の確保	21
第 7	住民等への周知及び啓発	21
第 8	自宅療養者等の避難	21
第 9	町の避難計画	21
第 10	防災上重要な施設における計画	21
第 11	住民自らが取り組むべきこと	21
第 12	在宅難病患者等の避難	21
第 2 節	避難生活計画	22
第 1	指定避難所の指定	22
第 2	多様な施設の利用	23
第 3	指定避難所の整備	23
第 4	避難所の運営	23
第 5	在宅被災者等への支援体制の整備	23

第 6	町における計画	23
第 3 節	帰宅困難者対応計画	24
第 1	帰宅困難者	24
第 2	普及・啓発	24
第 3	災害時帰宅困難者への支援対策	24
第 4 節	要配慮者の安全確保計画	25
第 5 節	住宅応急対策準備計画	25
	住民等の防災活動の促進	26
第 6 節	防災教育計画	26
第 7 節	防災訓練計画	26
第 1	訓練の考え方	26
第 2	町が実施する訓練	26
第 3	防災関係機関等が実施する訓練	27
第 8 節	自主防災組織の育成等に関する計画	29
第 1	自主防災組織の活動	29
第 2	自主防災組織の規約、防災計画、活動目標の作成	30
第 3	育成強化対策	30
第 9 節	企業防災の促進に関する計画	32
第 1	企業・事業所の役割	32
第 2	町の役割	32
第 3	商工団体等の役割	32
第 10 節	消防団による地域防災体制の充実強化計画	33
第 11 節	ボランティア活動支援環境整備計画	33
	災害に強いまちづくり	34
第 12 節	まちの防災構造の強化計画	34
第 1	災害に備えた計画的なまちづくり	34
第 2	災害に備えた取組	34
第 3	防災空間の整備拡大	35
第 4	橋梁の整備	35
第 5	河川管理施設	36
第 13 節	建築物等災害予防計画	37
第 1	町有建築物の耐震性の確保	37
第 2	民間建築物等の耐震診断・改修の促進	37
第 3	文化財建造物等の耐震性向上対策	39
第 4	コンピューターの安全対策	39
第 5	家具等転倒防止対策	39
第 6	その他	39
第 7	被災建築物応急危険度判定実施体制の整備	40

第 14 節	災害に強い道づくり	41
第 1	連絡体制の整備	41
第 15 節	緊急輸送道路の整備計画	42
第 16 節	ライフライン施設の災害予防計画	42
第 1	上水道	42
第 2	下水道	43
第 3	電力（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社）	43
第 4	電信電話施設	47
第 5	都市ガス（ガス事業者）	53
第 6	鉄道	55
第 7	ライフライン共同収容施設等	55
第 17 節	危険物施設等災害予防計画	56
第 18 節	水害予防計画	56
第 19 節	地盤災害予防計画	57
第 20 節	地震火災予防計画	58
第 1	出火防止・初期消火	58
第 2	火災拡大要因の除去	58
第 3	消防力・消防水利等の整備	58
第 21 節	第六次地震防災緊急事業五ヶ年計画	60
第 1	計画の概要	60
第 2	対象事業及び事業費等	60
災害応急対策及び復旧への備え		61
第 22 節	防災体制の整備計画	61
第 1	町の活動体制	61
第 2	防災関係情報の共有化	61
第 23 節	航空防災体制の整備計画	62
第 1	県消防防災ヘリコプターの受入体制	62
第 2	緊急ヘリポートの整備	62
第 24 節	通信体制の整備計画	63
第 1	町防災行政無線設備	63
第 2	電信電話設備（災害時優先電話）	63
第 3	放送施設	63
第 4	その他の通信設備	64
第 5	非常通信体制の充実強化	64
第 6	通信訓練	64
第 7	緊急速報メール	64
第 8	Lアラート等	64
第 9	孤立集落への通信	64

第 25 節	孤立集落対策	65
第 1	町、住民、自主防災組織の役割分担	65
第 26 節	支援体制の整備	66
第 1	人的支援体制の整備	66
第 2	被災者受入体制の整備	66
第 3	広域防災体制の確立	66
第 4	ボランティア等の活動体制	66
第 27 節	受援体制の整備	67
第 1	防災関係機関の相互応援体制の整備	67
第 2	応援受入体制の整備	67
第 3	広域防災体制の確立	67
第 4	ボランティア等の活動体制	67
第 28 節	保健医療計画	68
第 1	保健医療救護体制の整備	68
第 29 節	防疫予防計画	70
第 1	防疫実施組織の設置	70
第 2	防疫・保健衛生用資機材等の整備	70
第 30 節	火葬場等の確保計画	71
第 1	火葬データベースの整理	71
第 2	応援協力体制の確立	71
第 31 節	廃棄物処理計画	71
第 1	災害廃棄物処理計画による体制整備	71
第 2	相互支援体制の構築	71
第 3	廃棄物処理施設等の整備等	71
第 32 節	食料、生活必需品の確保計画	71
第 33 節	文化財災害予防計画	72
第 1	災害別対策（文化財災害予防対策）	72
第 3 章	災害応急対策計画	75
	住民の避難	75
第 1 節	避難行動計画	75
第 1	基本的な考え方	75
第 2	避難指示等の発令	75
第 3	警戒区域の設定	75
第 4	地震災害等における避難開始の時期	75
第 5	地震災害等における避難時の原則	75
第 2 節	避難生活計画	77
第 1	避難所の設置	77
第 2	県への報告	77

第3	避難所の運営	78
第4	在宅被災者等への支援	78
第3節	帰宅困難者収容計画	79
第1	発災直後の対応	79
第2	帰宅困難者への情報提供	79
第3	一時滞在施設の開設	79
第4	その他の対策	79
第4節	要配慮者の支援計画	80
第5節	住宅応急対策計画	81
第1	応急仮設住宅の確保	81
第2	住宅の応急修理	81
第3	公営住宅の特例使用	82
	発災時の対応	83
第6節	活動体制計画	83
第1	防災組織計画	83
第2	活動体制	83
第3	災害対策本部を設置	84
第4	各班の所掌事務	85
第5	災害警戒及び災害対策本部動員	85
第7節	災害情報の収集・整理・伝達計画	89
第1	地震情報の伝達計画	89
第2	早期災害情報収集の計画	94
第3	災害状況の調査・報告計画	95
第4	被災者の安否情報	97
第5	災害概況即報記入要領	97
第8節	ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画	102
第9節	通信運用計画	102
第1	通信手段	102
第2	応急復旧	102
第10節	広報計画	103
第11節	支援体制の整備	103
第12節	受援体制の整備	103
第13節	公共土木施設の初動応急対策	103
第14節	建築物の応急対策計画	104
第1	公共建築物	104
第2	二次災害の防止活動計画	104
第3	建物被害認定調査からり災証明発行業務の流れ	106

第 15 節	公園・緑地の応急対策計画	107
第 1	公園、緑地	107
第 16 節	道路等の災害応急対策計画	108
第 1	被害状況の把握と情報発信	108
第 2	河川管理施設	108
第 3	ため池	108
第 17 節	ライフライン施設の災害応急対策計画	110
第 1	上水道	110
第 2	下水道	110
第 3	電力（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社）	111
第 4	電信電話施設	115
第 5	都市ガス（ガス事業者）	121
第 18 節	危険物施設等災害応急対策計画	124
第 1	火薬類貯蔵施設	124
第 19 節	水防活動計画	124
第 1	監視警戒活動	124
第 2	応急警戒復旧	124
第 20 節	地盤災害応急対策計画	124
第 21 節	消火活動計画	125
第 1	出火防止・初期消火	125
第 2	消防活動	125
	救助・医療活動計画	126
第 22 節	救急、救助活動計画	126
第 1	救急活動	126
第 2	救助活動	126
第 3	各関係機関の相互協力	126
第 23 節	保健医療活動計画	128
第 1	保健医療活動	128
第 2	災害時における医薬品等の確保	128
第 3	保健師等による健康管理に関する活動	128
第 4	在宅難病患者に関する活動	129
第 5	精神障がい者及びメンタルヘルスに関する活動	129
	緊急輸送計画	130
第 24 節	緊急輸送計画	130
第 25 節	災害警備、交通規制計画	130
第 1	災害警備方針等	130

物資供給計画	131
第 26 節 食料、生活必需品の供給計画	131
第 27 節 給水計画	131
第 28 節 防疫、保健衛生計画	132
第 1 防疫体制.....	132
第 2 食品衛生対策.....	132
第 3 防疫・保健衛生用資機材の調達等.....	132
第 4 愛玩動物の収容対策等.....	132
第 5 生活衛生対策.....	132
第 29 節 遺体の火葬等計画	133
第 30 節 廃棄物の処理及び清掃計画	133
支援受入計画	134
第 31 節 ボランティア活動支援計画	134
第 32 節 災害救助法による救助計画	134
教育施設等計画	135
第 33 節 文教対策計画	135
第 34 節 文化財災害応急対策	135
第 4 章 災害復旧・復興計画	137
第 1 節 公共施設の災害復旧	137
第 2 節 被災者の生活確保	137
第 3 節 被災中小企業の振興	137
第 4 節 農林業者への融資	137
第 5 節 義援金の受入・配分等に関する計画	137
第 6 節 激甚災害の指定に関する計画	137
第 7 節 災害復旧・復興計画	138
第 5 章 南海トラフ巨大地震防災対策推進計画	139
第 1 節 総則	139
第 1 計画の目的.....	139
第 2 基本的な考え方.....	139
第 3 防災関係機関が行う事務又は業務の大綱.....	140
第 2 節 南海トラフ地震臨時情報	141
第 1 地震の時間差発生により災害の拡大防止.....	141
第 2 南海トラフ地震臨時情報の発表.....	141
第 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における 災害応急 対策に係る措置に関する事項.....	143

第 4 節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害 応急対策に係る措置に関する事項	143
第 3 節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	144
第 4 節	防災訓練計画等	145
第 1 節	町が実施する訓練	145
第 2 節	防災関係機関等が実施する訓練	145
第 3 節	その他	146
第 5 節	地震防災上必要な防災知識の普及計画	147
第 1 節	町職員に対する防災知識の普及	147
第 2 節	学校における防災知識の普及計画	148
第 3 節	住民に対する防災教育	151
第 4 節	職員に対する防災教育	152
第 5 節	防火管理者に対する防災教育	152
第 6 節	災害教訓の伝承	152
第 7 節	防災上重要な施設管理者に対する防災知識の普及	152
第 6 節	地域防災力の向上に関する計画	153
第 1 節	自主防災組織の災害対応能力の向上	153
第 2 節	事業所等の災害対応能力の向上	154
第 3 節	常備消防力の強化、緊急消防援助隊の増強等	155
第 7 節	広域かつ甚大な被害への備え	156
第 1 節	建築物の耐震性の確保	156
第 2 節	町有建築物の耐震性の確保	156
第 3 節	民間建築物等の耐震診断・改修の促進	157
第 4 節	長周期地震動対策	158
第 5 節	液状化対策	158
第 6 節	時間差発生による災害の拡大防止	158
第 7 節	帰宅困難者対策	159
第 8 節	文化財保護対策	160
第 8 節	地震発生時の応急対策等	161
第 1 節	災害対策本部等の設置	161
第 2 節	地震発生時の応急対策	163
第 3 節	被災者の安否情報	167
第 4 節	災害概況即報記入要領	168
第 9 節	消火活動計画	169
第 1 節	出火防止・初期消火	169
第 2 節	消防活動	169
第 3 節	相互応援協定	169
第 4 節	救急・救助活動	170
第 10 節	保健医療活動計画	172

第 1	医療救護活動	172
第 2	傷病者等、医療救護スタッフ、医薬品等の搬送	172
第 3	後方医療体制	173
第 4	医薬品等の供給	173
第 5	精神障がい者対策及びメンタルヘルス対策	173
第 6	保健師等による健康管理に関する活動	173
第 7	在宅難病患者に関する活動	174
第 8	精神障がい者及びメンタルヘルスに関する活動	174
第 11 節	緊急輸送計画	176
第 1	計画の基本方針	176
第 2	輸送力の確保	176
第 12 節	防疫、保健衛生計画	178
第 1	防疫体制	178
第 2	食品衛生対策	178
第 3	防疫・保健衛生用資機材の調達等	178
第 4	ペットの災害対策	178
第 5	生活衛生対策	178
第 13 節	支援・受援体制の整備	179
第 1	支援体制の整備	179
第 2	受援体制の整備	180
第 3	ボランティア等の活動体制	180
第 14 節	広域避難対策	180
第 15 節	物資等の確保	181
第 1	住民、町、県の役割分担	181
第 2	平常時の物資調達	181
第 3	平常時の報告	182
第 4	食料備蓄率の向上	182

第1章 総則

第1節 目的

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（（昭和36年法律第223号）以下「基本法」という。）第42条に基づく「広陵町地域防災計画」の震災対策編として、広陵町の地域における大規模な震災に対処するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関し、町は、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体・機関（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、これにより防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、住民及び滞在者、その他のもの（以下「住民等」という。）の生命、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、社会秩序の維持と公共福祉の確保を図る。

第2 計画の基本方針

いつでも起こりうる地震災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、公助として、防災関係機関がそれぞれ果たすべき役割を的確に実施していく必要がある。併せて、自分の命は自分で守ると言う意識のもと「自助」、身近な地域コミュニティや自主防災組織をはじめとした、地区内の住民等が連携して行う「共助」の「三助」を基本的とする防災対策の考え方に沿って、日常的に減災活動を持続し、地域防災力の向上を図る。また、南海トラフ地震等の大規模地震の発生が切迫化している近年、自助・共助の重要性はより一層高まっている。そのため、個人や家族、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、日頃から減災のための行動と投資を息長く行う住民運動を展開する。また、住民等の多様な視点を反映した防災対策を講ずるといった観点から、女性、高齢者及び障がい者等の参画を拡大し、様々な人々の意見を反映できる防災体制を確立し、災害時においてもジェンダー平等を実現する。

推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

1 計画の目的

この計画は、地震災害による人的被害、経済被害を軽減し、住民等の安全・安心を確保するため、個人や家族、地域、企業、団体等社会の様々な主体が減災のための日頃の行動や取組等を明確にし、総合的かつ計画的に地震災害対策の整備及び推進を図るものである。計画の推進に当たっては、下記の諸点を基本とする。

- (1) 災害による死者をなくす・人命を守ることを最大の目標に、できる限りの被害を最小化
- (2) 自助・共助を基本とした、住民等による主体的な自主防災体制の確立
- (3) 防災関係機関及び住民等、企業等それぞれの役割と連携
- (4) 防災関係機関相互の協力体制の推進
- (5) ハード対策及びソフト対策を組み合わせた災害対策事業の推進

- (6) 過去の災害の教訓を踏まえた対策の推進
- (7) 関係法令の遵守
- (8) 主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する要配慮者等の多様な視点を生かした対策の推進
- (9) ジェンダー平等の実現に向けた防災体制の確立

2 計画の策定

町は、この計画等を参考にして、基本法第42条の規定に基づき、それぞれの区域におけるより効果的かつ具体的な防災活動に資するための地域防災計画を策定する。

第3 計画の推進

各防災関係機関は、この計画に掲げられた事項を円滑に運用するため、必要に応じて細部の活動計画を策定し、その具体的推進に努める。

災害対応マニュアルは、分野毎に緊急度の高いものから順次策定を進める。

また、マニュアル策定後は、訓練を定期的実施し、マニュアルを検証し、必要に応じ修正を加えて、より実践的なマニュアルづくりをめざす。

第4 計画の修正

町は、この計画を基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。この場合、関係のある事項について計画修正案を県防災会議に提出する。

第5 計画の構成

震災対策編の構成は、次の5章による。

1 第1章 総則

この計画の基本方針、防災関係機関の役割分担・業務の大綱、本町の地勢・既往地震や被害想定等、計画の基本となる事項を示す。

2 第2章 災害予防計画

地震災害発生に備えて、平時における教育、訓練等による防災行動力の向上を図る事項及び防災体制、救援・救護体制等の整備や都市基盤の安全性強化を図る計画を示す。

3 第3章 災害応急対策計画

地震発生直後の迅速、的確な初動活動体制に係る事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、防災関係機関による各種の地震災害応急対策及び災害救助法の適用等に係る計画を示す。

4 第4章 災害復旧・復興計画

住民等の生活安定を図るための緊急対策の他、激甚災害の指定等、速やかな地震災

害、復旧・復興を図るための計画を示す。

5 第5章 南海トラフ巨大地震防災対策推進計画

南海トラフ巨大地震等の広域災害に備えるため、国が公表した被害想定及び最終報告に基づき、本町における南海トラフ巨大地震等の広域災害対策の推進に係る計画を示す。なお、本計画は、南海トラフ巨大地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ巨大地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ巨大地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項その他南海トラフ巨大地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定める計画とする。

第6 広陵町地域防災活動推進条例との関係

一般対策編 第1章 第1節第6「広陵町地域防災活動推進条例との関係」を準用する。

第7 広陵町国土強靱化地域計画との関係

一般対策編 第1章 第1節第7「広陵町国土強靱化地域計画との関係」を準用する。

第8 奈良県緊急防災大綱との関係

一般対策編 第1章 第1節第8「奈良県緊急防災大綱との関係」を準用する。

第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱

本節は、一般対策編 第1章 第2節「防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第3節 奈良県内の過去の震災

明治以降、本町では地震による大きな被害を出していないが、平成7年の兵庫県南部地震以降、大規模地震の発生並びに火山活動が活発化する等、わが国は地震の活動期に突入したともいわれ、油断を許さない状況下にある。こうしたことから、日頃から防災教育や防災訓練等を通じ、住民等の防災意識の啓発に努めることが肝要である。

■奈良県内の地震災害記録

発 生 日	地震名 震央地名	規模 (M)	被害 地域	地震状況	被 害 状 況
昭和 2 年 3 月 7 日	北丹後	7.3	県北部	八木で強震(震度5)を観測	春日大社石灯籠約 60基転倒
昭和 11 年 2 月 21 日	河内 大和	6.4	奈良 盆地	八木で強震(震度5)を観測 震源の深さ約10km、強震区 域は奈良盆地一円、地鳴り が24日まで続いた。余震本 震併せて102回	死傷者1人、負傷者 7人、建物損傷約 1,200戸、その他器 物の転倒破損、土塀、 石灯籠の倒壊等多し
昭和 13 年 1 月 12 日	日ノ御崎	6.8	中・ 南部	八木で中震(震度4)を観測 震源地は田辺湾沖で浅い	八木観測所の壁に小 亀裂 十津川村等で小被害
昭和 19 年 12 月 7 日	東南海	7.9	県全域	橿原で強震(震度5)を観測 震源地は熊野灘	死者3人、負傷者21 人、家屋全壊89戸、 半壊177戸
昭和 21 年 12 月 21 日	昭和南海	8.0	県全域	橿原で強震(震度5)を観測 震源地は南海道沖、深さ 20km	負傷者13人、家屋全 壊37戸、半壊46戸、 その他石灯籠の倒壊 相当数有り
昭和 23 年 6 月 15 日	和歌山県 中部	6.7	県南部	橿原で中震(震度4)を観測 震源地は和歌山県日高川上 流プレート境界地震と考え られる	死者2人、負傷者3 人、家屋全壊32戸、 家屋半壊52戸 南西部で地すべり、 崖崩れ等小被害、春 日大社石灯籠3基転 倒
昭和 25 年 4 月 26 日	熊野川 中流域	6.5	県南部	橿原で中震(震度4)を観測 震源地は十津川村南西部、 プレート境界地震で深さ 40km	十津川村で小被害、 春日大社石灯籠10 基転倒
昭和 27 年 7 月 18 日	吉野	6.7	県全域	橿原で中震(震度4)を観測 水平動が激しく、継続時間 も長かった 震源地は桜井市付近、プレ ート境界地震で深さ60km	死者3人、負傷者6 人、家屋半壊1戸、 道路損壊8か所、春 日大社石灯籠倒壊 650基
昭和 37 年 1 月 4 日	紀伊水道	6.4	県南部	奈良で弱震(震度3)を観測 震源地は田辺湾沖、プレ ート境界地震で深さ40km	南部で崖崩れ1か 所、落石による電話 線の被害有り
平成 7 年 1 月 17 日	兵庫県 南部	7.3	県北部	奈良で中震(震度4)を観測 震源地は淡路島付近、深さ 16km	負傷者12人、建物の 一部損壊15戸

発 生 日	地震名 震央地名	規模 (M)	被害 地域	地震状況	被 害 状 況
平成 12 年 10 月 31 日	三重県 中部	5.7	県南部	奈良県で中震(震度4)を観測 震源地は三重県中部、プレート境界地震で深さ43km	南部で一部落石、崩土有り
平成 16 年 9 月 5 日	紀伊半島 沖	6.9	県南部	下記地震の前震 奈良県で中震(震度4)を観測	一部で道路の落石及び小規模崩土が有り
平成 16 年 9 月 5 日	東海道沖	7.4	県南部	奈良県で中震(震度4)を観測 沈み込むフィリピン海プレート内の地震	負傷者6人
平成 16 年 9 月 7 日	東海道沖	6.4	県南部		
平成 30 年 6 月 18 日	大阪府 北部	6.1	県全域	奈良県で強震(震度5弱)を観測	軽傷4名、一部損壊27棟、東大寺戒壇院戒壇堂の多聞天立像の木製宝塔が落下、薬師寺東院堂の漆喰壁で、浮き上がりや亀裂など 達磨寺中興記幢で宝珠が落下

第4節 マグニチュードと震度の関係及び被害想定

「マグニチュード」は、地震そのものの大きさ（規模）を表すもので、「震度」は、ある地点のゆれの強さを表すものである。したがって、マグニチュードの小さい地震でも、震源からの距離と地盤のゆれやすさ等で地点の震度は変わる。

マグニチュードと震度の関係は、マグニチュードは1増えると地震のエネルギーが3.2倍になる。

第1 想定地震の設定

近畿地方に大きな影響を与えた地震は、生駒断層帯や木津川断層帯等内陸部の活断層を震源とする「内陸型地震」と、東南海・南海沖のプレートの沈み込みによって起こると考えられる「海溝型地震」に区分されている。

平成16年に発表された「第2次奈良県地震被害想定調査報告書」において、町の地震災害は次のように想定されている。

1 内陸型地震の想定

内陸型地震は、奈良県周辺における被害地震発生の履歴及び活断層の分布を踏まえ、8つの起震断層を設定している。

＜政府の地震調査会から＞

対象地震	断層長さ(km)	最大震度	マグニチュード	発生確率
① 奈良盆地東縁断層帯	35	震度6強	7.5	0～5%
② 中央構造線断層帯	74	震度6強	8.0	
③ 生駒断層帯	38	震度6強	7.5	0～0.1%
④ 木津川断層帯	31	震度6強	7.3	0%
⑤ あやめ池撓曲－松尾山断層	20	震度6強	7.0	－
⑥ 大和川断層帯	22	震度6強	7.1	－
⑦ 千股断層	22	震度6強	7.1	－
⑧ 名張断層	18	震度6強	6.9	－

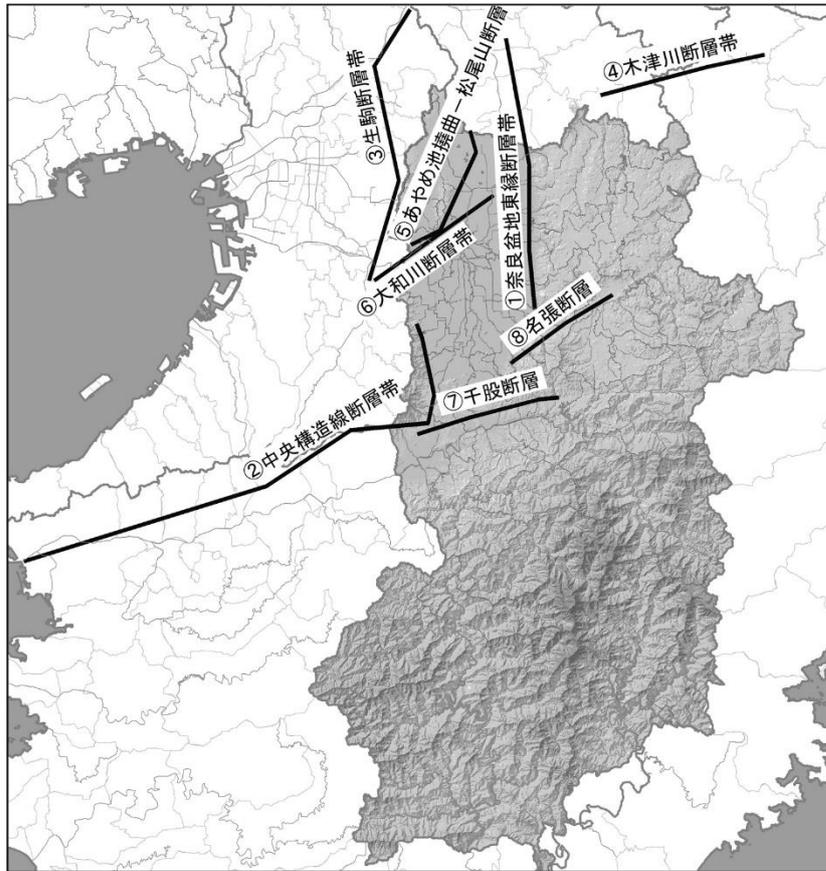
2 海溝型地震の想定

海溝型地震は、中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」で想定された東海、東南海、南海地震の組合せについて5つのケースを想定している。

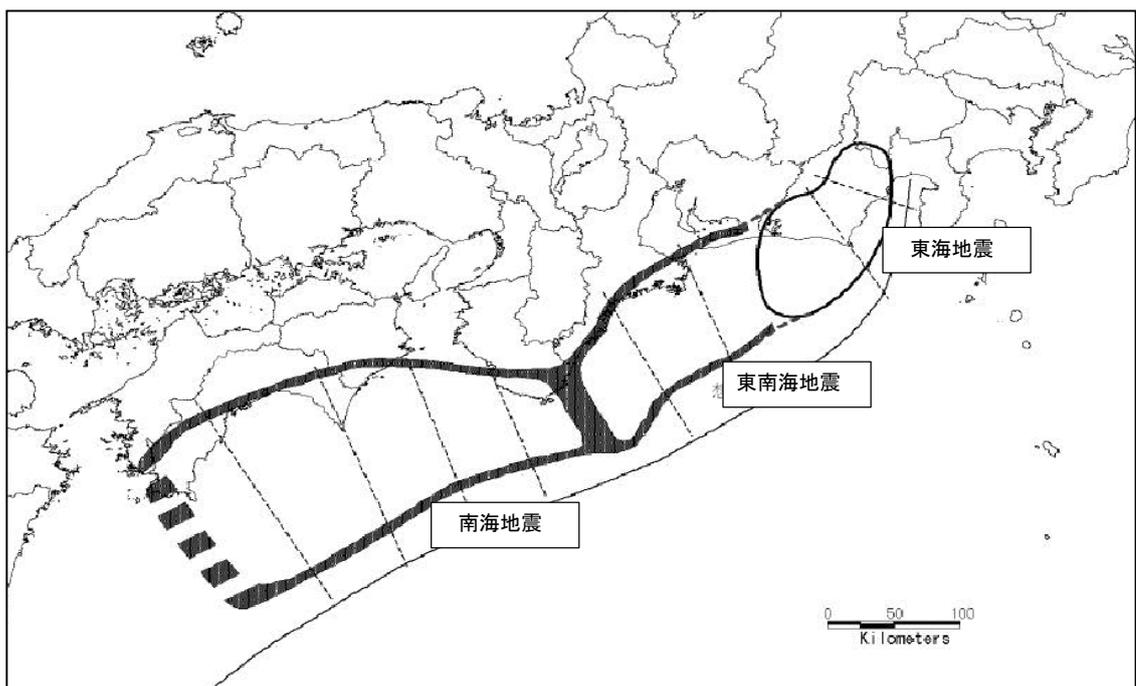
＜奈良県地域防災計画から＞

対象地震	最大震度	マグニチュード	発生確率
① 東南海・南海地震同時発生	震度6強	8.6	70～80%
② 東南海地震	震度6強	8.2	
③ 南海地震	震度6強	8.6	
④ 東海・東南海地震同時発生	震度6強	8.3	
⑤ 東海・東南海・南海地震同時発生	震度6強	8.7	

内陸型地震



海溝型地震



第2 地震動・液状化危険度推定

町の最大計測震度は、内陸型ではあやめ池撓曲－松尾山断層で震度6強、海溝型では、東南海・南海地震、東海・東南海・南海地震による地震で震度6強と推計されている。

液状化は、内陸型の中央構造線断層帯による地震が一番大きいと推計されている。

■地震動（内陸型）

	地震動震度別面積比率（％）					
	震度 4以下	5弱	5強	6弱	6強	7
① 奈良盆地東縁断層帯	0.0	0.0	0.0	0.0	95.9	4.1
② 中央構造線断層帯	0.0	0.0	0.0	0.0	86.6	13.4
③ 生駒断層帯	0.0	0.0	0.0	0.0	95.9	4.1
④ 木津川断層帯	0.0	0.0	0.0	33.7	66.3	0.0
⑤ あやめ池撓曲－松尾山断層	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
⑥ 大和川断層帯	0.0	0.0	0.0	0.0	95.9	4.1
⑦ 千股断層	0.0	0.0	0.0	1.2	98.8	0.0
⑧ 名張断層	0.0	0.0	0.0	7.3	92.7	0.0

■液状化（内陸型）

	P L値別面積比率（％）				
	P L値 = 0	0超 5以下	5超 10以下	10超 15以下	15超
① 奈良盆地東縁断層帯	22.0	16.7	52.0	0.0	9.3
② 中央構造線断層帯	22.0	15.4	53.3	0.0	9.3
③ 生駒断層帯	22.0	16.7	52.0	0.0	9.3
④ 木津川断層帯	22.0	73.6	4.5	0.0	0.0
⑤ あやめ池撓曲－松尾山断層	22.0	16.7	52.0	0.0	9.3
⑥ 大和川断層帯	22.0	16.7	52.0	0.0	9.3
⑦ 千股断層	22.0	20.7	48.0	9.3	0.0
⑧ 名張断層	22.0	20.7	48.0	9.3	0.0

■地震動（海溝型）

	地震動震度別面積比率（％）					
	震度 4以下	5弱	5強	6弱	6強	7
① 東南海・南海地震	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
② 東南海地震	0.0	38.6	61.4	0.0	0.0	0.0
③ 南海地震	0.0	1.2	98.8	0.0	0.0	0.0
④ 東海・東南海地震	0.0	38.6	61.4	0.0	0.0	0.0
⑤ 東海・東南海・南海地震	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0

■液状化（海溝型）

	P L 値別面積比率（％）				
	P L 値 = 0	0 超 5 以下	5 超 10 以下	10 超 15 以下	15 超
① 東南海・南海地震	33.7	45.9	7.7	4.1	8.5
② 東南海地震	47.6	39.8	12.6	0.0	0.0
③ 南海地震	47.6	39.8	11.4	1.2	0.0
④ 東海・東南海地震	47.6	39.8	12.6	0.0	0.0
⑤ 東海・東南海・南海地震	33.7	45.9	7.7	4.1	8.5

第3 被害想定

町では、中央構造線断層帯による地震が発生した場合に、建物被害や人的被害等が発生すると想定されている。

1 建物被害の推計

建物被害は、地震動のみならず液状化によっても生じるが、中央構造線断層帯による地震が全壊3,260棟で最も被害が多く、次いで生駒断層帯による地震の2,924棟と推計されている。また、半壊棟数が最も多いケースは、千股断層による地震の2,296棟と推計されている。

■建物被害

		全壊	半壊	全壊+半壊棟数
内陸型	① 奈良盆地東縁断層帯	2,910	2,091	5,001
	② 中央構造線断層帯	3,260	2,032	5,292
	③ 生駒断層帯	2,924	2,100	5,024
	④ 木津川断層帯	727	1,964	2,691
	⑤ あやめ池撓曲－松尾山断層	2,673	2,164	4,837
	⑥ 大和川断層帯	2,910	2,091	5,001
	⑦ 千股断層	1,711	2,296	4,007
	⑧ 名張断層	1,748	2,280	4,028
海溝型	① 東南海・南海地震	52	46	98
	② 東南海地震	24	21	45
	③ 南海地震	26	23	49
	④ 東海・東南海地震	24	21	45
	⑤ 東海・東南海・南海地震	52	46	98

2 出火危険度の推定

出火時刻は、出火率が最大となる冬季の18時発生で、風速10m/sのケースを想定しており、その結果中央構造線断層帯による地震の被害が最も大きい。

■火災被害

		炎上出火件数	残火災件数	焼失棟数
内陸型	① 奈良盆地東縁断層帯	27	21	326
	② 中央構造線断層帯	32	25	346
	③ 生駒断層帯	27	21	326
	④ 木津川断層帯	10	8	195
	⑤ あやめ池撓曲－松尾山断層	25	19	329
	⑥ 大和川断層帯	27	21	326
	⑦ 千股断層	19	14	316
	⑧ 名張断層	18	14	311
海溝型	① 東南海・南海地震	0	0	0
	② 東南海地震	0	0	0
	③ 南海地震	0	0	0
	④ 東海・東南海地震	0	0	0
	⑤ 東海・東南海・南海地震	0	0	0

3 人的被害の推計

人的被害（死者数）は、建物倒壊による圧死者が推計されているが、推計結果は時間帯によって大きく変化する。今回は、多くの人々が家にいる朝5時発生のケースの人的被害が推計されている。負傷者は、重傷者（手術等入院治療を必要とする人）と軽傷者（入院は必要としないが医師の治療を必要とする人）とされており、負傷者数の推計は、過去地震から得られた建物の全・半壊棟数と負傷者の関係の実績より推計し、死者数の7倍として推計されている。その結果、死傷者数及び避難者数は、2000年国調（県計画に基づく）31,444人を基に、中央構造線断層帯による地震で135人、生駒断層帯による地震で121人と推計されている。

■人的被害

		死者	負傷者	死者+負傷者
内陸型	① 奈良盆地東縁断層帯	120	336	456
	② 中央構造線断層帯	135	360	495
	③ 生駒断層帯	121	339	460
	④ 木津川断層帯	34	433	467
	⑤ あやめ池撓曲－松尾山断層	111	326	437
	⑥ 大和川断層帯	120	336	456
	⑦ 千股断層	74	304	378
	⑧ 名張断層	76	288	364
海溝型	① 東南海・南海地震	0	18	18
	② 東南海地震	0	8	8
	③ 南海地震	0	9	9
	④ 東海・東南海地震	0	8	8
	⑤ 東海・東南海・南海地震	0	18	18

4 り災者数の推計

発災当初は、住家の損壊と不安による避難者が多数生じ、以降、ライフラインの支障や備蓄食料の欠乏等の理由から避難者は増加すると見込まれる。中央構造線断層帯による地震での避難人口が、下表のとおり最も多く推定される。

■避難者数

		避難人口（避難所）直後	避難人口（避難所） 1週間後
内陸型	① 奈良盆地東縁断層帯	8,296	10,398
	② 中央構造線断層帯	8,439	10,417
	③ 生駒断層帯	8,305	10,397
	④ 木津川断層帯	4,381	5,097
	⑤ あやめ池撓曲－松尾山断層	8,212	10,387
	⑥ 大和川断層帯	8,296	10,398
	⑦ 千股断層	7,202	8,399
	⑧ 名張断層	7,286	8,504
海溝型	① 東南海・南海地震	184	226
	② 東南海地震	85	104
	③ 南海地震	92	113
	④ 東海・東南海地震	85	104
	⑤ 東海・東南海・南海地震	184	226

5 ライフライン

(1) 水道

水道被害は、多くの地震で、全世帯に被害が出ると予想される。

■水道被害

		断水世帯数（直後）
内陸型	① 奈良盆地東縁断層帯	9,144
	② 中央構造線断層帯	9,144
	③ 生駒断層帯	9,144
	④ 木津川断層帯	3,309
	⑤ あやめ池撓曲－松尾山断層	9,144
	⑥ 大和川断層帯	9,144
	⑦ 千股断層	7,737
	⑧ 名張断層	7,922
海溝型	① 東南海・南海地震	1,191
	② 東南海地震	0
	③ 南海地震	301
	④ 東海・東南海地震	0
	⑤ 東海・東南海・南海地震	1,193

※ 世帯数は2000年国調の9,144世帯

(2) 下水道

中央構造線断層帯、東南海地震による地震で 19.3km の被害が出ると推計されている。

■ 下水道被害

		下水道被害 (km)
内陸型	① 奈良盆地東縁断層帯	17.3
	② 中央構造線断層帯	19.3
	③ 生駒断層帯	17.3
	④ 木津川断層帯	4.3
	⑤ あやめ池撓曲－松尾山断層	15.8
	⑥ 大和川断層帯	17.3
	⑦ 千股断層	10.1
	⑧ 名張断層	10.4
海溝型	① 東南海・南海地震	0.0
	② 東南海地震	0.0
	③ 南海地震	0.0
	④ 東海・東南海地震	0.0
	⑤ 東海・東南海・南海地震	0.3

※ 下水道延長 149.8(km)

(3) 電力、都市ガス

阪神・淡路大震災の場合は、500kv の基幹となる送電線が被災地域からはずれていたことや、全国からの応援が比較的狭い被災地域に集中して投下できたこと等の条件で早期復旧が実現したが、県では、生駒及び奈良盆地を通り吉野及び海南、御坊方面に向かう 500kv 幹線が通っており、これらの地域で震度 6 強以上となる地震が発生した場合、変電所や送電網に障害が発生するおそれがある。また、これらのルートで電力系統に障害が発生した場合、町への電力供給にも支障が及ぶ可能性があり、全世帯に被害が出ると予想される。

■ 電力被害、都市ガス被害数

		電力被害	都市ガス被害
内陸型	① 奈良盆地東縁断層帯	9,144	4,425
	② 中央構造線断層帯	9,144	4,425
	③ 生駒断層帯	9,144	4,425
	④ 木津川断層帯	9,144	4,425
	⑤ あやめ池撓曲－松尾山断層	9,144	4,425
	⑥ 大和川断層帯	9,144	4,425
	⑦ 千股断層	9,144	4,425
	⑧ 名張断層	9,144	4,425

		電力被害	都市ガス被害
海溝型	① 東南海・南海地震	1,300	359
	② 東南海地震	600	166
	③ 南海地震	650	179
	④ 東海・東南海地震	600	166
	⑤ 東海・東南海・南海地震	1,300	359

※ 世帯数は2000年国調の9,144世帯

※ 都市ガス供給戸数(H15.4.1現在)4,425戸

(4) 電話・通信

電話回線は、冗長性が高く障害に強く信頼性の高い構造となっているが、阪神・淡路大震災の場合には、長時間の商用電源の停止やバックアップ電源の損傷等電源設備の障害や、通常約50倍に達する通話の集中による輻そうにより、通信機能に障害が発生している。また、輻そうの発生とこれに伴う通信の制限は、発災直後は不可避であり、被災していない地域を経由した情報交換ルールや、専用線の確保、衛星等無線通信網の整備等重要情報を確実に伝達する手段を講じておく必要があるとされている。

■ 電話・通信被害数

		電話・通信被害数
内陸型	① 奈良盆地東縁断層帯	1,268
	② 中央構造線断層帯	1,268
	③ 生駒断層帯	1,268
	④ 木津川断層帯	397
	⑤ あやめ池撓曲－松尾山断層	1,268
	⑥ 大和川断層帯	1,268
	⑦ 千股断層	1,264
	⑧ 名張断層	1,097
海溝型	① 東南海・南海地震	0
	② 東南海地震	0
	③ 南海地震	0
	④ 東海・東南海地震	0
	⑤ 東海・東南海・南海地震	0

※ 世帯数は2000年国調の9,144世帯

第4 必要物資量の算定

大規模な地震災害が発生した場合、家屋の損壊やインフラの停止等により、避難所で生活を送る被災者の生活に必要な物資量が推計されている。避難所1か所の設置と必要物資量は、次のとおりである。

備蓄等による自立的な確保と、外部からの速やかな調達課題となる。

■ 1日当たりの飲食・必要物資

		食料（食）	飲料水（ℓ）	生活必需品 毛布、肌着 （折・着）
内 陸 型	① 奈良盆地東縁断層帯	29,866	29,866	9,955
	② 中央構造線断層帯	30,380	30,380	10,127
	③ 生駒断層帯	29,898	29,898	9,966
	④ 木津川断層帯	15,772	15,772	5,257
	⑤ あやめ池撓曲－松尾山断層	29,563	29,563	9,854
	⑥ 大和川断層帯	29,866	29,866	9,955
	⑦ 千股断層	25,927	25,927	8,642
	⑧ 名張断層	26,230	26,230	8,743
海 溝 型	① 東南海・南海地震	662	662	221
	② 東南海地震	306	306	102
	③ 南海地震	331	331	110
	④ 東海・東南海地震	306	306	102
	⑤ 東海・東南海・南海地震	662	662	221

第5 瓦礫発生量の算定

建物の崩れた瓦礫により、人的被害、道路の寸断による孤立化が予想される。

■ 瓦礫発生量

(t)

内 陸 型	① 奈良盆地東縁断層帯	419,616
	② 中央構造線断層帯	454,907
	③ 生駒断層帯	420,142
	④ 木津川断層帯	183,856
	⑤ あやめ池撓曲－松尾山断層	398,915
	⑥ 大和川断層帯	417,163
	⑦ 千股断層	302,273
	⑧ 名張断層	304,860
海 溝 型	① 東南海・南海地震	8,173
	② 東南海地震	3,755
	③ 南海地震	4,102
	④ 東海・東南海地震	3,755
	⑤ 東海・東南海・南海地震	8,173

第6 南海トラフ巨大地震の被害想定

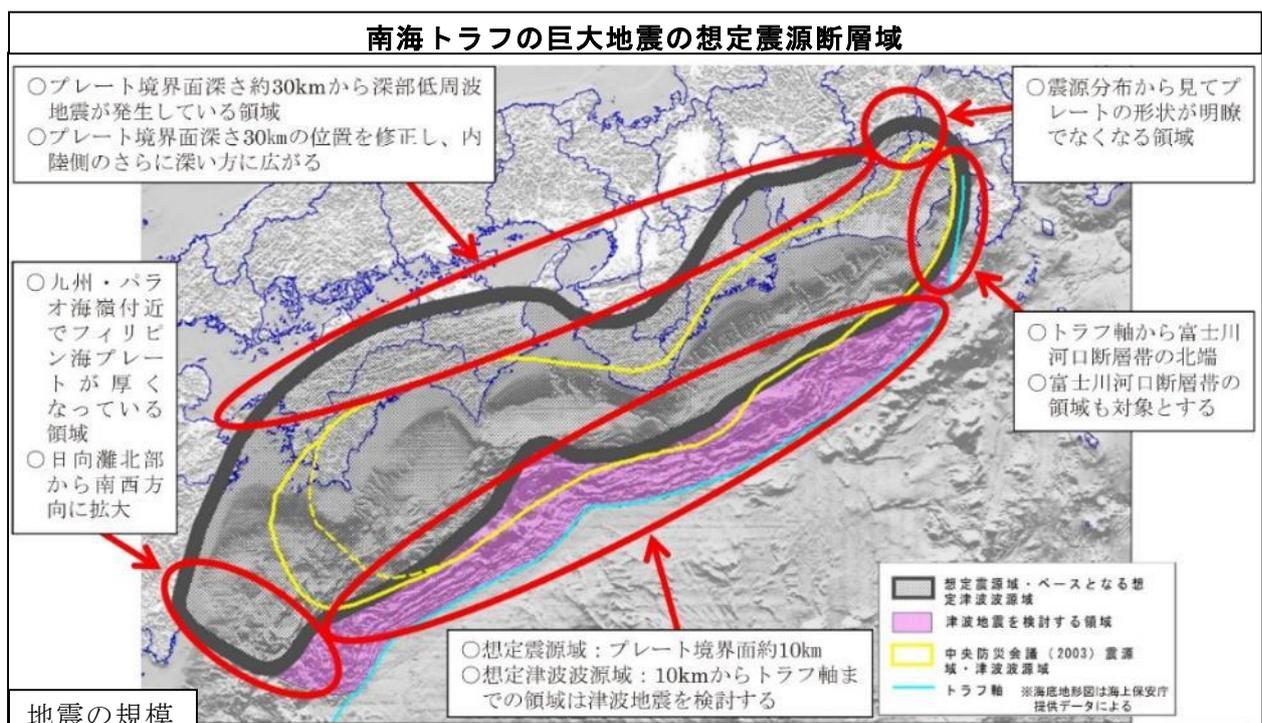
1 内閣府が公表した被害想定について

(1) 前提とする地震の性格

現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスの地震・津波を推計している。（想定される地震規模：マグニチュード9.1）

この「最大クラスの地震・津波」は、現在の研究レベルでは、その発生時を予測することはできないが、その発生頻度は千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものであるが、仮に発生すれば、西日本を中心に甚大な被害をもたらすだけでなく、人的損失や国内生産・消費活動、日本経済のリスクの高まりを通じて、影響は我が国全体に及ぶ可能性がある。

南海トラフにおいて次に発生する地震・津波は、多様な震源パターンがあり得ることから、必ずしも「最大クラスの地震・津波」が発生するというものではないが、政府地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価によると、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は70～80%に達すると評価されている。（令和4年1月1日現在）



区分	南海トラフ巨大地震		参考			
	津波断層モデル	強震断層モデル	2011年東北地方太平洋沖地震	2004年スマトラ島沖地震	2010年チリ中部地震	中央防災会議（2003）強震断層域
面積	約14万km ²	約11万km ²	約10万km ²	約18万km ²	約6万km ²	約6.4万km ²
モーメント マグニチュード Mw	9.1	9.0	9.0 (気象庁)	9.1 (Ammon et al 2005) 9.0 理科年表	8.7 (Pulido et al in press) 8.8 理科年表	8.7

(2) 検討経過（内閣府の検討会及び中央防災会議のワーキンググループで検討）

南海トラフの巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（座長：阿部勝征「東京学名譽教授会」、以下「モデル検討会」という。）において、最新の科学的知見に基づき、南海トラフ巨大地震対策を検討する際に想定すべき最大クラスの地震・津波の検討を進め、平成24年3月に第一次報告として、震度分布・津波高（最小50mメッシュ）の推計結果を取りまとめ、さらに同年8月、モデル検討会において、第二次報告として新たな震度分布並びに最小10mメッシュによる津波高及び浸水域等の推計結果が取りまとめられた。また、併行して、中央防災会議防災対策推進検討会議の下に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」（主査：河田恵昭 関西大学教授）において、被害想定手法等の検討が進められ、平成24年8月、被害想定第一次報告として、建物被害・人的被害等の推計結果を取りまとめ、続いて、平成25年3月、被害想定第二次報告として、施設等の被害及び経済的な被害が取りまとめられた。

(3) 被害想定の設定（複数ケースの比較）

ア 想定する地震動

モデル検討会で検討された最大クラスの地震動について、想定される複数の震源域のうち「基本ケース」と、揺れによる被害が最大となる「陸側ケース」の2パターンについて想定する。

イ 想定するシーン（季節・時刻）

想定される被害が異なる3種類のパターンを設定する。

- (ア) 冬の深夜：多くが自宅で就寝中で、家屋倒壊による人的被害の危険性が高く、津波からの避難が遅れる可能性がある。
- (イ) 夏の昼：木造建築物内の滞留人口が少ない時間帯
- (ウ) 冬の夕方：家庭での火気使用（暖房、炊事等）が多い時間帯

火災による被害が異なる2種類の風速を設定する。

- a 平均風速：（参考：奈良県の平均風速：5 m/秒以下）
- b 風速8 m：火災による被害が多くなる。

ウ なお、国の被害想定においては、アとイの組み合わせの他、津波被害について4ケース、津波からの避難率について2ケースが想定され、全部で96ケースに及び被害想定が出されているが、本県は、津波被害に関するケース分けの影響は受けない。

2 本町及び県において想定される震度による被害の概要について

(1) 想定震度

南海トラフ巨大地震による震度分布では、県下の最大震度は6強であり、本町の震度は6強の揺れが想定されている。

■南海トラフ巨大地震による本町における最大震度一覧

市 町 村	最 大 震 度
広 陵 町	6 強

(2) 奈良県内の人的被害及び建物被害

南海トラフ巨大地震により想定される県内の人的被害及び建物被害については、本節第6の1の(3)において設定された複数のケースについて被害想定が示されている。

その最大値及び最小値は次のとおりである。

■県内における人的被害・建物被害の想定

	基 本 ケ ー ス (被害が最少の場合)	陸 側 ケ ー ス (被害が最大の場合)
県内市町村における 最大震度の分布	6 強 : 2 市町村 6 弱 : 35 市町村 5 強 : 2 市町村	6 強 : 27 市町村 6 弱 : 12 市町村 5 強 : なし
死 者 数	約 100 人	約 1,700 人
住家全壊棟数	約 7,500 棟	約 47,000 棟

なお、全国では最大約32万人におよぶ最大想定死者が想定され、そのうち約70%が津波によるものとされている。一方、県内では最大約1,700人の死者のうち約90%が建物倒壊によるものと想定され、残りは土砂災害や火災によるものとされている。

(3) 本県における施設等の被害想定

南海トラフ巨大地震により想定される県内の施設等の被害の概要は次のとおりである。

ア ライフライン施設被害

被害想定項目		県内の想定被害 (最大値)
ライフライン 施設被害	上水道（断水人口）	約130万人
	下水道（支障人口）	約93万人
	電力（停電軒数）	約82万軒
	固定電話（不通回線数）	約23万回線
	ガス（都市ガス供給停止戸数）	約3万8千戸

イ 交通施設被害

被害想定項目		県内の想定被害 (最大値)
交通施設被害	道路施設被害（箇所数）	約920箇所
	鉄道施設被害（箇所数）	約590箇所

ウ 避難者数

被害想定項目		県内の想定被害 (最大値)
避難者数	発災1日後	約14万人
	発災1週間日後	約29万人
	発災1日後	約23万人

エ 帰宅困難者数

被害想定項目	県内の想定被害 (最大値)
帰宅困難者数	約 13 万人

オ 被災可能性のある国宝・重要文化財

被害想定項目	県内の想定被害 (最大値)
被災可能性のある国宝・重要文化財（施設数）	38 施設

カ 孤立可能性のある集落数

被害想定項目	県内の想定被害 (最大値)
孤立可能性のある集落数（農業集落）	41 集落

第2章 災害予防計画

住民の避難

第1節 避難行動計画

災害発生時に円滑な避難を行うためには、日頃からの取組が重要であり、自分の住む土地の災害リスクや避難に関する情報が住民等に十分に理解する必要がある。そのため、町は、県やその他防災関係機関と連携し、住民等へ「自らの命は自らが守る」意識の徹底と、正しい避難行動の周知に努め、日頃から適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。

本節では、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」を意味する「避難」に関し、避難指示等の具体性と迅速性の確保をするために、避難行動計画を定める。

第1 避難について

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活を送る行動」の2つに分類する。

本節でいう「避難」は「災害から生命、身体を守る危険回避行動」を意味するものである。

第2 避難路の選定基準

町は、次の事項に留意して避難路を選定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

1 指定緊急避難場所への誘導

避難路は、指定緊急避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる道路とする。

2 二次災害の危険がない道路

避難路は、可能な限り余震等による沿道建築物からの落下物や倒壊、崖崩れなど二次災害の危険がない道路とする。

3 事故の少ない道路

避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。

4 道路施設自体の安全性

避難路となる道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

第3 指定緊急避難場所の指定

1 指定基準

町長は、地震時における緊急の避難場所として、以下の基準に適合する施設又は場所を指定する。

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において住民等に開放されること。
- (2) 地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであること。
- (3) 当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他のものがないこと。

2 指定に当たっての注意事項

町長は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者（当該市町村を除く）の同意を得て指定する。

3 県への通知

町長は、指定緊急避難場所を指定したときは、その旨を知事に通知するとともに、公示しなければならない。

4 指定の取消し

町長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消す。その際、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

5 留意事項

指定緊急避難場所から指定避難所への円滑な移動を図るため、普段から住民等に対して制度の趣旨と指定緊急避難場所等の所在地情報の周知徹底をする。

第4 指定緊急避難場所及び避難路の整備

町は、指定緊急避難場所及び避難路について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり整備に努める。特に、夜間避難に備え太陽電池内蔵LED避難標識等の設置を行う。

1 施設等の耐震性の確保

指定緊急避難場所に指定されている施設等の耐震性を確保する。

2 要配慮者に配慮した誘導

要配慮者に配慮した指定緊急避難場所への避難誘導標識等の整備を進める。

3 避難路の安全性確保

幅員や明るさなど避難路における通行の安全性を確保に努める。

4 避難所の管理

町は、鍵の分散によるリスク回避のため、現場にて地域の自主防災組織が解錠できるよう、安全な方法で出入口等にて保管する。

第5 指定緊急避難場所の公表

一般対策編 第2章 第1節第5「指定緊急避難場所の公表」を準用する。

第6 住民等への情報伝達手段の確保

一般対策編 第2章 第1節第7「住民等への情報伝達手段の確保」を準用する。

第7 住民等への周知及び啓発

町は、円滑な避難が行われるよう住民等に対し、広報紙、掲示板、パンフレット等により、地域の指定緊急避難場所や避難路等を周知する。さらに、震度被害マップ等のハザードマップを作成し、地域の危険性についても周知する。その際、ハザードマップは安全な場所を示す「安全マップ」ではないことを理解してもらうようにする。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。

第8 自宅療養者等の避難

一般対策編 第2章 第1節第12「自宅療養者等の避難」を準用する。

第9 町の避難計画

町は、地震災害時において安全かつ迅速な避難、誘導を行うことができるよう、あらかじめ次の事項を内容とした避難計画を策定する。

- 1 指定緊急避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 2 指定緊急避難場所への経路及び誘導方法
- 3 指定緊急避難場所の整備に関する事項
- 4 避難準備及び携帯品の制限等
- 5 その他必要な事項

第10 防災上重要な施設における計画

一般対策編 第2章 第1節第10「防災上重要な施設における計画」を準用する。

第11 住民自らが取り組むべきこと

一般対策編 第2章 第1節第11「住民等自らが取り組むべきこと」を準用する。

第12 在宅難病患者等の避難

町は、在宅医療等を受けている難病患者等の被災に備えて、日頃から奈良県などと調整して、対象者の把握を行い、県、保健所、訪問看護ステーション、医師などと連携のもと、在宅難病患者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、住民等の協力も得て、避難誘導および避難支援などが行えるように努める。

第2節 避難生活計画

町は、避難所の指定や避難所運営訓練等、日頃から地域の自主防災組織及び防災士ネットワークと協力し、災害発生時に円滑な避難所運営ができるよう努める。また、在宅被災者等についても、必要な情報や物資を確実に受け取れるよう、その支援体制の整備に努める。

第1 指定避難所の指定

1 指定基準

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、管理者の同意を得たうえで、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から指定避難所の場所、収容人数等について、住民等への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

町は、次の事項に留意して避難所を指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

- (1) 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（以下、「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- (2) 速やかに、被災者等を受入、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- (4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- (5) 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備、その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について基準に適合するものであること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、日頃から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

2 指定に当たっての注意事項

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

3 県への通知

町長は、指定避難所を指定したときは、その旨を知事に通知するとともに、公示しなければならない。

4 指定の取消し

町長は、当該指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消す。その際、その旨を知事に通知するとともに、公示しなければならない。

5 町民への周知

町長は、広報紙、掲示板、パンフレット等により、指定避難所の場所を周知する。

第2 多様な施設の利用

一般対策編 第2章 第2節第3「多様な施設の利用」を準用する。

第3 指定避難所の整備

一般対策編 第2章 第2節第4「指定避難所の整備」を準用する。

第4 避難所の運営

一般対策編 第2章 第2節第6「指定避難所の運営」を準用する。

第5 在宅被災者等への支援体制の整備

一般対策編 第2章 第2節第7「在宅被災者等への支援体制の整備」を準用する。

第6 町における計画

町は、あらかじめ次の事項を具体的に定める。

- 1 避難所運営担当者割当て等の避難所管理運営方法
- 2 避難者への給水、給食、日用必需品等の支給方法
- 3 避難所等での応急教育、保育施設の開設
- 4 その他必要事項

第7 住民自らが取り組むべきこと

一般対策編 第2章 第2節第10「住民等自らが取り組むべきこと」を準用する。

第3節 帰宅困難者対応計画

大規模な地震により、鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、大量の帰宅困難者の発生が予想される。

町は県や関係機関と連携し、東日本大震災の事例や教訓を踏まえて帰宅困難者対策の推進を図る。

第1 帰宅困難者

地震により、通勤、通学、買い物、観光等で外出し、交通機関の途絶等により自宅への帰宅が困難になる者で、通勤・通学者や観光客などを想定する。

第2 普及・啓発

町は、「むやみに移動しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、各主体に対し以下の内容の啓発を行うこととする。

1 町民への普及・啓発

町は、住民等に対し、地震発生時には帰宅困難になる場合があること、日頃からの備え、家族との安否確認方法や災害時帰宅支援ステーション（関西広域連合がコンビニエンスストア、外食事業者等と締結した「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」）について啓発を行う。

町は、県や関西広域連合、隣接市町等と連携して、一斉帰宅の抑制を図るために、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、各主体に対し以下の内容の啓発を行うこととする。

2 企業等への普及・啓発

町は、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内にとどめておくためのルールづくりや、そのための食料、飲料水、毛布などの備蓄について働きかけを行う。

3 集客施設や公共交通機関への普及・啓発

町は、集客施設や公共交通機関に対して、地震発生時における利用者の安全確保計画の策定や、施設の安全確保対策の啓発を行う。

第3 災害時帰宅困難者への支援対策

一般対策編 第2章 第3節第3「帰宅困難者への支援対策」を準用する。

第4節 要配慮者の安全確保計画

本節は、一般対策編 第2章 第4節「要配慮者の安全確保計画」を準用する。

第5節 住宅応急対策準備計画

本節は、一般対策編 第2章 第5節「住宅応急対策準備計画」を準用する。

住民等の防災活動の促進

第6節 防災教育計画

本節は、一般対策編 第2章 第6節「防災教育計画」を準用する。

第7節 防災訓練計画

大規模地震発生時において、住民等、町及び防災関係機関等が防災活動を的確に実施できるよう、地震防災訓練を実施する。

特に「住民避難」は、災害による死者をなくし、人命を守るために重要であり、町は、県にも協力を求め、住民参加型の安否確認訓練、避難訓練、避難所開設・運営訓練が積極的に行われるよう必要な支援を行う。

第1 訓練の考え方

住民等、県、町、防災関係機関等が各種防災訓練を行うにあたっては、奈良県地震被害想定調査報告書等を参考に大規模地震を想定したものとし、夜間・休日等実施時間を工夫する等様々な条件を設定するとともに、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的な訓練となるよう努める。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練を実施し、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。

第2 町が実施する訓練

1 町

(1) 防災総合訓練

町は、各防災関係機関や防災士ネットワークと連携し、非常時に迅速・的確に活動できる体制づくりのため、住民等、国、町、県、消防、警察、自衛隊、学校、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、ボランティア等が参加する防災総合訓練を実施する。

(2) 各地域での防災訓練

多くの住民等が訓練への参加機会を得られるよう、各地域で、自主防災組織が中心となる「住民参加型」訓練が行われるよう努める。

「住民参加型」訓練では、特に「住民避難」に重点を置き、要配慮者の参加を含めた多くの住民等の参加が得られるよう配慮し、以下のような訓練を実施する。

ア 安全な避難ルートの確認等のための避難訓練

避難行動要支援者の避難支援訓練を含む訓練を行う。

イ 安否確認訓練

日頃から各地区において、災害時の集合場所を決め、全員の安否を確認した上で避難所に集団避難し報告するなどの実践的な訓練を想定する。

ウ 避難所開設・運営訓練

要配慮者の避難所でのニーズや、被災時の男女のニーズの違い等に配慮した訓練を行う。

エ 緊急地震速報が発表された場合に取りべき行動等の研修会等

アとイを組み合わせ、同日に町内で一斉に実施するなど、大きな啓発効果の訓練を企画実施する。

2 県の協力・支援

(1) 県との防災総合訓練

町は県と共同で、各防災関係機関が連携し、非常時に迅速・的確に活動できる体制を構築するため、住民等、町、国、県、消防、警察、自衛隊、学校、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、ボランティア等が参加する防災総合訓練を実施する。

(2) 県からの支援

町が実施する防災総合訓練や各地域での防災訓練に対して、県から以下の支援を受け訓練を実施する。

ア 自衛隊等関係機関との連絡調整等への協力

イ 消防防災ヘリコプターの派遣

ウ 避難所訓練等のモデル事業の実施

エ 職員による出前トークの実施 等

3 その他

町及び県は、単独又は共同して災害対応の初動体制、情報収集体制、連絡体制の確立のため、非常参集訓練や災害対策本部等を設置して行う災害対応図上訓練等を適宜実施し、職員等の災害対応能力の向上を図る。また、地震、風水害、林野火災等、災害の種別ごとに、テーマを明確にした実践的な訓練を実施するよう努める。

第3 防災関係機関等が実施する訓練

1 防災関係機関等の訓練

ライフライン機関、事業所、各種団体、学校等は自ら従業員や児童・生徒等が参加する震災を想定した防災訓練を積極的に行うよう勧奨する。その際には、緊急地震速報を防災訓練のシナリオに取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るような訓練を促す。また、町及び県が実施する防災総合訓練や地域が実施する防災訓練に積極的に参加、協力を行うよう要請する。

2 その他機関等の訓練

町内の学校、病院、駅、工場、事務所、スーパー、宿泊施設等の諸施設における消防法で定められた防火管理者はその定める消防計画に基づき、避難訓練等を定期的に行い、実効性のある震災時における消防計画及び自衛消防体制の確保等を進めるよう勧奨する。また、地域が実施する防災訓練に積極的に参加、協力を行うよう要請

する。

上記以外の事項については、一般対策編 第2章 第7節「防災訓練計画」を準用する。

第8節 自主防災組織の育成等に関する計画

地震の最初の一撃から、最も重視すべき人命を救うためには、発災直後の地域住民等による救出・救護活動が極めて重要となる。このため、住民等は日頃から交流と対話を促進し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識をもって訓練などの防災活動に自発的に取り組むよう勧奨する。

町及び県は、この取組みに対して適切な支援、助言及び指導を行い、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成を図る。

第1 自主防災組織の活動

自主防災組織は、次の事項を実施する。その際、自主防災組織は、消防団、近隣の自主防災組織、事業所等により組織されている防災組織等の防災関係機関をはじめ、防災士ネットワーク、青年団、婦人会、自主防犯団体、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、住民活動団体（NPO）、PTA等地域で活動する公共的団体、学校、医療機関、福祉施設、及び企業（事業所）等地域の様々な団体との連携に努める。また、女性の参加促進に努める。

1 平常時の活動内容

- (1) 地震とその対策についての知識の普及や啓発
学習会において奈良県で起こりうる地震の種類についての周知、災害時行動マニュアルの作成等を行う。
- (2) 地域における危険箇所の把握
土砂災害危険箇所の現状確認、石塀やブロック塀等倒れやすいものの点検等を行う。
- (3) 地域における消防水利の確認
消火栓の位置確認と保守点検、井戸・ため池・川などの把握と現状確認等を行う。
- (4) 家庭における防火・防災上等予防上の措置及びその啓発
家庭が行う地震対策として特に重視すべき3点（家具固定、建物の耐震化、通電火災）についての啓発等を行う。
- (5) 地域における情報収集・伝達体制の確認
日頃からの情報伝達経路の構築と、その経路を用いての模擬情報による訓練等を行う。
- (6) 要配慮者の把握
要配慮者とそれを支援する人の名簿やマップの作成等を行う。
- (7) 避難場所・避難所・医療救護施設及び避難経路の確認
ワークショップにおける地域の防災マップの作成を通じた安全な避難方法と経路の検討、避難所の設備の点検等を行う。
- (8) 防災資機材の整備、配置、管理
バール、のこぎり、ジャッキの整備、発電機の動作確認、消火器の点検等を行う。

- (9) 防災訓練の実施及び行政等が実施する訓練への参加
初期消火訓練、救出・救護訓練、避難所生活体験等を行う。
- (10) 自主防災組織のリーダー・サブリーダーの発掘と育成
消防署・消防団・民間企業・行政などのOBの活用、女性の積極的な登用、行政などが開催するリーダー養成研修への参加、住民等の防災士の資格取得促進等を行う。
- (11) 地域全体の防災意識向上の促進
PTAや民生委員・児童委員をはじめ、地域の様々な団体と防災についての話し合う機会づくり、住民等の勉強会の開催等を行う。

2 発生時の活動内容

- (1) 出火防止と初期消火による延焼の阻止
- (2) 負傷者の救出・救助、応急手当、医療救護施設・救護所への搬送
- (3) 住民等の安否確認
- (4) 正しい情報の収集、伝達
- (5) 避難誘導
- (6) 避難所の運営、避難生活の指導
- (7) 給食・給水、備蓄・救援物資の運搬・配分
- (8) 災害ボランティア受入の調整、被害がより大きい近隣地域への応援 等

第2 自主防災組織の規約、防災計画、活動目標の作成

自主防災組織は、その活動がより効率的に行われるよう、町及び防災関係機関と協議の上、規約、防災計画、中長期の活動目標を定める。また、自主防災組織内の編成に当たっては、任務分担（情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班等）をあらかじめ設定するよう努める。

第3 育成強化対策

町及び県は、自主防災組織に対する意識の高揚を図るとともに、次の方法で組織化及び活性化を支援する。

1 講演会等の実施

防災及び救命救急に関する講演会、講習会、研修会、ワークショップ及び出前講座を実施する。

2 自主防災組織活動への支援

自主防災組織が主体となり実施する訓練や研修会への積極的な支援、指導に努める。

3 活動拠点施設整備への支援

活動拠点施設の整備、防災資機材の整備に関する支援を行う。

4 コミュニティ防災への助言等

各コミュニティへの個別指導・助言に努め、コミュニティ防災の浸透に努める。

5 自主防災ネットワーク

自主防災組織連絡協議会を支援(相互に情報交換できる仕組みづくり)する。

6 自主防災に関する啓発資料の作成

自主防災活動の啓発に向けた資料の作成について、助言を行う。

7 自主防災に関する情報の提供 等

コミュニティ防災を促進するために、自主防災活動に関する情報提供を行う。

上記以外の事項については、一般対策編 第2章 第8節「自主防災組織の育成に関する計画」を準用する。

第9節 企業防災の促進に関する計画

町は、町内に立地する企業・事業所が、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、事業の継続等）を十分に認識し、防災活動の推進に努めるよう促すとともに、被災後速やかに事業を再開できるよう、事業継続計画（BCP）の策定等を支援する。

第1 企業・事業所の役割

企業・事業所（以下、「事業所等」という。）は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、町、国及び県が実施する施策に協力し、各事業所等において防災活動の推進に努めなければならない。

第2 町の役割

町は、地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（BCP）策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備が図られるよう普及・啓発活動等を行う。また、事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

第3 商工団体等の役割

事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。また、会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発するとともに、行政等の支援策等情報の会員・組合員等への周知に協力する。

上記以外の事項については、一般対策編 第2章 第9節「企業防災の促進に関する計画」を準用する。

第10節 消防団による地域防災体制の充実強化計画

本節は、一般対策編 第2章 第10節「消防団による地域防災体制の充実強化計画」を準用する。

第11節 ボランティア活動支援環境整備計画

本節は、一般対策編 第2章 第11節「ボランティア活動支援環境整備計画」を準用する。

災害に強いまちづくり

第12節 まちの防災構造の強化計画

町は、震災時のまちにおける災害の発生をできるだけ未然に防止し、地震が発生した場合の被害を可能な限り軽減する「地震に強いまちづくり」を進めるため、まちの防災構造の強化を行う。特に、狭隘な地区を中心に、木造住宅が密集する地域の対策として、狭隘道路の拡幅を検討する。また、地震等の災害時には公園・緑地が避難場所や地域の活動拠点としての役割を果たすことから、幹線道路に隣接する都市公園は、災害時の防災拠点、避難場所の機能を果たす防災公園として、災害応急対策施設等の機能整備を進める。

第1 災害に備えた計画的なまちづくり

一般対策編 第2章 第12節第2「災害に備えた計画的なまちづくり」を準用する。

第2 災害に備えた取組

1 公共施設の安全性・防災機能の強化

災害時に住民等の生命を守ることを最優先とし、行政機能、病院、福祉施設等の最低限の社会経済機能を確保するための取組を行う。

(1) 避難場所、防災拠点の確保

災害時に住民等の生命・身体を守る学校、公民館及び公園緑地等の避難施設や防災拠点の耐震化・不燃化の整備を進める。

(2) 避難場所、防災拠点を支える都市機能（公共分、病院含む）の整備

ア 避難施設への避難及び避難地、防災拠点などへ物資を輸送するため、避難路、緊急輸送道路等の一定以上の幅員への拡幅、耐震性確保及び沿道施設の耐震化、不燃化の整備を進める。

イ 二次災害を最小限に抑えるために、災害時でも必要なサービスを受けることができるよう、上下水道等の公共公益施設の耐震化、自家発電設備の整備を進める。

ウ 避難路の寸断により、救援に時間を要することを想定し、生活必要物資を備蓄するための耐震性のある倉庫や貯水槽の整備を進める。

2 民間建築物等の安全性・防災機能の強化

(1) 建築物の耐震対策

災害時における市街地の防災機能向上のため、町は県等の協力の基で、次に掲げる建築物について、耐震性能の向上に努めるよう指導するとともに耐震改修を促進する。なお、防災対策上重要な、緊急輸送道路や避難路に沿った地区、古い木造住宅が建ち並び出火危険度及び延焼拡大度の高い地区については、面的に耐震改修を促進する。

ア 病院、店舗、宿泊施設等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の災害時に避難支援を必要とする者が利用する建築物のうち大規模なもの

- イ 避難住民の安全性を確保すべき避難経路及び震災後の復旧用緊急物資等の輸送路となる緊急輸送幹線道路沿いの建築物
- ウ 大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な建築物

(2) 建築物の不燃化対策

災害時における火災等による延焼被害を防止するため、町は県と連携し、建築物不燃化対策を実施する。

3 災害に強いまちづくり施策

町及び県は、以下に示す施策等により、健全で災害に強いまちづくりを推進する。

(1) ハザードマップの利用

震災に備え、地震災害ハザードマップ等を利用し、避難者の安全を確保するための避難路などを住民等に周知し、二次災害の防止を図る。

(2) 空家等の状況の確認

町は、二次災害の防止等のため、日頃から災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

(3) 都市防災総合推進事業の活用

市街地の防災機能を強化するため、既成市街地の避難場所、道路、公園等、防災拠点施設の整備に努めるとともに、避難場所、避難路等周辺の建築物の不燃化・耐震化を図る。

(4) 都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金事業）の活用

ア 小規模でも対応できる事業の活用

防災機能を強化するため、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等を実施する場合には、小規模でも対応できる事業の活用を検討する。

イ 地域生活基盤施設事業の活用

防災機能を強化するため、地域防災施設（緑地、広場等）の整備に努める。

第3 防災空間の整備拡大

町及び県は、防災空間として、震災時に広域避難場所、一時避難場所となる都市公園の体系的な整備を促進し、まち全体の安全性向上を図る。そのため、緊急輸送道路及び町が独自に指定する輸送路に隣接する竹取公園、横峰公園、西谷公園を災害時の防災拠点、避難場所等の機能を果たす防災公園として、輸送道路への開口部、避難スペース、備蓄倉庫、耐震貯水槽、マンホールトイレ、給排水設備、かまどベンチ、放送設備、発電設備、臨時ヘリポート、被災者支援の機能を有した公園管理事務所等の機能整備を進める。

第4 橋梁の整備

橋梁は、道路機能を確保するために特に重要な道路施設であるため、緊急輸送道路ネットワークに指定された路線については、特に重点的に耐震性の強化を進める。

1 事業中及び今後事業実施予定の箇所

関係機関は、事業中及び今後事業実施予定の箇所について、「道路橋示方書・同解説（平成24年3月改訂社団法人日本道路協会）」に基づき整備を進める。

2 その他の箇所

関係機関は、その他の箇所について、点検調査を実施して補修等対策工事の必要な箇所を指定し、施設の強化を図るための補強整備を進める。

第5 河川管理施設

1 河川管理施設等の整備

地震の発生により、河川管理施設等が破壊し、二次災害としての水害の発生が予想される。このため、河川管理施設等の管理者は、耐震点検基準等により、各施設の耐震度を点検し、補強等の対策を進める。

2 災害復旧用資材の備蓄

河川管理施設等の管理者は、地震により損害を受けた施設を速やかに応急修理できるように、災害復旧用資材の備蓄に努める。

上記以外の事項については、一般対策編 第2章 第12節「まちの防災構造の強化計画」を準用する。

第13節 建築物等災害予防計画

震災による人的被害の軽減のため、町が策定した「耐震改修促進計画」に基づき、建築物等の耐震性を確保するための施策を計画的に取り組む。また、余震による二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定の体制整備を行う。

第1 町有建築物の耐震性の確保

1 防災上重要な役割を果たす建築物

町は、防災拠点となる役場等の庁舎、被災者の救護活動を担当する地域の医療機関のうち中心的な役割を果たす病院、避難所となる学校、体育館、公民館等の新築については「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準ずるよう耐震診断・改修を進める。また、当該既存建築物についても同基準に基づく耐震診断・改修の実施を推進するよう努める。

2 その他の既存建築物

町は、町が所有又は管理する公共建築物について、耐震診断を計画的に実施し、その結果、耐震改修が必要と認められたものは、耐震改修に努める。

3 非構造部材の耐震対策

町は、町が所有又は管理する公共建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策に努める。

第2 民間建築物等の耐震診断・改修の促進

平成20年3月に策定した広陵町耐震改修促進計画に基づき、以下の取組を行う。

1 耐震性向上の普及・啓発

町は、既存建築物の耐震性向上のため、広報の充実、相談窓口の設置等により広くわかりやすく耐震知識、耐震診断・改修の必要性、補強技術等の普及・啓発を図る。

2 民間建築物の耐震診断・改修の促進

町は県と協力し、民間建築物について建築物の重要度を考慮しつつ、災害時に重要な機能を果たすべき建築物の所有者に、耐震診断・改修についての自助努力を促す。

また、病院、店舗、宿泊施設等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模な既存建築物、避難住民の安全性を確保すべき避難経路及び震災後の復旧用緊急物資等の輸送経路となる緊急輸送幹線道路沿いの既存建築物、救援活動の拠点となる指定地方公共機関の既存建築物等については、耐震性能の向上に努めるよう指導するとともに、市街地の防災性能の向上に寄与する耐震改修の促進に努める。なお、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正（平成25年11月25日施行）にともない、耐震診断が義務化された建築物にあっては、定められた期限までに診断の結果が所管行政庁へ報告されるよう所有者へ周知する。

3 倒壊物・落下物対策

広告塔や建築物に付設された看板やエアコンの外部機器、各種自動販売機、家屋のブロック塀等の地震等による落下や転倒の影響は、人身への被害とともに救助活動の障害ともなるので、安全性を確保していくよう、関係団体、事業者や住民等に周知・指導等を行う。

4 木造住宅の耐震診断・改修の促進

(1) 耐震診断の促進

地震時の被害が大きくなると予想される昭和56年以前の木造住宅について、所有者等が耐震診断を希望する場合、町が耐震診断員を派遣し、耐震診断を実施する。また、耐震化の促進のために、全ての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施する。

(2) 耐震改修の支援

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであり、基本的に所有者の責任において実施されるべきである。しかし、耐震化により建築物の被害が軽減されることにより、仮設住宅の量的な軽減、がれき等災害による廃棄物の軽減を図ることができ、早期の復旧・復興に寄与すること、緊急輸送路や避難路が確保される等の減災対策となる。

こうした考え方にに基づき、耐震化を促進するための優遇措置として、耐震性が不十分である建築物の耐震性を満たすために行う耐震改修工事を促進するため、その費用の一部を補助する事業を実施する。なお、建築物が個人財産であること及び町の財政状況等を考慮した上で、耐震改修の支援を推進する。

5 非構造部材の耐震対策

町は、県と協力し、既存建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策の促進に努める。

6 重点促進区域における耐震診断・改修の促進

地震災害に強いまちづくりを進めるため、以下の地域を、重点的に耐震化を図る地域とし、当該区域内の住宅・建築物の計画的な耐震診断・耐震改修を促進する。

- (1) 災害時に重要な機能を果たすべき建築物が多く立地する地域
- (2) 木造住宅が密集する出火危険度及び延焼拡大度の高い地域
- (3) 緊急輸送道路や避難路沿道に沿った地域等、地震防災対策上重要な地域

7 技術者の養成等

町は、県及び建築住宅関係団体と協力し、耐震診断及び補強に係る民間技術者の知識及び技術の向上を図るため、講習会の受講を奨励するとともに、技術資料の作成等に努める。

第3 文化財建造物等の耐震性向上対策

1 耐震性能確保と防火対策の強化

文化財建造物は、構造・材料を変更せず旧来の形状を保存維持することを旨としているため、現行の建築基準法に基づいた補強策を採用することが難しい。このため、平成8年度から文化庁において策定が進められている「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」及び平成11年4月、文化庁において策定された「重要文化財（建造物）耐震診断指針」に則し、耐震性能の確保と防火対策の強化を図る。

2 地震災害時の応急対応体制の確立

地震災害時には、町、指定文化財の所有者及び管理者は、県に対し被害状況を報告する。

3 文化財保護関係者の対応

文化財建造物は、倒壊しても構成部材が焼失・廃棄されない限り旧状への復旧が可能であるが、破損した部材が消火・救援活動の妨げとなり廃棄されるおそれがある。このため、文化財保護関係者は、文化財建造物の焼失を防ぐ必要性から、県から応急対応の指導を受ける。

第4 コンピューターの安全対策

町は、保有する重要な情報システムについて耐震補強、機器の落下倒壊の防止、データの安全な場所での保管等の安全対策の実施に努める。

第5 家具等転倒防止対策

町は地震発生時に一般家庭等にある家具等什器の転倒による被害を防止するため、住民等に対しリーフレット類を配布する等、家具類の安全対策の知識の普及を図る。

第6 その他

1 ブロック塀・石塀等対策

町は、ブロック塀等の倒壊による災害を未然に防止するために、ブロック塀の安全点検の実施について、普及・啓発を行う。また、都市防災上、通学路等を中心とした既存塀の改修も含め、ブロック塀等の耐震性向上の促進について、取り組み強化を図る。

2 落下物等対策

町は、地震等による落下物からの危害を防止するため、市街地における窓ガラス、看板、タイル等の落下危険のあるものについて、県、消防が実施する防災査察等により、その実態を把握し、必要に応じ改善指導を行う。

第7 被災建築物応急危険度判定実施体制の整備

1 実施体制の整備

町は、県の協力のもとで、災害後の判定活動を速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、実施体制の強化に努めるとともに、日本建築家協会に支援を求める。このため町は、建築関係団体等を含め、県内の相互支援体制及び応急危険度判定実施体制の整備体制の改善を図る。また、同協議会が実施する研修会等により、相互支援体制及び実施体制の円滑化を図る。

なお、県では、府県境界を越えた相互支援体制の整備について、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「近畿被災建築物応急危険度判定協議会」で協議しており、平成9年度には住宅地図の相互保管を行っている。さらに、今後も判定士の派遣、判定資機材の備蓄等についての相互支援体制の改善を図る。

2 応急危険度判定制度の普及・啓発

町及び県は、建築関係団体と協力し、住民等に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及・啓発に努める。

第14節 災害に強い道づくり

道路は、住民等の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものである。

町は、道路管理者や防災関係機関との連携を緊密にし、救急・救助等が迅速に実施できるよう体制を整備する。

第1 連絡体制の整備

1 職員の配備体制

道路管理者は、地震災害の状況に応じ、応急対策に必要な職員の非常配備体制の整備を図る。

2 防災関係機関との応援体制

道路管理者は、地震発生時において、警察、消防、自衛隊等防災関係機関との連携が重要であるため、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策実施状況等の情報を相互に共有し、有機的かつ迅速に対応できる体制を整える。

また、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、救助・救急・医療及び消火活動について日頃から機関相互間の連携強化を図る。

上記以外の事項については、一般対策編 第2章 第13節「災害に強い道づくり」を準用する。

第15節 緊急輸送道路の整備計画

本節は、一般対策編 第2章 第14節「緊急輸送道路の整備計画」を準用する。

第16節 ライフライン施設の災害予防計画

ライフライン施設管理者は、震災時における被害の拡大防止、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。

第1 上水道

1 水道施設の耐震化

水道事業者等は、配水場・主要管路（送水管・配水管）・県営水道送水管への緊急取水弁等の重要度の高い基幹施設等について、施設の新設・拡張・改良と併せて計画的に耐震化を図る。また、老朽管路の更新は、耐震性の高い管材料、伸縮可能な継手の採用等に努めるものとし、あわせて配水ブロック（緊急遮断弁の設置）による被害区域の限定化等の事故時対策を進める。

県営水道送水管への緊急取水弁とは、次の町内5箇所に取り付けられた災害時に直接取水する弁。

- ・大字大野394番地先
- ・大字広瀬144番地先
- ・大字百済1564番地先
- ・大字安部159番地先

2 水の融通体制の確立

水道事業者等は、送水管路及び配水幹線が地震で被害を受けるとその系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。また、隣接市町間等においても協定を締結し、幹線の広域的な相互連絡や広域情報ネットワークの整備を行うことを検討する。

3 防災用資機材等の整備

水道事業者等は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定める。また、緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握する。なお、資機材・図面等の保管は交通の便利な場所に適宜分散する。

4 給水データベースの整備

町は、県と協力し、給水車・給水タンク等給水機材の保有状況、支援可能人員等給水に必要なデータを整備する。

5 初動マニュアルの整備及び教育訓練の実施

町は、情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、初動マニュアルを整備するとともに計画的に教育訓練を実施する。

第2 下水道

下水道施設の設置（管理）者は、施設の新設、増設に当たっては、「下水道施設設計指針と解説」、「下水道施設地震対策指針と解説」に基づき耐震性を考慮した設計を行うとともに、新たに、耐震性向上のため開発される資機材、工法等も積極的に取り入れ、より耐震性のある施設にする。

なお、下水道台帳については、地図情報システム（GIS）にて管理し、適切な方法でバックアップを行う。さらに、地震災害時に必要最低限の処理ができるよう施設の耐震化を図るとともに、老朽化した施設の更新に当たっては、耐震性を考慮する。

第3 電力（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社）

地震災害による設備被害を軽減し、安定した電力供給確保を図るための電力設備の整備・強化とそれに関連する防災対策について定める。

1 防災教育

災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

2 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態において有効に機能することを確認する。また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

3 電力設備の災害予防措置に関する事項

各種災害対策として必要に応じ以下の設備対策を実施する。

(1) 水力発電設備

ダムについては、発電用水力設備の技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤震動に耐えるように設計する。

水路工作物並びに基礎構造が建物基礎と一体である水車及び発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として、構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行う。

その他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、発電用水力設備の技術基準に基づいて行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(2) 送電設備

架空送電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路の終端接続箱及び給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。

また、地盤条例に応じて、可とう継手や可とう性のある管路を採用するなど、耐震性を考慮した設計を行う。

(3) 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(4) 配電設備

架空送電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路の終端接続箱及び給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

(5) 通信設備

屋内設備装置については、構造物の設置階を考慮した設計を行う。

4 防災業務施設及び設備の整備

(1) 観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設及び設備を強化、整備する。

ア 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設及び設備

イ 地震動観測設備

(2) 通信連絡施設及び設備

災害時の情報連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じ、次の諸施設及び設備の強化、整備並びに情報伝達手段の強化を図る。

ア 無線伝送設備

(ア) マイクロ波無線等の固定無線回線

(イ) 移動無線設備

(ウ) 衛星通信設備

イ 有線伝送設備

(ア) 通信ケーブル

(イ) 電力線搬送設備

(ウ) 通信線搬送設備、光搬送回線

ウ 交換設備

エ IPネットワーク回線

オ 通信用電源設備

夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に務める。また前号に定める「通信連絡施

設及び設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。

(3) 非常用電源設備

復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

(4) コンピューターシステム

コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。

特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステム及びその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法に基づく地震対策、火災対策及び浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

(5) 水防・消防に関する施設及び設備等

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の水防及び消防に関する施設及び設備の整備を図る。

ア 水防関係

- (ア) ダム管理用観測設備
- (イ) ダム操作用の予備発電設備
- (ウ) 防水壁、防水扉等の浸水対策施設
- (エ) 排水用のポンプ設備
- (オ) 各種舟艇及び車両等のエンジン設備
- (カ) 警報用設備

イ 消防関係

- (ア) 消火栓、消火用屋外給水設備
- (イ) 各種消火器具及び消火剤
- (ウ) 火災報知器、非常通報設備等の通信施設及び設備

(6) 石油等の流出による災害を防止する施設及び設備等

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の施設及び設備の整備を図る。

- ア 防油堤、流出油等防止堤、ガス検知器、漏油検知器
- イ オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材

(7) その他災害復旧用施設及び設備

電気設備の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じ、移動用発電機設備等を確保し、整備・点検を行う。

5 復旧用資機材等の確保及び整備

(1) 復旧用資機材の確保

災害に備え、日頃から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

(2) 復旧用資機材等の輸送

平常時から復旧用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

(3) 復旧用資機材等の整備点検

平常時から復旧用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、整備点検を行い、非常事態に備える。

(4) 復旧用資機材等の広域運営

平常時から復旧用資機材等の保有を効率的に行う。

災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。

(5) 食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

平常時から食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。

(6) 復旧用資機材等の仮置場の確保

災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、必要に応じ、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

6 電気事故の防止

(1) 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

(2) 広報活動

ア 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

(ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと

(イ) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターへ通報すること

(ウ) 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと

(エ) 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、必ず電気店等で点検してから使用すること

(オ) 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること

(カ) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること

(キ) その他事故防止のため留意すべき事項

イ PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関ホームページ及びSNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

ウ 停電関連

自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設及び人工透析などの医療機器等使用者の災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

第4 電信電話施設

1 西日本電信電話株式会社

風水害をはじめとする各種災害による設備被害を軽減し、安定した通信環境確保を図るための通信設備の整備・強化とそれに関連する防災対策について定める。

電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻そう対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとする。

(1) 電気通信設備等の防災計画

ア 電気通信設備等の高信頼化

(ア) 震災対策

災害に備えて、主要な電気通信設備等について耐震・耐火・耐水構造化を行う。

(イ) 火災対策

- a 火災に備え、主要な電気通信設備等について耐火構造化を行う。
- b 建物の不燃化並びに耐火構造化を実施するとともに、延焼防災のため防火扉、防火シャッターを設置する。
- c 火災報知器・警報設備並びに消火設備を常備する。

イ 電気通信システムの高信頼化

(ア) 重要通信センターの分散設置並びに中継伝送路の他ルート構成あるいはループ化構造とする。

(イ) 通信ケーブルの地中化を推進する。

(ウ) 重要な電気通信設備について必要な予備電源を設置する。

(エ) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(2) 災害対策用機器並びに車両の確保

災害が発生した場合において、電気通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するために災害対策用機器並びに車両を配備する。

(3) 災害対策用資機材等の確保と整備

ア 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、日頃から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

イ 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

ウ 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

エ 食料、医薬品等生活必需品の備蓄

非常事態に備え食料、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。

(4) 情報伝達方法の確保

災害時等の緊急情報伝達に備え、必要な会社間・会社内の組織及びグループ会社等と迅速かつ的確に伝達するため、その経路・方法・連絡責任者の指名、その他必要事項を整備し、維持する。

(5) 防災に対する教育、訓練

ア 防災業務を安全かつ迅速に遂行しうるよう、社員等に対し防災意識を啓発し、必要な教育を実施する。

イ 県・町が主催する総合的な防災訓練に積極的に参画する。

(6) 災害時優先電話

町及び防災関係機関の申し出により、あらかじめ指定した加入電話を災害時優先措置する。町は、各機関の加入電話が災害時優先措置されるようNTT西日本に申し出て協議し、必要な災害時優先電話を確保する。

2 株式会社ドコモCS関西（携帯電話）

株式会社ドコモCS関西はNTTグループで「防災業務計画」を定めており、以下のとおり実施します。

(1) 防災教育、防災訓練、総合防災訓練への参加

ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうるよう防災に関する教育を実施する。

イ 防災を円滑、かつ迅速に実施するため、防災訓練を年1回以上実施する。

ウ 中央防災会議、或いは地方防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的参加し、これに協力する。

(2) 電気通信設備等に対する防災計画

ア 電気通信設備等の高信頼化

災害の発生を未然に防止するため、電気通信設備と、その附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。

イ 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても通信を確保するため、通信網の整備を行う。

ウ 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について災害時における滅失、若しくは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

エ 災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。

(3) 重要通信の確保

ア 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。

イ 常時そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

ウ 災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロールを行い電気通信のそ通を図り、重要通信を確保する。

(4) 災害時対策用機器及び車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は被害を迅速に復旧するためにあらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて機器及び車両等を配備する。

(5) 災害対策用資機材等の確保と整備

ア 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害普及を実施するため、平常時から復旧用機材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

イ 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

ウ 災害対策用資機材等は、常に数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

エ 災害対策用資機材の広域運営

移動通信に関わる全国に展開する主要な災害対策用資機材の効率的な運用を図るため、必要に応じて配備等の調整を図る。

オ 食料、医薬品等生活必需品の備蓄

非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。

カ 災害対策用資機材等の仮置き場

災害対策用資機材等の仮置き場について、非常事態下の借用交渉の難航が予測されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、非常事態下の用地確保の円滑化を図る。

3 KDDI株式会社（携帯電話）

KDDI株式会社は、防災計画の定めるとおり以下を実施する。

(1) 防災に関する関係機関との連絡調整

災害に際して、防災業務が円滑かつ効率的に行われるよう平素から次のとおり関係機関と密接な連絡調整を行うものとする。

ア 本社においては、総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

イ 総支社においては、当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

ウ 各事業所においては、必要に応じて当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

(2) 通信設備等に対する防災設計

災害の発生を未然に防止するため、予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の防災設計を行うものとする。また、主要な通信設備等については予備電源を設置する。

(3) 通信網等の整備

災害時においても通信の不通又は極端なそ通低下を防止するため、次により通信網の整備を行うものとする。

ア 網制御・交換設備及びその付帯設備の分散設置を図る。

イ 伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、陸上ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。

(4) 災害対策用機器、車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に緊急連絡用設備、代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備するものとする。

(5) 災害時における通信のそ通計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、重要な通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第55条に規定する通信。以下同じ。）の確保を図るため、通信のそ通、施設の応急普及等に関する緊急そ通措置、緊急普及措置等に関する計画を作成し、現在に則して適時実施するものとする。

(6) 社員の動員計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信のそ通又は応急復旧に必要な社員の動員を円滑に行うため、社員の非常招集、非常配置等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。

(7) 社外関係機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社外関係機関に対し、応援の要請又は協力を求める必要があることを想定し、応援要員の派遣、燃料、食糧等の特別支給、交通規制の特別解除、資機材等の輸送援助、通信用電源の確保等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。

(8) 防災に関する教育、訓練

ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全の確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行できるよう、必要な教育を実施し、防災に関する知識の普及及び向上を図るものとする。

イ 防災業務を円滑かつ適切に実施するため、災害発生に係る情報の収集・伝達、災害対策本部等の設置、非常招集・参集、災害時における通信のそ通確保、電気通信設備等の災害応急復旧、災害対策機器の操作、消防・水防、避難・救護等に関する防災訓練を毎年1回実施するとともに、防災体制の見直しと必要な改善を図るものとする。

ウ 訓練の実施にあたっては、被害想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう務めるとともに、国、関係地方公共団体等が実施する総合防災訓練に参加するなど、これら機関との連携も考慮して行うものとする。

(9) 東南海・南海地震の防災対策推進地域に係る地震防災推進計画

KDDI株式会社は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の定めるところにより、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定された地域（以下この条において「推進地域」という。）における地震防災に関し、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより地震防災対策強化地域における地震防災の措置に加えて、次の措置をとるものとする。また、推進地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとるものとする。

ア 津波情報等の伝達経路等の設定

気象庁が発表する津波情報等の津波に関する情報（以下「津波情報」という。）等を、災害対策上、必要な部署、関連する人に対して、その内容を正確かつ迅速に伝達できるよう、情報の伝達経路及び伝達方法をあらかじめ定めておく。

イ 地震防災応急対策（重要通信の確保）

津波情報等を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、通信のそ通状況等を監視し、著しい輻そう等が予想される場合は、通話の利用制限、輻そう対策のための措置をとるものとする。

ウ 地震防災上必要な知識の普及

推進地域内の事業所等の長は、地震防災応急対策に関与する社員等に対し、東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識の普及を図るものとする。

4 ソフトバンクモバイル株式会社（携帯電話）

ソフトバンクモバイル株式会社（以下、SBM）では、「情報＝ライフライン」ということを自覚し、災害時でもサービスが確保できるよう、通信設備に対する防災設計を行い、災害に強い通信設備の構築を図る。また、災害対策用機器、車両等の配備、社内体制などを整備し、従業員が迅速かつ適切に防災業務を遂行できるよう、従業員に対する教育・訓練を毎年実施している。

地震による災害発生時において、最大限の通信サービスが確保できるよう、ネットワークの安全、信頼性の向上に努めている。地震発生によるネットワークトラブルに備えた早期復旧体制を構築する。

(1) 顧客への発災時の支援

大規模地震が発生した際に、通信サービスの確保ができるように、社内の防災関係業務を整備し、災害に備えた対策と指針づくりを行い、関係機関との緊密な連携を図りながら、いざという時に備える。

ア 停電対策

イ 伝送路対策

ウ 移動基地局車・可搬型衛星基地局の配備

(ア) 移動電源車

(イ) 移動無線基地局車

(ウ) 可搬型無線機

エ 緊急時・災害時の通信網整備

(2) 社内体制の整備

大規模地震が発生した際に、通信サービスの確保が迅速に行えるよう、社内の防災関係業務を整備し、体制や連絡網の整備、防災備蓄品の配備を行っている。

ア 対応マニュアルの徹底

イ 非常時体制の確立と連絡網の整備

ウ 防災備蓄品の配備

【災害対策用設備及び防災備蓄品の配備】

災害時に、通信網の早期復旧を図るため、災害対策用設備（非常用発電機、車載型無線基地局、移動電源車など）を全国各地に配置し、復旧資材及び予備備品なども確保している。

併せて、飲料水及び食料など、生活必需品も全国の拠点に備蓄している。

(3) 防災訓練の実施

毎年、大規模地震に備えた全社規模の総合防災訓練を実施しており、地方拠点においても、地域特性に合わせた防災訓練を行い、地震の発生に備えている。

- ア ネットワーク障害対応訓練
 - イ 安否確認訓練
 - ウ 火災・地震の対応訓練
- (4) 応急復旧設備の配備 代替基地局設備
- ア 基地局の代替サービスエリアの確保
 - イ 代替基地局の研究開発

第5 都市ガス（ガス事業者）

各ガス事業者は、ガス施設における災害発生の未然防止はもちろんのこと、発生時の災害を最小限とするために、また震災発生地域でのガスによる二次災害防止と非被災地域におけるガス供給確保を目的として、ガスの供給に係わる設備、体制及び運用についての総合的な災害予防対策を推進する。

1 大阪ガスネットワーク株式会社

(1) 防災体制

ガス事業者は、保安規程に基づき「防災業務計画」及び「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」等により、関係工事会社等に対し保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

(2) ガス施設対策の実施

ア 新設設備と既設設備

ガス事業者は、新設設備について、ガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は、その重要度を考慮し計画的に入替え・補強等必要に応じた対策を講じる。

イ 導管網のブロック化

ガス事業者は、二次災害の発生を防止するため、緊急遮断装置の設置による導管網のブロック化を進める。

ウ 地震発生時の二次災害防止

ガス事業者は、地震発生時の二次災害防止のために、感震遮断機能を有するマイコンメーター及び遠隔ガス遮断装置及び地区ガバナー感震自動ガス遮断装置の設置を進める。

(3) その他防災設備

ア 検知・警報設備

ガス事業者は、地震発生時において速やかな状況把握を行い、所要の措置を講じるため、必要に応じ供給所等に遠隔監視機能をもった次の設備を設置する。

- a 地震計
- b ガス漏れ警報設備
- c 圧力計・流量計

イ 連絡・通信設備の整備

ガス事業者は、地震発生時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

ウ 資機材の点検整備

エ 教育訓練

オ 社員等関係者に対する防災教育

カ 広報活動

(ア) 顧客に対する周知

ガス事業者は、パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項等を周知する。

(イ) 土木建設関係者に対する周知

ガス事業者は、建設工事の際のガス施設損傷による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図るとともに、ガス事故防止に当たっての注意事項を周知する。

2 大和ガス株式会社

(1) 防災体制の整備

ガス保安規定に基づく「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」等により、当社及び関係工事会社等に対し保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

(2) 施設対策

災害によるガス漏洩を防止するため、次のような供給施設の強化と保全を図る。

ア ガス供給施設の耐震性確保

供給所等のガス施設について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と緊急操作設備の充実強化を図る。

イ ガスの安定供給

大規模地震発生時に二次災害発生のおそれがある地域の一時的なガス供給停止と他の地域へのガス供給継続を可能にするため、導管網をブロック化するシステムを推進する。

ウ 緊急用資材の確保

(3) その他防災設置

ア 埋設導管で経年化をたどっているものから順次、耐震性と可とう性に優れたポリエチレン管および鋼管に取り替えを推進していく。

イ 連絡・通信設備の整備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに遠隔監視・操作を行うため、連絡設備を整備する。

ウ 教育訓練

(ア) 災害想定訓練を繰り返し実施する。

(イ) 日本ガス協会近畿部会が行う、ガス漏洩対応訓練に積極的に参加して社員のレベルアップを図る。

エ 広報活動

災害時の対応について平常時から広報活動を実施し、市民の意識向上を図る。

(ア) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する

(イ) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し広報する。

第6 鉄道

近畿日本鉄道株式会社は、地震発生時における鉄道の被害拡大防止をするとともに、被害が発生した場合、迅速な復旧を図り輸送機能を確保するため、次の対策を講じる。

1 施設の耐震性の強化

新設建造物は、関係基準に従い設計する。その他については、関係官庁から新しい基準が出され、強化対策が必要となれば、計画的に強化を図る。

2 地震計の設置

沿線の主要箇所地震計を設置して、運転指令室に警報表示を行い、指令無線により運転中の列車に対して指示を行う。

3 情報連絡施設の整備

迅速に各種情報を周知徹底させるため、通信施設の整備拡充を図る。

4 復旧体制の整備

- (1) 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制
- (2) 応急復旧用資機材の配置及び整備
- (3) 列車及び旅客の取扱い方の徹底
- (4) 消防及び救護体制
- (5) 防災知識の普及

第7 ライフライン共同収容施設等

町は、県と協力し、地震災害時における水道、ガス、電気、電話等のライフラインの安全性、信頼性を確保するため、当面中心部において、幹線共同溝、電線共同溝の計画的な整備を推進する。

上記以外の事項については、一般対策編 第2章 第15節「ライフライン施設の災害予防計画」を準用する。

第17節 危険物施設等災害予防計画

町と防災関係機関は、地震に起因する危険物施設の火災や、ガス爆発及び火薬類による災害の発生を未然に防ぐため、消防法に基づく取り締まりや、保安対策の計画及び実施に努める。

上記以外の事項については、一般対策編 第2章 第16節「危険物施設災害予防計画」を準用する。

第18節 水害予防計画

地震の発生により、河川管理施設等が破壊し、二次災害としての水害の発生が懸念されるため、各施設の耐震性能の評価、耐震補強等を計画的に進める。

1 河川施設の点検、整備

地震の発生により、河川管理施設が破壊し、二次災害としての水害の発生が予想される。このため、河川管理施設等の管理者は、耐震点検基準等により、各施設の耐震度を点検し、緊急性の高い箇所から計画的な補強等の対策により耐震性の確保に努める。特に、地震による影響として、奈良盆地部で液状化が発生する可能性があり、液状化の危険区間の整理を行い、計画的に河川施設の補強等を進める。また、水害情報の観測における雨量・水位観測局との通信に、無線による回線機能を付加し情報伝達経路の二重化を図るなど、地震災害においても確実な水害情報が得られるよう河川情報基盤の整備を進める。

2 災害復旧用資材の備蓄

河川管理施設等の管理者は、地震により損害を受けた施設を速やかに応急修理できるよう、災害復旧用資材の備蓄に努める。

上記以外の事項については、一般対策編 第2章 第29節「水害への備え」を準用する。

第19節 地盤災害予防計画

町には、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険箇所の指定はないが、大規模地震の発生や大型台風、ゲリラ的に発生する集中豪雨等の影響により、ため池の堤体が決壊した場合、下流への被害は農業関係にとどまらず、人命、家屋、公共施設等にも及ぶことが心配されている。

災害発生の未然防止と住民生活の安全・安心の確保を図るため、危険度の高いため池について、改修や補強等の整備を行うとともに、直ちに改修に着手できないため池についても、保全管理の支援等ソフト対策を行い、防災・減災対策に努める。

上記以外の項目については、一般対策編 第2章 第32節「総合的な土砂災害予防対策」及び第33節「ため池災害予防計画」を準用する。

第20節 地震火災予防計画

大地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、多くの場合地震に起因して発生する火災によるところが大である。

したがって、震災被害を最小限に軽減するために、町は次の対策を実施する。

第1 出火防止・初期消火

1 初期消火の技術指導の普及

各種集会、広報媒体等の広報活動を通じ、出火防止に関する知識、初期消火の技術指導の普及を図る。

2 初期消火機器の設置、普及

災害時における初期消火の実効性を高めるために、家庭、地域、事業所等への火災警報器、消火器、消火バケツの設置について普及を図る。

3 初期消火の知識の習得

地域及び事業所等において自主的な防災組織を編成し、消防機関の指導の下に消火訓練を通じて、出火防止及び初期消火の知識、技術を習得し、災害に備える。

4 感震ブレーカーの普及

阪神淡路大震災、東日本大震災等における火災発生原因は、電気関係に起因するものが過半数であった。復電火災対策としては、感震ブレーカーの設置が有効な手段として挙げられていることから普及を図る。

第2 火災拡大要因の除去

1 建築物不燃化対策

- (1) 町は、市街地における建築物の不燃化を進めるために、防火地域・準防火地域の指定等により、防災性能の向上に努める。
- (2) 町は、防火地域・準防火地域の指定外の地域内の建築物の不燃化を進める。
- (3) 町は、不特定多数の人が利用する既存特殊建築物の防災性能を常時適正に確保し、建築物の安全性確保と施設改善を指導する。

2 消防活動対策

町は、消防活動が困難である区域の解消に資する道路の整備に努める。

第3 消防力・消防水利等の整備

町は、「消防力の整備指針」（平成12年1月20日消防庁告示第1号）並びに「消防水利の規準」（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）を充足するため、次のとおり消防組織の充実を図り、消防設備等の整備に努める。

1 青年層や女性層の参加促進

町は、消防団の施設・設備の充実に努めるとともに、青年層や女性層の消防団への参加促進を図る等の消防団の充実強化に努める。

2 消防設備の整備

町は、住民等が発災直後において、円滑に初期消火を行うための、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ、ホース格納箱等の消防設備の整備に努める。

3 水利の多元化推進

町は、災害時の消火栓の使用不能、防火水槽の破損等に対処するため、貯水槽等の計画的な整備を進めるとともに、農業用水、プール、井戸等の自然水利の確保に努め、水利の多元化を推進する。

上記以外の事項については、一般対策編 第2章 第35節「火災予防・救急・救助計画」を準用する。

第21節 第六次地震防災緊急事業五ヶ年計画

地震による災害から住民等の生命、身体及び財産を保護するため、「地震防災対策特別措置法」に定める地震防災上緊急に整備すべき施設等について、「奈良県第六次地震防災緊急事業五箇年計画」に沿って事業を推進する。

第1 計画の概要

1 計画年度

令和3年度～令和7年度

2 事業の実施

町は県とともに、第六次地震防災緊急事業五ヶ年計画に基づき、地震防災に係る緊急事業を計画的に執行する。

3 地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例

地震防災対策特別措置法第4条により、国の負担又は補助の特例が定められている。

第2 対象事業及び事業費等

町地域防災計画等に定める事項のうち、主務大臣の定める基準に適合する施設等の整備である。

奈良県第六次地震防災緊急事業五ヶ年計画項目及び事業量・事業費が定められている。

災害応急対策及び復旧への備え

第22節 防災体制の整備計画

町は、日頃から防災に係る組織体制等の整備、充実を図る。また、大規模災害時には全職員が災害対応に当たることを踏まえ、平素から職員の意識高揚、災害対応能力の向上に努める。

第1 町の活動体制

町は、災害時に災害対策本部を速やかに設置できるよう、災害対策本部室の場所、設置手順等を定めるとともに、全ての職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備し、大規模災害時には人・物等の資源が制約され、全職員が災害対応に当たることを踏まえ、防災対策に不慣れな職員が手間取ることがないようにアクションカードの作成に努め、平素から研修、訓練等を通じ、職員の防災意識の高揚と災害対応能力の向上を図る。

町は、防災拠点の整備に努めるとともに、住民等が災害時に自ら防災活動を行いやすい環境整備に努める。

第2 防災関係情報の共有化

町と防災関係機関は、それぞれが把握する被災・復旧情報、観測情報等を迅速・的確に収集する体制の整備を図るとともに、防災関係機関相互で情報の共有化を図る。

上記以外の事項については、一般対策編 第2章 第17節「防災体制の整備計画」を準用する。

第23節 航空防災体制の整備計画

町は、県が災害時における情報収集、交通の途絶時の救急・救助・消火活動を迅速かつ的確に行えるよう、県消防防災ヘリコプターの受入体制を整える。

第1 県消防防災ヘリコプターの受入体制

町は、防災ヘリコプターの受入体制を整えるため、次の事項を定める。

- 1 要請担当窓口
- 2 派遣要請手続
- 3 ヘリコプター臨時離着陸場の指定
- 4 その他必要な事項

第2 緊急ヘリポートの整備

- 1 災害活動用緊急ヘリポートを確保

町は、あらかじめヘリコプターの災害活動用緊急ヘリポートを確保する。

- 2 施設の表示

ヘリポート施設の管理者は、現地において当該施設が緊急ヘリポートである旨の表示に努める。

- 3 適地判定調査

町は県とともに、新規の災害活動用緊急ヘリポートについて着陸適地であるか調査を実施する。

上記以外の事項については、一般対策編 第2章 第18節「航空防災体制の整備計画」を準用する。

第24節 通信体制の整備計画

町は、災害時に被害情報を迅速かつ確実に収集し、避難情報などを住民等に確実に伝達できるよう、防災行政無線をはじめ多様な伝達手段を整備・確保する。また、国や県との情報交換のための通信網を確実に運用する。

第1 町防災行政無線設備

1 現況

町が防災情報を収集し、また住民等に対して防災情報を周知するための手段に、町の防災通信システムを整備しており平成27年度に整備を終え運用している。

町の防災通信システムを補完する全国瞬時警報システム（J－ALERT）や緊急情報ネットワークシステム（E－Net）は全市町村で整備済みである。

(1) 同報系無線

屋外拡声器により、町から住民等への災害情報の伝達に活用される。

(2) 移動系無線

災害現場から町役場までの現地災害情報の伝達のほか、広報車による住民等への情報伝達にも活用される。

2 災害予防計画

(1) 町は、各無線局の設備及び各機器について、保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させるとともに、耐災性の向上に努める。

(2) 町は、自家用発電機をはじめとした非常用電源設備の耐災性の向上に努める。

(3) 町は、機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的実施する。

3 整備計画

(1) 無線網の拡充・強化に努める。特に、難聴地域の解消に努める。

(2) 町は、住民等への災害情報伝達手段として、できるだけ多くの伝達手段を確保するように努める。

(3) 整備に当たっては、設備の耐災性の向上に努める。

第2 電信電話設備（災害時優先電話）

N T T西日本は県、町の申し出により、あらかじめ指定した加入電話を災害時優先措置する。

町は、指定した避難場所に避難される住民等が使用する特設公衆電話を設置するよう努める。

第3 放送施設

日本放送協会及び奈良テレビ放送等の放送施設は、施設の耐震等強化、非常用放送設

備の確保、連絡通信手段の確保を積極的に推進する。また、大規模災害を想定した防災計画に基づく災害対策の円滑、適切な実施に向けて、放送設備の保守点検や災害訓練等を定期的に実施する。

第4 その他の通信設備

通信施設を保有する防災関係機関は、各種の災害が発生した場合に予想される通信設備の災害に対処し、通信の途絶防止対策及び災害復旧対策の強化、確立に努める。

第5 非常通信体制の充実強化

町と防災関係機関は、災害時の非常通信の円滑かつ効率的な運用を図るため、各機関相互の協力による通信訓練を実施し、日頃から非常通信の習熟に努める。

第6 通信訓練

町及び県は、非常災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう日頃から意思疎通に努めるとともに、特定の職員以外でも通信機器の基本的な操作ができるよう定期的に通信訓練を実施する。

第7 緊急速報メール

町は住民等への防災情報伝達手段として、携帯電話事業者が提供する緊急速報メールにより、地震の情報や避難情報などを一斉配信する仕組みを整えるように努める。

第8 Lアラート等

県防災行政通信ネットワークの一部である県防災情報システムは、Lアラート、県防災ポータル、緊急速報メールに連携しており、住民等への速やかな情報提供が可能であるため、町は災害対策本部設置状況、避難指示等発令情報、避難所開設情報を、県防災情報システムに入力することで、Lアラート等を通じてこれらの情報を住民等へ速やかに周知できる。

第9 孤立集落への通信

災害時には固定電話や携帯電話が停電や通信回線の断線により通信利用できない場合に備えて、町は孤立集落対策として双方向通信可能な情報通信手段の整備に努める。また、町は避難所の機能強化の為、避難所に非常用電源、衛星携帯電話を整備するよう努める。

上記以外の事項については、一般対策編 第2章 第19節「通信体制の整備計画」を準用する。

第25節 孤立集落対策

平成23年の紀伊半島大水害において、孤立集落が多数発生した経験から、通信及び道路の途絶により孤立する可能性のある地域において、道路寸断による物理的な孤立だけでなく、外部との連絡が取れなくなる通信孤立があることをあらかじめ認識して発生に備えた対策を検討する。

第1 町、住民、自主防災組織の役割分担

1 住民・自主防災組織

防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、孤立に備えて最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水及び生活必需品の備蓄に努めるとともに、積極的に自主防災活動に参加する。

孤立する可能性のある住民等及び自主防災組織は、災害発生時に迅速に安全確認を行えるよう日頃から訓練しておく。

2 町

町は、民間通信インフラが繋がらない場合に備えて、衛星携帯電話・簡易無線機等、多様な通信機器の整備を検討しておくとともに、消防防災ヘリ、県警ヘリやドクターヘリ等が、上空から確認する際の目印となるものを検討しておく。

町は、災害後遅滞なく管轄する道路の安全確認が実施できるように、あらかじめ職員配置及び確認ルートを検討しておく。

町は、災害時には停電により生活に支障が出るとともに、被害状況を把握する方法がなくなることへの備え、灯油やLPガス等を利用して発電できる機器の設置を検討しておくとともに、集落が孤立した際の住民等の食料や生活必需品の確保のため、食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を行い、また住民等に対して食料等の備蓄を呼びかける。

第26節 支援体制の整備

東日本大震災における対応の経験を踏まえて、県外被災地への人的支援、県外からの避難者の受入を実施する場合に、町としての対応、県や関係団体との連携した支援体制の整備について必要な項目を定める。

第1 人的支援体制の整備

1 専門職員人数の把握

町及び県は、医師、保健師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数を把握する。

2 連携協力体制の確保

町は、友好都市や姉妹都市など個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力体制を確保する。

第2 被災者受入体制の整備

1 原子力発電所事故による大量の被災者を受入れ

町は、大規模災害の発生や、原子力発電所事故による大量の被災者を受入れる体制整備を県と連携して進める。

2 賃貸住宅のあっせん等

町は県と連携し、大量の被災者を長期間受け入れる場合を想定し、宿泊施設等の長期借り上げや賃貸住宅のあっせん等について事業者と協議を行う。

第3 広域防災体制の確立

町は、県と連携し、広域防災拠点のあり方（場所、備蓄庫、ヘリポート等の機能）の検討を行うとともに、災害への備えとして、住民等及び関係機関と連携して陸上自衛隊駐屯地の県内誘致活動を進める。

第4 ボランティア等の活動体制

ボランティア等の活動については、第2章 第11節 「ボランティア活動支援環境整備計画」を準用する。

上記以外の事項については、一般対策編 第2章 第21節「支援体制の整備」を準用する。

第27節 受援体制の整備

地震が発生し、町では救援措置等の実施が困難な場合に、県と連携し、他の市町村、都道府県及び防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受けることができるよう整備する。

第1 防災関係機関の相互応援体制の整備

1 相互応援体制の整備

町及び県は、災害時に迅速かつ適切な支援ができるよう、県と県内全市町村の間で締結した「災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定書」により連携の強化を図り、全県的な相互応援体制を整備し、実効性の確保留意する。

2 友好都市や姉妹都市との連携協力

町は、友好都市や姉妹都市など個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力体制を確保する。

3 民間事業者との協定の締結

町は、被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等の、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務について、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結する。

第2 応援受入体制の整備

1 応援業務

町及び県は、災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供給、避難所の運営等）を整理し、災害時に備える。

2 応援機関の執務スペース等の確保

町及び県は、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車両の駐車スペース、ヘリポート等を確保する。

第3 広域防災体制の確立

町は、県と連携し、広域防災拠点のあり方（場所、備蓄庫、ヘリポート等の機能）の検討を行うとともに、災害への備えとして、住民等及び関係機関と連携して陸上自衛隊駐屯地の県内誘致活動を進める。

第4 ボランティア等の活動体制

一般対策編 第2章 第11節「ボランティア活動支援環境整備計画」を準用する。

上記以外の事項については、一般対策編 第2章 第22節「受援体制の整備」を準用する。

第28節 保健医療計画

災害は、自然災害と人為的な要因による人為災害に大別され、いずれも被災区域が広域的なもの（広域災害）と、局地的な範囲に留まるもの（局地災害）がある。

また、被災・被害の程度は、発生場所、発生時刻、発生時期により大きく異なることから、災害発生時に提供すべき医療は、時間の経過に伴い刻々と変化する。

特に一般的に急性期とされる災害発生後 48 時間は、被災地へ重点的に医療資源を投入することにより救命医療を行うとともに、重症傷病者は被災地外に搬送し、助けられる命を一人でも多く助ける。また、急性期以降は、県と連携し、避難所等で避難生活を強いられる被災者の生命を守るため、医療救護、健康相談、こころのケアなど、様々な医療の提供を行う。

これらの考え方に基づき、町は、それぞれの状況に的確に対応できる医療救護体制の整備を図る。

第1 保健医療救護体制の整備

1 町

- (1) 町は、地区医師会等の医療関係団体と協議し、医療救護体制の整備を図る。
- (2) 町は、医療救護の活動場所となる医療救護所を設置する。避難所に指定した施設等の中から医療救護所として使用可能な施設をあらかじめ指定するとともに、住民等への周知を図る。

2 県

- (1) 県は、災害拠点病院等（県立医大、県立病院、市町村立病院等）において、医療救護班を編成するとともに、医療関係団体と協議し、医療救護班の整備を図る。
- (2) 県は、県医師会、県病院協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会と災害時の医療救護活動についての協定を締結する。
- (3) 医療救護活動を円滑に行うため、市町村、県医師会、地区医師会、県病院協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県精神科病院協会、日本赤十字社奈良県支部等の関係機関との連絡体制の整備を図る。

3 県保健所

- (1) 県保健所は、管内の地区医師会、歯科医師会、医療関係機関及び市町村等との連絡体制（地域災害医療対策会議）の整備を図る。
- (2) 県保健所は、感染症対策、防疫対策、食中毒対策等の拠点としての整備を図る。
- (3) 県保健所は、災害時に感染症患者が発生した場合や感染症の発生予防のため、防疫用品等の備蓄を図る。
- (4) 県保健所は、管轄地域内における災害時保険医療活動を指揮調整するため、防疫用品等の備蓄を図る。

4 DMAT（災害派遣医療チーム）の整備

- (1) DMATは、災害発生直後の急性期（おおむね48時間以内）に活動できる機動性を持ち、専門的訓練を受けた医療チームで、県内では25チーム編成されている。
- (2) 県は、「奈良県DMAT運用マニュアル」に基づき、迅速な派遣が図れるよう関係機関の情報共有・連絡体制の確立に努めるとともに、全ての災害拠点病院におけるDMATの複数整備を促進する。
- (3) 県は、災害時にDMAT及び関係機関が円滑に連携できるように、災害医療コーディネーター等も参加する研修・訓練等を行うとともに、奈良県DMATコーディネーターを設置し、DMATの派遣及び受入に関する体制を整備する。
- (4) 災害拠点病院・DMAT指定病院は、院内災害対応マニュアルに他府県DMATの受入にかかる受援計画の整備を図る。

5 災害拠点病院の整備

- (1) 災害拠点病院は、災害による重篤患者の救命医療等、高度の診療機能を有し、被災地からの患者受入、広域医療搬送に係る対応、自己完結型の災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣等の機能を有する医療機関である。
- (2) 県では、各保健医療圏で中心的役割を担う地域災害拠点病院として、6病院が災害医療の中心的役割を担い、地域災害拠点病院の機能強化、要員の訓練・研修機能を有する基幹災害拠点病院として、県立医科大学附属病院を指定している。
- (3) 県は、全ての災害拠点病院において、DMATの複数保有、災害訓練の実施、ヘリポートの整備の促進を図る。

令和1年11月1日現在

区分	災害拠点病院名		DMAT整備数
基幹災害拠点病院	県立医科大学附属病院		4
地域災害拠点病院	奈良保健医療圏	奈良県総合医療センター	5
		奈良市立奈良病院	3
	東和保健医療圏	済生会中和病院	2
	西和保健医療圏	近畿大学医学部奈良病院	2
	中和保健医療圏	大和高田市立病院	2
DMAT指定病院	南和保健医療圏	南奈良総合医療センター	3
	西和保健医療圏	奈良県西和医療センター	2
	東和保健医療圏	宇陀市立病院	2

6 災害対応マニュアルの整備

医療機関は、災害時に備え防災体制、入院患者への対応、傷病者の受入体制、医療救護班の派遣方法等を記した災害対応マニュアルの作成に努める。

7 傷病者、医療救護スタッフの搬送体制の確保

県は、災害時において効率的・効果的な医療救護活動を行うため、各消防機関等と連携して傷病者及び医療救護スタッフ等の搬送体制の整備を図る。

上記以外の事項については、一般対策編 第2章 第23節「保健医療計画」を準用する。

第29節 防疫予防計画

町は、震災時の防疫を円滑に実施するため、あらかじめ実施組織の体制や計画の策定、訓練の実施等について、基本的な事項を定める。

第1 防疫実施組織の設置

町及び県は、災害防疫実施のための各種防疫作業を実施する組織を編成する。

1 町

町は、防疫実施のための医療救護班を中心に実施体制を構築する。

2 保健所

保健所は、町の防疫措置について実情に即した指導を行う。

3 県（防疫班）

県は、防疫対策を企画し、効果的な防疫活動を推進するため、防疫班を編成する。

第2 防疫・保健衛生用資機材等の整備

町及び県は、災害防疫に備えるべき資機材等の物件について、あらかじめ周到な計画を策定し、整備を図る。

上記以外の事項については、一般対策編 第2章 第24節「防疫予防計画」を準用する。

第30節 火葬場等の確保計画

災害時には、死者の遺体の火葬等が円滑に実施できない場合が想定されるため、あらかじめデータベースの整理や、葬祭業者や近隣市町村間及び府県間の連携体制を整備する。

第1 火葬データベースの整理

町及び県は、火葬の受入体制等を把握し、火葬データとして整理する。

第2 応援協力体制の確立

町及び県は、近隣市町村間及び近隣府県間の火葬の受入等の応援体制を整備する。

第31節 廃棄物処理計画

震災により排出される廃棄物（倒壊・焼失家屋等から排出される木材・家具などの廃棄物や生活ごみ、し尿等）を迅速に処理し、早期復旧に資するため、町が実施する対策について定める。

第1 災害廃棄物処理計画による体制整備

災害時に排出される廃棄物の処理に備え、広域的な相互支援を視野に入れて、災害廃棄物処理計画の策定・見直しを行い、町は県との連携により、処理体制の構築に努める。

第2 相互支援体制の構築

町は、「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定（平成24年8月1日締結）」（以下、「相互支援協定」という。）に基づき、災害発生時に、県又は被災市町村からの支援要請に可能な限り応じるため、県が調整する相互支援体制（施設・人員等）の整備に協力するとともに、関係する施設等が最大限の処理能力を発揮できるよう日頃から必要な整備・維持管理に努める。

第3 廃棄物処理施設等の整備等

一般対策編 第2章 第26節「廃棄物処理計画」を準用する。

第32節 食料、生活必需品の確保計画

本節は、一般対策編 第2章 第27節「食料、生活必需品の確保計画」を準用する。

第33節 文化財災害予防計画

文化財の種類は多岐にわたり、予想される災害も一律ではない。文化財は後世に伝えるべき貴重な財産であるが、保存のみでなく活用とも調和が取れた維持管理が求められている。また、文化財に対する災害予防対策もそのような特性を踏まえたものでなくてはならない。

町は、国指定、県指定並びに町指定の文化財（以下、「文化財」という。）を対象とし、震災による破損だけでなく、盗難・毀損、虫害、材質劣化等の被害も含めた災害に予防対策を講ずる。

また、文化財建造物の耐震性向上には、定期的かつ適切な小規模修理や、日常的な維持管理を行うことに大きな効果がある。県は文化財所有者若しくは管理者に対し、周辺環境も含め建物内外を良好に保全するよう指導する。

第1 災害別対策（文化財災害予防対策）

災害別文化財災害予防対策は、下表のとおりである。

災害別	予防方法	予防対策
1 火災	(1) 防火管理者の選任	ア 消防計画の策定、設備の点検補修、消火訓練の実施、排出物リストの作成
	(2) 警報設備の充実強化	ア 予防・通報設備の設置 自動火災報知設備、町消防機関への非常通報設備・電話機設置、漏電火災警報設備 イ 既設設備の日常的な点検による維持保全
	(3) 消火設備の充実強化	ア 消防水利・消火設備の設置 貯水槽、屋内外消火栓、各種ポンプ、放水銃、池・河川等の消防水利への利活用整備、消火器、とび口、梯子、ドレンジャー設備（水噴霧消火設備） イ 既設設備の日常的な点検による維持保全
	(4) その他	ア 火元の点検、巡視・監視の励行 イ 環境の整備と危険箇所の点検 ウ 火気使用禁止区域の制定及び標示 エ 消防活動空間の確保 消防隊進入道路の開設・確保、消火活動用地の確保並びに整理 自衛消防隊の編制・訓練 オ 延焼防止施設の整備 防火壁、防火塀、防火戸、防火植樹、防火帯 カ 収蔵庫等耐火建築物への収納
2 地震	耐震性向上対策	ア 「重要文化財（建造物）耐震診断指針」に基づく所有者診断による建物特性の把握
3 風水害	(1) 環境整備	ア 倒壊、折損のおそれのある近接樹木の伐採・枝払・ワイヤー等による支持 イ 排水設備及び擁壁・石垣の整備

災害別	予防方法	予防対策
	(2) 応急補強	ア 傾斜変形工作物への支柱、張綱等の設置、水損物の脱水・陰干し
	(3) 維持修理の励行	ア 屋根瓦の破損部挿替、弛緩部の補修、壁の繕い等
4 落雷	(1) 避雷設備の完備	ア 避雷設備の新規設置、旧設備の改修
	(2) 避雷設備の管理	ア 接地低抗値検査、各部の接続等の点検整備、有効保護範囲の再検討
5 漏電	屋内外の電気設備の整備	ア 定期的な設備点検の実施 イ 漏電火災警報機の設置 ウ 不良配線の改修 エ 安全設備の設置と点検
6 虫害	虫害発生源のせん滅と伝播の防止	ア 定期点検による早期発見 イ 環境整備 ウ 防虫処理
7 材質劣化	適度な温・湿度の保持と照度調整	ア 温・湿度の定期的測定 イ 保存箱・収蔵庫への収納 ウ 有害光線の減衰 エ 扉の適時開閉
8 全般	(全般)	ア 防災訓練の見学と学習 イ 防災施設の見学 ウ 防災講演会の実施 エ 防災・防犯診断の実施 オ 各種設置機械類の機能検査 カ 文化財管理状況の把握 キ 文化財の搬出避難計画の検討 ク 所有者による維持管理が困難な場合の美術館・博物館施設への寄託
	(防犯対策の強化)	ア 施錠 イ 入口・窓等の補強 ウ 柵・ケース等の設置 エ 防犯灯・防犯警報装置の設置 オ 記帳等による参観者の把握 カ 監視人の配置 キ 連絡体制の確立と連絡・通報訓練等

上記以外の事項については、一般対策編 第2章 第28節「文化財災害予防計画」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

住民の避難

第1節 避難行動計画

災害発生時における人的被害を軽減するため、防災関係機関は連絡調整を密にし、避難指示等の発令や住民等に対する情報伝達等、適切な避難誘導を行う。

町長は、基本法第60条に基づき、住民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、避難の指示等を行う。なお知事は、町が災害により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長が実施すべき事務の全部又は一部を代わりに実施する。

第1 基本的な考え方

1 避難の判断

避難は、住民等が自ら危機に関する情報を把握し、危険であることを察知し、自らの判断で行う。

2 命を守る自主避難

危険を察知したならば、自らの命を守るために、自ら避難行動を行うことを基本とする。

第2 避難指示等の発令

一般対策編 第3章 第1節第2「避難指示等の発令」を準用する。

第3 警戒区域の設定

一般対策編 第3章 第1節第3「警戒区域の設定」を準用する。

第4 地震災害等における避難開始の時期

1 避難指示等が、次により伝達されたとき

- (1) 広陵町防災通信システム及び消防署、消防団、警察等の広報車等やヘリコプターによる伝達
- (2) テレビ、ラジオ等の報道機関を通じた伝達、防災メールやホームページ等のインターネットを通じた伝達

2 テレビ、ラジオ等の情報又は住家の被害状況や付近の出火状況等から判断し、生命の危険を感じたとき

第5 地震災害等における避難時の原則

- 1 避難は、原則として徒歩による。
- 2 避難の安全を確保するため、近隣世帯が相互に協力するとともに、自主防災組織等の活動を通じて組織的な避難の実施に努める。

- 3 避難に当たっては、高齢者及び障がい者等の要配慮者の安否確認、支援に努める。
- 4 避難に際しては、火の元の始末を完全に行い、電気ブレーカーを切る。
- 5 地域内の新しい住民など、地元事情に詳しくない住民に対しては、積極的に声を掛けるとともに避難する。
- 6 必要最小限のものを携行

【携行品例】

- 食料、飲料水、タオル、ちり紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、救急医薬品、常用の薬、お薬手帳、粉ミルク、生理用品、携帯電話の充電器、現金等
- 服装は、身軽な服装とし、必要に応じて雨具及び防寒着を携行し、靴は底の厚い運動靴等
- 家族の名札（住所、氏名、性別、生年月日、血液型を記載）など

7 地震災害等における避難方法

- (1) 地域における隣組・班等で取り決めした安否確認場所（一時的に身の安全を確保できる近隣の公園や広場等（指定緊急避難場所含む））に避難した後、町が指定する指定緊急避難場所、指定避難所又は避難指示等により指示された避難先等に避難する。
- (2) 町職員、消防吏員、消防団員、警察官等から避難の指示があった場合は、その指示に従い避難する。

上記以外の項目については、一般対策編 第3章 第1節「避難行動計画」を準用する。

第2節 避難生活計画

避難所は地域の支援拠点としての機能を有するものである。町は、日頃からの取組を活かし、良好な生活環境の確保に配慮した円滑な避難所運営ができるように努める。また、在宅被災者等についても、早期の人数把握に努め、必要な物資や情報が確実に行き渡るようにする。

震災時に開設される避難所の運営については、要配慮者、男女のニーズの違い等による男女双方の視点、子どもの視点、プライバシーの確保に配慮された避難所の運営に努め、県等の協力を求め、心のケアを含めた避難者の健康維持に努める。

その他、在宅被災者を把握し、必要な物資情報提供をするとともに、地域支援の拠点となる避難所の運営に当たる。

第1 避難所の設置

1 避難所の開設

町は、発災時に災害の規模に応じた必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努め、住民等に周知徹底を図る。開設したときは、避難所等の運営並びに災害対策本部等との連絡調整を行うため、町の職員又は町が指定した者を避難所に派遣する。また、必要に応じて、要配慮者のための福祉避難所を開設するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

なお、特定の指定避難所に避難者が集中して収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して、避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

2 避難所の追加開設

町は、事前に指定した避難所では収容人数が不足する場合には、寺院や地域の公民館・集会所等の活用も含め、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

また、被災者が自主的に避難している施設等も避難所として位置づけ、追加開設をした避難所についても、良好な生活環境を確保するよう努める。

3 民間の施設の利用

町は、避難所が不足する場合に備えて、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅や宿泊施設等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

4 避難所が不足した場合の対応

2及び3の対応をした場合でも避難所が不足する場合は、テントの使用も考慮する。

第2 県への報告

一般対策編 第3章 第2節第2「県への報告」を準用する。

第3 避難所の運営

一般対策編 第3章 第2節第3「避難所の運営管理」を準用する。

第4 在宅被災者等への支援

一般対策編 第3章 第2節第4「在宅被災者等への支援」を準用する。

上記以外の項目については、一般対策編 第3章 第2節「避難生活計画」を準用する。

第3節 帰宅困難者収容計画

大規模地震等発生時、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について、日頃から積極的に広報するとともに、帰宅困難者への速やかな情報提供や状況が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

第1 発災直後の対応

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ

町は、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、県が発する「むやみに移動をしない」などの呼びかけに合わせて、帰宅行動の抑制に努める。

2 企業における対応

企業は、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、施設の安全を確認した上で、従業員等を施設内又は安全な場所に待機させる。

3 集客施設や駅等における対応

集客施設や公共交通機関等の事業者は、施設の安全を確認後、利用者を施設内の安全な場所で保護する。

第2 帰宅困難者への情報提供

町は、帰宅困難者に対し、地震に関する情報、地域の被害情報、帰宅困難者避難施設等の開設状況に関する情報などについて情報提供を行う。

第3 一時滞在施設の開設

町は、あらかじめ一時滞在施設を指定し、施設の安全を確認した上で、一時滞在施設として開設する。

第4 その他の対策

1 迅速な把握

町は、被災した帰宅困難者を迅速に把握する。

2 情報の提供

町は、帰宅困難者の不安を取り除きパニックを防止するため、帰宅困難者に対し、必要な情報の提供を行う。

3 代替交通手段を確保

町は、代替交通手段を確保し、帰宅が可能な者については、できる限り帰宅させるよう対処する。

第4節 要配慮者の支援計画

水害・土砂災害等と異なり、地震は突発的な災害であるため、公的支援の提供に時間がかかることが想定される。したがって、まずは自主防災組織などの地域の避難支援組織が災害発生後に住民等の安否確認を行い、救助・避難支援を行う。なお、避難場所については、個別避難計画に定めた避難先に避難支援するが、災害の規模や現地の状況によってはこれにこだわらず、「命を守る」という視点に立って柔軟に対応する。

避難後の要配慮者への支援は、災害の規模によっては長期の避難生活を余儀なくされる場合もあるため、要配慮者一人ひとりの状況に応じた避難生活の支援を行えるよう、医師、保健師、管理栄養士等の専門家の協力も得て、健康面やこころのケアにも留意する。

地震の場合は、平時に想定していない者が被災による負傷や長期間の避難生活等により要配慮者になる可能性があるため、避難行動要支援者名簿登載者だけでなく、これらの者の情報も可能な限り収集し、行政機関へ伝達する。

上記以外の事項については、一般対策編 第3章 第3節「要配慮者の支援計画」を準用する。

第5節 住宅応急対策計画

町は、地震などによる大規模災害等により、避難生活を余儀なくされた被災者に対する応急仮設住宅、公営住宅、民間応急借り上げ住宅等の確保・供給計画を目指す。

町は、災害によって住家が全壊・全焼等により避難生活を余儀なくされた世帯に対し、県に要請を行い、災害協定に基づく各種団体等の協力を得て応急仮設住宅を供給する。なお、応急仮設住宅の設置に際しては、コミュニティの確保や避難者のニーズに留意し、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮する。

応急仮設住宅の供給においては、地域の既存住宅ストックの状況と避難者の状況やコミュニティの確保等を勘案したうえで、相談体制の整備、応急修理の推進、公営住宅等の一時提供及び民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の提供により、既存住宅ストックの活用による応急的な住まいを早期に確保する。なお、避難者の状況等から勘案し、既存住宅ストックの活用が困難な場合は、応急仮設住宅の建設を速やかに行い、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

第1 応急仮設住宅の確保

1 応急仮設住宅の設置主体

災害救助法が適用され、応急仮設住宅の建設が必要であると判断した場合は、県が応急仮設住宅を設置する。なお、災害救助法が適用されない場合において、町が応急仮設住宅を設置する場合は、必要に応じて県に支援を要請する。

2 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置

(1) 建設場所等

応急仮設住宅の建設場所は、町が県と協議の上確保するものとし、県が町の要請により建設場所、戸数、規模、着工期日等について一般社団法人プレハブ建築協会と調整を行う。この際、大規模災害時等は行政区域を越えた避難が発生する可能性も踏まえ、県は必要に応じて近隣の市町村に対して建設場所の確保を要請できる。

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、原則として、県が町に委任して選定する。ただし、広域避難に対応する場合には、県が町の協力を得ながら実施する。

なお、選定に当たっては、要配慮者等の優先的に入居が必要な者に対する配慮を行う。

第2 住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合、町は県から、住宅が半壊又は半焼した者のうち自己の資力では住宅の応急修理を実施できない者に対し、日常生活を維持するために必要な部分について、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年10月1日内閣府告示第228号）に基づき応急修理を委任されることがある。

なお、災害救助法が適用されない場合は、町が必要に応じて住宅の応急修理を実施する。

また町は、適切な管理のなされていない空家等のうち緊急に安全を確保する必要があるものに対し、必要に応じて外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の必要最小限の措置を行う。

第3 公営住宅の特例使用

町は、被災者への仮住宅として、町営住宅の空き家を提供する。また、町は県に対し県営住宅の提供を要請する。

上記以外の事項については、一般対策編 第3章 第4節「住宅応急対策計画」を準用する。

発災時の対応

第6節 活動体制計画

第1 防災組織計画

町は、防災の推進を図る必要がある場合、応急対策を総合的に推進する中心的な組織である災害対策本部を職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、できる限り速やかに設置し、活動体制を確立する。また、各防災関係機関（災害応急対策責任者）は、それぞれの災害対策本部等を設置し、地震による災害の拡大を防止するための活動体制を確立し、応急対策活動を実施する。これらの各防災関係機関の系統図及び町の活動体制については、一般対策編 第3章 第5節「活動体制計画」に示すとおりである。

第2 活動体制

町は、緊急時において、できる限り迅速に、各課の職員をもって適切な体制をとり、災害が発生した場合には、初期の応急対策を実施し、防災活動の救援に当たる。また、町機関の状況を住民等に知らせるとともに、他の防災関係機関と速やかに連絡をとり合い、協力体制の確立を図る。

1 災害対策本部を設置しない程度の地震災害

災害対策本部の設置を必要としない程度の地震発生については、広陵町災害対策本部各班の所掌事務に基づき、各部長の指揮下においてそれぞれの災害対策に当たり、対策全般の総合調整は危機管理監が行う。

(1) 部長

部長は、それぞれの主管業務に関する地震発生を知った場合、直ちに必要事項を班長に指示し、その旨を危機管理監及び他の部長に連絡する。また、災害応急対策実施後、それぞれ法令に基づく被害報告、補助金申請事務等を遅滞なく処理し、その大要を危機管理監に報告する。

(2) 危機管理監

危機管理監は、各部長からの報告を集約し、必要な指示をし、各主管業務が円滑に行われるよう調整する。

2 配備の基準

(1) 予備体制

- ア 町内に震度4の地震が発生したとき
- イ その他必要があると認められるとき

(2) 2号警戒

- ア 町内に震度5弱の地震が発生したとき
- イ 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき
- ウ その他必要があると認められるとき

3 出先機関における配備

各出先機関を所管する部局長は、出先機関の災害警戒体制時における参集・配備員をあらかじめ整備する。

4 自衛隊

町内で震度6強以上の地震が発生した場合には、被害状況にかかわらず直ちに自衛隊への災害派遣要請を検討する。

第3 災害対策本部を設置

1 設置の決定

町長は、町域に震度5強以上の地震が発生した場合、非常配備体制を危機管理監に指示し、災害対策本部を設置する。なお、町長が不在で連絡困難な場合には、副町長が町長を代行し、災害対策本部を設置する。

(1) 設置に必要な事項

災害対策本部設置に必要な事項は、広陵町災害対策本部条例及び広陵町災害対策本部設置要綱に定めるところによる。

(2) 町長への報告

危機管理監は、地震の被害状況の報告を受けた場合は、遅滞なく町長に報告し、災害対策本部設置について指示を受ける。

(3) 実施体制の確立

町長は、広陵町災害対策本部設置要綱に定める設置基準及び一般対策編第3章第5節「災害対策本部組織と班編制表」に基づき、速やかに非常配備体制を執るよう、危機管理監に指示する。

2 設置基準

(1) 町内に震度5強以上の地震が発生した場合、地震の発生と同時に災害対策本部を自動的に設置

(2) 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害（東南海・南海地震等）に関する警戒宣言が発令されたとき

(3) その他必要があると認められるとき

3 伝達

町長は、災害対策本部の開設を決定したときは、直ちに危機管理監に連絡し、危機管理監は災害対策所管課長に災害対策本部開設の指示をする。

4 災害対策本部の開設場所

災害対策本部は、大会議室及び第一委員会室並びに議員応接施設におく。ただし、庁舎が使用不能の場合は、総合保健福祉会館におく。

災害対策本部には「広陵町〇〇災害対策本部」の標識を掲出する。

5 災害対策本部配備体制

町内で震度5強以上の地震が発生し災害対策本部が自動的に設置されたときの体制は、第5災害警戒及び災害対策本部動員のとおりとす。

6 関係機関への通知公表

災害対策本部を設置又は廃止したとき、危機管理監は、直ちに防災関係機関のうち必要

と認めるところに対し、通知するとともに報道機関に発表する。

7 廃止の決定

災害対策本部長は、町域について地震が発生するおそれが解消したと認めたとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止するとともに、直ちに危機管理監に連絡し危機管理監は各班長に周知する。

8 廃止基準

- (1) 災害発生のおそれが解消したとき
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (3) その他、災害対策本部長が必要がないと認めたとき

第4 各班の所掌事務

一般対策編 第3章 第5節第5「各班の所掌事務」を準用する。

第5 災害警戒及び災害対策本部動員

部署名		災害警戒体制		非常配備体制
		予備体制 震度4	2号警戒 震度5弱	災害対策本部 震度5強以上
三 役			町長、副町長、教育長	町長、副町長、教育長
本部統括部 危機管理監		危機管理監	危機管理監	危機管理監
	本部運営班	安全安心課	安全安心課	安全安心課
マネジメント部 企画部長			部長	部長
	組織調整班		秘書人事課	秘書人事課
	報道班		総合政策課	総合政策課
	電算班		デジタル推進課	デジタル推進課
総務部 総務部長			部長	部長
	総務班		総務課 会計課	総務課 会計課
	被災者支援班		税務課	税務課
	議会班		議事課	議事課
福祉救護部 けんこう福祉部長			部長	部長
	福祉班		社会福祉課 介護福祉課	社会福祉課 介護福祉課
	医療救護班		けんこう推進課	けんこう推進課

部署名	災害警戒体制		非常配備体制
	予備体制 震度4	2号警戒 震度5弱	災害対策本部 震度5強以上
児童福祉班		こども課 子育て総合支援課 幼・保・こども園	こども課 子育て総合支援課 幼・保・こども園
住民環境部 (住民環境部長)		部長	部長
	生活支援班	住民課	住民課 保険年金課
	衛生班	環境政策課 リレーセンター	環境政策課 リレーセンター
情報部 地域振興部長		部長	部長
	情報班	協働のまちづくり推進課	協働のまちづくり推進課 産業総合支援課 農業振興課
建設部 都市整備部長		部長	部長
	土木班	都市整備課	都市整備課 用地開発課
	上下水道班		上下水道課
学校・避難支援部 教育振興部長		部長	部長
	教育施設班	教育総務課 学校支援課 生涯学習文化財課	教育総務課 学校支援課 生涯学習文化財課 給食センター協議会
	避難所班	スポーツ振興課 中央公民館 図書館 小・中学校	スポーツ振興課 中央公民館 図書館 小・中学校
消防団長		団長	団長
	消防班	消防団	消防団

※ 災害警戒体制については、災害警戒体制動員を基本とし、班員の人員調整は課長が担う。

※ 非常配備体制については、全職員等に招集が及ぶものである。

➤ 各施設長及び給食センター協議会にあっては、各施設の警戒体制の取り決めにより対応すること。

➤ 各小、中学校にあっては、当該学校が避難所として開設される場合、避難計画を基本に教育委員会と協議により対応すること。

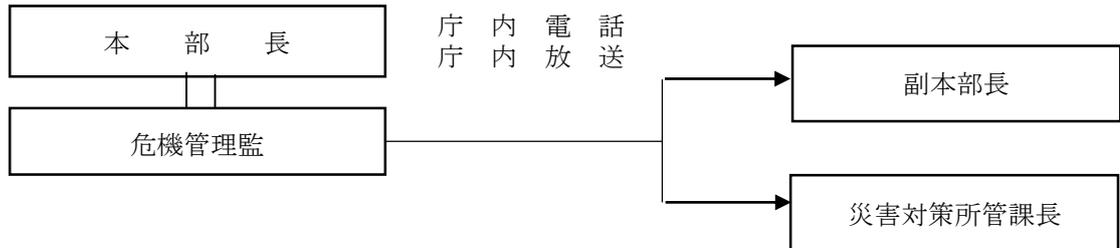
1 職員の動員計画

災害対策本部における職員の動員は、災害対策本部長の配備の決定に基づき、以下の図で示す系統で伝達し動員する。また、災害対策本部長が配備を決定したときは、危機管理監に連絡し、危機管理監は速やかに災害対策所管課長に災害対策本部開設の指示をする。

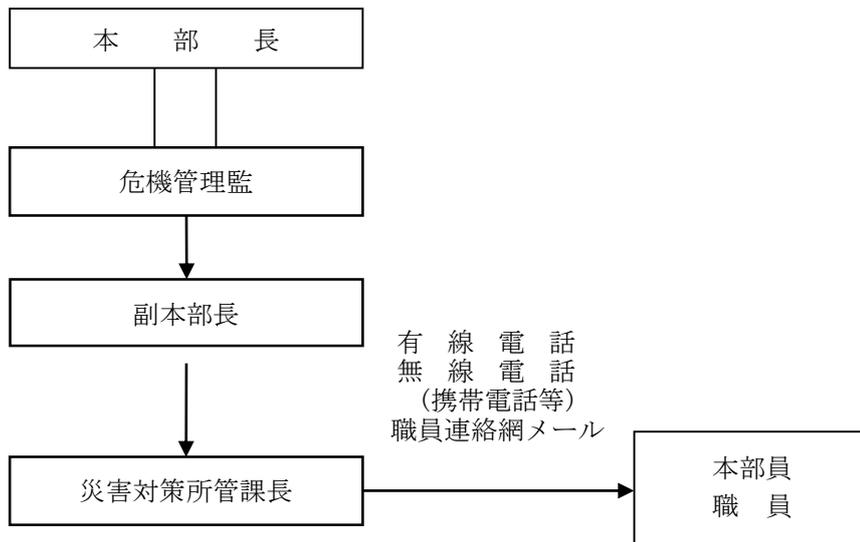
(1) 動員の連絡系統

動員の連絡系統は下図のとおりである。

ア 勤務時間中



イ 勤務時間外



(2) 動員の方法

町長は、災害対策本部の開設を決定したときは、直ちに危機管理監に連絡し、危機管理監は速やかに災害対策所管課長に災害対策本部開設の指示をする。

ア 勤務時間外の動員の伝達

危機管理監は、本部長の指示を受け副本部長と災害対策所管課長に災害対策本部設置を連絡し、災害対策所管課長は災害対策本部の開設の準備と関係職員を招集する。

危機管理監が不在で連絡困難なときは、災害対策所管課長が代行する。

イ 通信途絶時、交通途絶時の動員方法

通信途絶並びに交通途絶の事態に備え、自主参集のための基準及び参集場所をあらかじめ定める。

(3) 班員の応援

災害対策本部各班で災害応急対策の実施に当たって職員が不足するとき、危機管理監は、災害対策本部内で余裕がある班から当該班と協議して動員派遣する。なお、災害対策本部全体をもってしても不足するときは、県に応援要請する。

2 要員の確保

災害応急対策を実施するに当たって、災害対策本部員及び消防団員等の動員のみでは労働力が不足するとき及び特殊な作業のため技術的な労力が必要なときにおける労働者の確保について定める。

(1) 災害対策要員の動員は、災害対策本部長が発令

(2) 災害対策要員の動員は、おおむね次の順序で実施

応急対策の内容によっては、優先順位の要員に余裕があっても、他の種別要員を先に動員する必要があるときはこの限りではない。

ア 災害対策本部の要員

イ 消防団員及び奈良県広域消防組合広陵消防署職員

ウ 関係地区の自主防災組織に所属する町民

エ ウ以外の地区の自主防災組織に所属する町民

オ 防災士ネットワーク会員

カ 日本赤十字社奉仕団員の動員

キ 作業員の雇入れ

ク 自衛隊

ケ 県職員

コ 他市町村からの応援

※自衛隊員については、一般対策編 第3章 第11節「受援体制の整備」第2の3「自衛隊への災害派遣要請計画」による。

※県職員については、県地区本部長を通じて依頼する。

上記以外の事項については、一般対策編 第3章 第5節「活動体制計画」を準用する。

第7節 災害情報の収集・整理・伝達計画

町と防災関係機関は、災害時情報収集支援チーム（ISUT）が提供する情報を活用しながら災害情報（被害状況、避難状況等）について迅速かつ的確な把握に努める。町及び奈良県広域消防組合広陵消防署は把握した情報を速やかに県に報告し、各防災関係機関は、町又は県から要請がある場合には、速やかに自らの把握している災害情報を報告する。町は、各防災関係機関が把握する災害情報の早期の収集、迅速かつ的確な把握に努め、必要に応じて国や県、他機関等に報告し、適切な連携を図る。

また、災害情報の収集及び伝達にあたっては、地理空間情報の活用に努める。

第1 地震情報の伝達計画

1 地震に関する情報

(1) 地震に関する情報の種類

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発生時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著し被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響についても記述して発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや、地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

（震度については、「本節第3 気象庁による震度階級関連解説表」参照）

(2) 地震に関する情報の通知基準

奈良地方気象台は、次の基準により「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」を県、県警、日本放送協会奈良放送局に通知する。

ア 県内で震度3以上を観測したとき

イ その他、地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき

(3) 南海トラフ巨大地震に関する情報

大規模地震対策特別措置法第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に係る大規模な地震の発生のおそれについて、気象庁は次の情報を発表する。

ア 南海トラフ巨大地震に関連する調査情報（臨時）

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報。
防災対応は特になし。

イ 南海トラフ巨大地震に関連する調査情報（定例）

毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を発表。
防災対応は特になし。

ウ 南海トラフ巨大地震注意情報

観測された現象が東南海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報。

エ 南海トラフ巨大地震予知情報

南海トラフ巨大地震の発生の恐れがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報。

奈良地方気象台は、気象庁より受けたこれらの情報を県に通報する。

2 情報の受理、伝達

(1) 各機関の受理、伝達

気象庁からの地震情報は、オンラインで県へ送られる。

町は、県防災行政無線等により、消防本部、関係機関とともに情報を受理する。町及びその他防災関係機関は、緊急地震速報の受信体制の整備とともに町防災通信システムにより、迅速に住民等へ情報を伝達するよう努める。

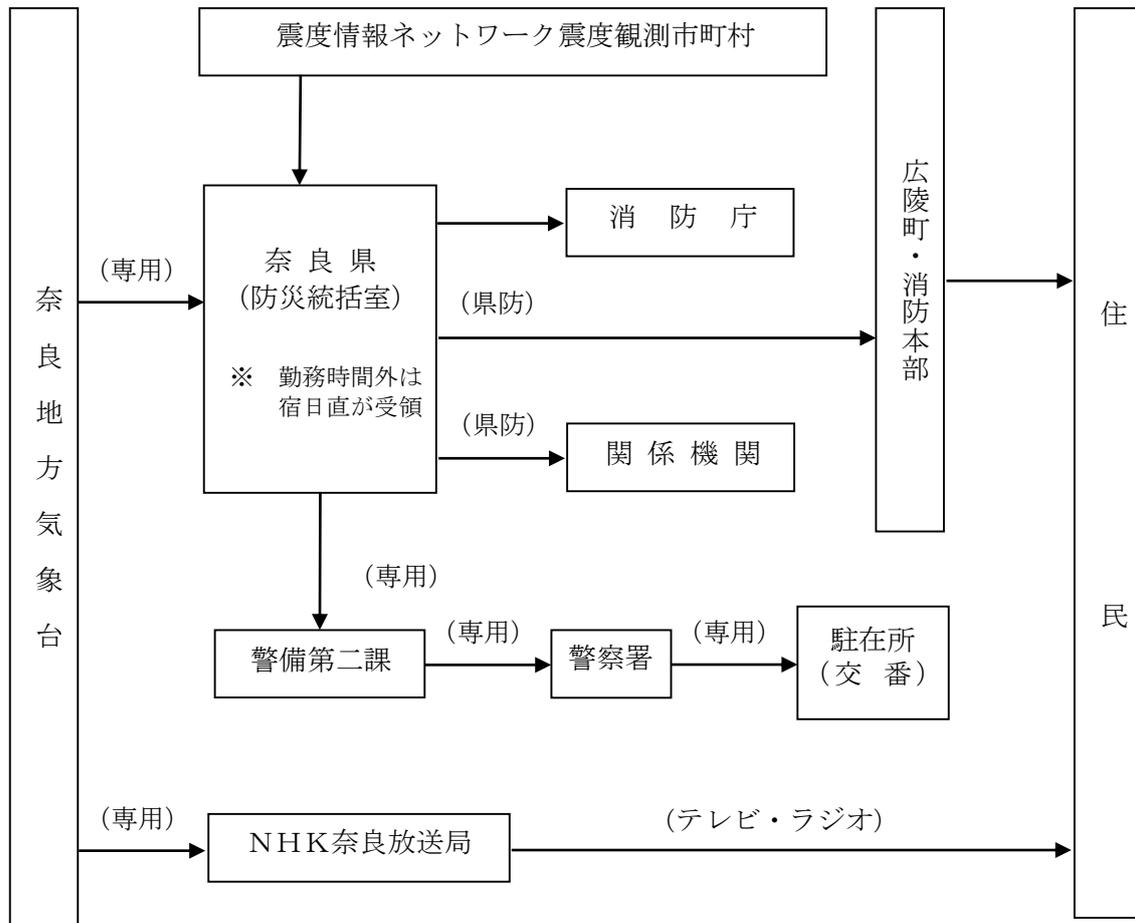
(2) 伝達系統図

地震に対する情報の伝達系統は次頁のとおりとする。

なお、町が震度5強以上を観測した場合は、直接消防庁に報告する。

また、併せて県に報告する。

■地震情報の伝達系統図



(県防) は県防災行政無線、(専用) は専用線又は専用無線を表す。

3 気象庁による震度階級関連解説表

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値である。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがある。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なる。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではない。

(5) この資料は、主に近年発生した地震被害の事例から作成したものであり、今後、定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更される。

■震度階級関連解説表

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯等のつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯等のつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯等のつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しい等、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなる可能性がある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。
エレベーターの停止		地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。	

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域でガス、水道、電気の供給が停止することがある。

木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁等に軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁等にひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁等に軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁等のひび割れ・亀裂が多くなる。 壁等に大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6強	壁等にひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁等に大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁等のひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

※1 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置等により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

※2 この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

※3 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱等の部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。	壁、梁（はり）、柱等の部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。
	1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

※1 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

※2 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石や崖崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	崖崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	崖崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりする等の被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。
	さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [*] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [*] 。
鉄道の停止等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道で、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問い合わせが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震等の災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板等の提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認等のため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域でガス、水道、電気の供給が停止することがある。

第2 早期災害情報収集の計画

1 被害状況、避難状況等の迅速・的確な把握

被害状況（人的被害、建物被害、道路被害、ライフラインの被害等）や避難状況【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の発令状況、避難者数、避難所の開設状況、避難所の通信や備蓄の状況等）等の迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、他機関への応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適応の要否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

2 実施機関

(1) 町、奈良県広域消防組合消防本部

町、奈良県広域消防組合消防本部は、被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集する。その際、当該被害が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない災害である場合は、他機関への応援要請等を検討するため、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。

また、報告・公表等に用いる人的被害の数が統一的に扱われるよう、関係機関との緊密な連携を図り、人的被害の数の一元的な集約・調整等を行うよう留意する。

(2) 指定地方行政機関、指定地方公共機関

指定地方行政機関、指定地方公共機関は所管する分野の災害情報を収集する。

その際、当該被害が非常災害（国が総合的な災害応急対策を実施する特別の必要がある程度の大規模災害）であると認められるときは、その規模の把握のための情報を収集するよう特に留意する。

特に、国土交通省から派遣される専門家集団で構成されるリエゾン（災害対策現地情報連絡員）と TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）と連携し、災害情報を収集する。

3 災害時緊急連絡員による情報収集

県は、平時において「災害時緊急連絡員」（以下「連絡員」という。）を編成し、県が災害対策本部を設置するような災害が発生した際には、事前に地域の連絡員に登録されている職員を、速やかに町に派遣することとしている。

本町への連絡員の派遣が決定されれば、町は受入体制を整え連絡員に災害情報を伝達するとともに、災害情報の収集等に出来るだけ協力する。

4 参集途上職員の情報収集

参集途上の職員は、周囲の被災状況を把握・記録し各班長に報告する。班長は、職員の情報内容を部長及び町災害対策本部等に報告する。

5 異常現象発見者の通報

(1) 発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、町又は警察官に通報する。

(2) 町及び警察官の処置

異常現象の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町に通報する。

町は、速やかに県防災統括室に通報するとともに、基本法第54条第4項に基づき、奈良地方気象台その他の関係機関に通報しなければならない。

6 地図等を活用した災害情報の整理

災害に関する情報の収集及び伝達にあたっては、地理空間情報の活用に努める。地理空間情報を活用し、関係機関と災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対策の実施する。

第3 災害状況の調査・報告計画

1 被害状況、避難状況等の調査

- (1) 被害状況、避難状況等の調査は、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力・応援を得て実施するとともに、町は、地域住民代表等に聞き取り調査を行う。
- (2) 被害状況等の調査に当たって、関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう十分に留意
- (3) 被害世帯数については、現地調査のほか住民登録・外国人登録と照合

(4) 日常的に介護を必要とする要配慮者の被害状況については特に配慮

(要配慮者については、「一般対策編 第3章 第3節「要配慮者の支援計画」参照)

調査事項	調査機関	主たる 応援協力機関
(1) 人・住家の被害	町	保健所 農林振興事務所 家畜保健衛生所 農林振興事務所 農林振興事務所 農林振興事務所 土木事務所 土木事務所 町 町 町
(2) 避難に関する状況(避難指示等の発令状況、避難所の開設状況)	町(県)	
(3) 福祉関係施設被害	町(県)	
(4) 医療、環境衛生施設、廃棄物処理施設被害	町(県)	
(5) 水道施設被害	町(県)	
(6) 農業生産用施設、農作物等被害	町	
(7) 畜産被害	町	
(8) 農地、農業用施設被害	町	
(9) 林地、造林地、苗畑、作業道被害	町	
(10) 林産物、林産施設被害	町	
(11) 商工関係被害	町	
(12) 公共土木施設被害	町(県)	
(13) 都市施設被害	町(県)	
(14) 町有建築物被害(財産を含む) (文化財、警察関係施設を除く)	各施設	
(15) 文教関係施設被害	教育委員会	
(16) 文化財被害	教育委員会	
(17) 警察関係施設被害	警察署	
(18) 生活関連施設等被害	指定公共機関等	

2 報告の基準

町は、下記に該当する災害(該当するおそれがある場合を含む。)について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県へ報告する。

(1) 即報基準

- (ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (イ) 奈良県又は町が災害対策本部を設置したもの
- (ウ) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても全国的にみた場合に同一災害で大きな被害が生じているもの
- (エ) 地震が発生し、町の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (オ) 地震が発生し、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (カ) 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの

(2) 直接即報基準

町は、地震が発生し、町の区域内で震度5強以上を記録した場合は、県に加え、直接消防庁に報告するものとする(被害の有無を問わない。)

3 災害対策所管課から県防災統括室への報告

(1) 報告系統

災害対策所管課から県防災統括室への報告は、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告及び災害年報とし、県防災統括室は、被害状況等を内閣総理大臣(窓口：消防庁)に報告するとともに、庁内主管課にも連絡し、必要があれば関係機関に連絡する。

(2) 災害概況即報

災害対策所管課は、「2 (1) 即報基準」に該当する災害が発生したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第1報を電子メール、県防災情報システム等で報告する。また、「2 (2) 直接即報基準」に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁に電子メール等により報告するとともに、併せて県防災統括室に電子メール、県防災情報システム等により報告するものとする。

(3) 被害状況即報

災害対策所管課は、「2 (1) 既報基準」に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況、避難状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報を電子メール、県防災情報システム等により、県防災統括室に報告する。ただし、定時の被害状況即報等、知事（県災害対策本部長）が必要と認めた場合はその指示にしたがって報告する。

(4) 災害確定報告

災害対策所管課は、応急対策終了後、14日以内に被害状況即報（第4号様式（その2））を県防災統括室へ報告する。

(5) 災害年報

災害対策所管課は、毎年1月1日から12月31日までの地震災害による被害の状況を、翌年3月10日までに災害年報（第3号様式）により報告する。

4 報告系統

町、指定地方公共機関は、県に報告する。

県は、町から災害情報の報告を受け、速やかに内閣総理大臣（窓口：消防庁）に報告する。

町は、通信の不通等により県に報告できない場合には、一時的に報告先を内閣総理大臣（窓口：消防庁）に変更する。ただし、この場合にも町は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後、県に対して報告する。

5 事業担当課から県事業担当課への報告

事業担当課は、災害が発生したときは担当する調査事項（本節「第3 1 被害状況、避難状況等の調査」参照）について、被害状況等を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県事業担当課に報告する。

第4 被災者の安否情報

一般対策編 第3章 第6節第9「被災者の安否情報」を準用する。

第5 災害概況即報記入要領**1 災害の概況**

町は、当該災害が発生した具体的地名及び日時を記入する。

2 被害の状況

町は、当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記載する。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点をおき、要配慮者の被害状況を併記（再掲）する。

3 応急対策の状況

町は、該当災害に対して消防機関等が講じた措置について具体的に記載する。

特に、住民等に対して避難の指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の人員を記載する。

また、要配慮者の人員を併記（再掲）する。

（要配慮者については「一般対策編 第3章 第3節「要配慮者の支援計画」参照）

4 災害対策本部等の設置状況

町は、町長を長とした災害対策基本法に基づく本部を設置した場合は記載する。

被害状況報告様式（災害概況即報・被害状況即報）

市町村名 <small>(消防(局)本部名)</small>		被害情報の 有無 (いずれかに○を)	有り・無し
課(室)名			
報告者名			
災害名 報告番号	災害名		
	第 報 (月 日 時 分現在)		

◎被害情報がない場合も必ず報告してください。

◎第1報は県からの依頼後速やかに、第2報以降は県から求める時刻までに必ず報告願います。

1 被害の状況（被害が発生した場合は、必ず被害状況詳細報告(別紙1)を添付してください）

区 分	件 数	摘 要		
人的被害	死 者	人		
	行方不明者	人	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者について記入	
	負傷者	重 傷	人	当該災害により負傷し、1月以上の治療を要する見込みの者について記入
		軽 傷	人	当該災害により負傷し、1月未満で治療できる見込みの者について記入
住家被害	全 壊	棟	損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難なもの	
	半 壊	棟	損壊が甚だしいが、補修すれば再使用できる程度のもの	
	一 部 破 損	棟	全壊及び半壊にはいたらない住家の破損で、補修を要するものについて記入 (ガラス数枚程度の被害を除く)	
	床 上 浸 水	棟	住家の床より上に浸水したものと、及び全壊・半壊に該当しないが土砂等のたい積により一時的に居住できないものについて記入	
	床 下 浸 水	棟	床上浸水にいたらない程度に浸水したもののについて記入	
非住家被害	公共の建物	棟	公用又は公共の用に供する建物が、全壊又は半壊したものについて記入 (例) 役場庁舎、公民館、公立保育園	
	そ の 他	棟	公共用以外の建物が全壊又は半壊したものについて記入 (例) 倉庫、車庫、工場、事務所	
その他被害	文 教 施 設	棟	小学校、中学校、高等学校及び幼稚園における教育の用に供する施設が被害を受けたもの(一部破損、浸水を含む)について記入	
	病 院	棟	病院(診療所を除く)が被害を受けたもの(一部破損、浸水を含む)について記入	
	道 路	箇所	市町村道(橋りょうを除く)が、土石崩落、路面陥没、路肩崩壊等により通行規制を行ったものについて記入	
	橋 り ょ う	箇所	市町村道の橋りょう(橋長2m以上)が損壊し、通行規制を行ったものについて記入	
	崖 ぐ ず れ	箇所	崖ぐずれ、地すべり、土石流により人的被害、建物被害、又は市町村道に道路被害が発生したもののについて記入	
	水 道	戸	上水道又は簡易水道の報告時点における断水戸数を記入	
火災被害 <small>(地震の揺動のみ)</small>	建 物	件		
	危 険 物	件	高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故	
	そ の 他	件		
119番通報件数	件	震度6弱以上の地震の場合に記入		
上 記 以 外 ※				

※田畑の冠水面積等、上記以外で奈良県地域防災計画に定める第4号様式(その2)に掲げる項目の被害状況が判明している場合は記入してください。

2 避難の状況（該当がある場合は、必ず避難状況詳細報告(別紙2)を添付してください）

該当の有無 (いずれかに○を)	有り・無し
-----------------	-------

3 市町村災害対策本部の設置状況（災害対策基本法に基づく、市町村長を長とした災害対策本部を設置した場合のみ記入してください）

名 称	設 置	月	日	時	分
	廃 止	月	日	時	分

(注) 災害確定報告については、奈良県地域防災計画に定める第4号様式(その2)によりご報告願います。

別紙1 被害状況詳細報告

市町村名(消防(局)本部名): _____

月 日 時 分現在

1 人的被害の状況

被害区分	発生日時	発生場所(地区名)	年齢	性別	被災状況
重傷	9日 8:30	〇〇市△△町	34	男	住家を補修中に2階から落下し、右大腿骨骨折

(記入例)

※被害区分には「死亡」、「行方不明」、「重傷」、「軽傷」の別を記入
 ※死亡の場合は、被災状況欄に死亡日時を記入

2 建物被害の状況 ※地図を添付してください

建物区分	被害区分	発生日時	所在地(地区名)	施設名又は用途	原因、及び被害の状況
住家	一部破損	9日 8:30	〇〇市△△町	住家	台風の風で、屋根の一部がめくれあがった

(記入例)

※建物区分には「住家」、「公共建物」、「文教施設」、「病院」、「その他」の別を記入
 ※被害区分には「全壊」、「半壊」、「一部破損」、「床上」、「床下」の別を記入

3 道路・橋りょう被害の状況 ※地図を添付してください

発生場所(地区名)	発生日時	路線名	被害区分	通行規制の規模(延長)	現在の状況(通行規制、復旧状況)
〇〇町〇丁目	9日 8:30	市道〇〇線	土石崩落	1.5km	9日9:00より通行規制→現在復旧中

(記入例)

※被害区分には「土石崩落」、「路面陥没」、「路肩崩壊」、「落橋」等を記入

4 崖くずれ等土砂災害の状況 ※地図を添付してください

発生場所(地区名)	発生日時	規模(幅×高さ)	崖くずれ等に伴う人的、建物又は道路被害の状況
	日 :		

別紙2 避難状況詳細報告

市町村名： _____

月 日 時 分現在

1 避難世帯数・避難者数

避難世帯数	避難者数

2 避難所の開設状況(各避難所の状況)

避難所名	避難世帯数	避難者数	摘 要
〇〇小学校	15	55	(記入例)
か所	0	0	

3 避難指示、避難勧告、避難準備情報の発令状況

種類	対象地区	対象世帯数	対象人数	発令日時	解除日時
避難勧告	〇〇町〇丁目	20	75	7日23:00	(記入例)
計		0	0		

4 自主避難の状況(3以外の地区での避難状況)

避難所名	避難世帯数	避難者数	摘 要
〇〇小学校	15	55	(記入例)
か所	0	0	

第8節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画

本節は、一般対策編 第3章 第7節「ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」を準用する。

第9節 通信運用計画

町は、防災関係機関相互の情報収集、伝達を確保するため県防災行政通信ネットワークを利用する。

第1 通信手段

1 県防災行政通信ネットワーク

県防災行政通信ネットワークは、町と県、消防本部、防災関係機関及び県出先機関相互を結ぶ通信網で、電子データ送受信、音声通話等の機能を有している。

県から町、消防本部、防災関係機関及び県出先機関へ気象予警報、地震予報及び災害に関する情報を伝達するときは、一斉通信により行う。また、町等から個別に防災情報システムを用い被害状況等の伝達を行う。

2 災害時優先電話

災害時に通信の電話が著しく輻そうしてかかりにくい場合、町と防災関係機関は、NTT西日本と協議して設置した災害時優先電話を発信専用として活用する。

3 防災相互通信用無線

災害の現地等において、人命の救助・救援等、災害対策のため他の無線局と相互に連絡が必要な場合には、平常時における無線局の通信の相手方の範囲を越えて、防災相互通信用無線を活用する。

4 衛星携帯電話等

災害時に町の衛星携帯電話が不足する場合、町は、県、国及び通信事業者から衛星携帯電話等の貸与を受けて、適切に配備する。

第2 応急復旧

1 県防災行政通信ネットワークシステム施設

町は地上系回線設備と衛星系回線設備の両方が整備されている施設において、被災又は停電等で地上系回線が利用できない場合は、衛星系回線設備を利用する。また、衛星系回線が整備されていない又は衛星系回線設備も被災した場合は、被災実態を早急に把握し、県と連携して的確な臨機の措置を行い、町は、県の対処により、消防本部、防災関係機関及び県出先機関相互間の無線通信回線を確保する。

2 防災相互通信及び非常の場合の無線通信施設

防災相互通信及び非常の場合の無線通信施設管理者は、通信施設が地震によって損傷し、機能が低下し、又は停止した場合、通信施設の点検整備、応急復旧に必要な要員の確保、非常用電源応急用資機材の確保等に留意し、県が有効適切な措置を行い早急な機能の回復

を図る。

上記以外の事項については、一般対策編 第3章 第8節「通信運用計画」を準用する。

第10節 広報計画

災害時に、住民等の安全・安心の確保及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、テレビ、ラジオ、新聞、広報車等のあらゆる広報媒体を利用して、被災者等への広報活動を行う。

上記以外の事項については、一般対策編 第3章 第9節「広報計画」を準用する。

第11節 支援体制の整備

東日本大震災における対応の経験を踏まえて、県外被災地への人的支援、県外からの避難者の受入を実施する場合に、町としての対応、県や関係団体との連携した支援体制を整備する。

上記以外の事項については、一般対策編 第3章 第10節「支援体制の整備」を準用する。

第12節 受援体制の整備

町内で災害が発生した直後、町では十分な応急対策を実施することができない場合、市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県内全ての市町村が相互に協力し県が市町村間の相互応援に必要な調整を行うことを内容とする「市町村相互応援協定」を整備し、災害発生時、相互応援を実施する。

上記以外の事項については、一般対策編 第3章 第11節「受援体制の整備」を準用する。

第13節 公共土木施設の初動応急対策

町は、県との連携を図り、大規模災害により道路、橋梁、あるいは河川管理施設等の公共土木施設が被害損傷を受けた場合に、二次災害の防止に配慮しつつ、早急に施設の機能回復のため応急復旧の措置を講ずる。

上記以外の事項については、一般対策編 第3章 第12節「公共土木施設被害の初動応急対策」を準用する。

第14節 建築物の応急対策計画

町は、災害時の被災建物に関する応援活動等に係る防災協定を締結した日本建築家協会の協力の下、大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止する。

第1 公共建築物

1 被災公共建築物の点検

町は、災害発生後直ちに公共建築物被害状況について、災害時の被災建物に関する応援活動等に係る防災協定を締結した日本建築家協会に支援を要請するとともに、所轄する職員である応急危険度判定士等を活用して、町が所管する公共建築物の緊急点検を実施し、これらの被害状況等を把握して二次災害の防止に努める。

2 被災公共建築物の応急復旧

緊急点検を終えた施設は、各施設管理者が被災の程度に応じて速やかに応急復旧を行い、施設の機能回復を図る。

公共施設のうち次に掲げる建築物については、地震災害時に活動上重要な拠点となることから、これらの活動を円滑に進めるため、他に優先して応急復旧及び安全確保を行い、それぞれの施設機能の確保を図る。

- (1) 地震災害時に応急活動上の拠点施設となる庁舎
- (2) 地震災害時に避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる警察署、消防署等
- (3) 地震災害時に緊急の救護所となる病院、保健所等
- (4) 地震災害時に被災者の一時収容施設となる学校、体育館等
- (5) その他の町有施設のうち、上記に準じる公共施設

第2 二次災害の防止活動計画

1 被災建築物の応急危険度判定

町災害対策本部は、大規模地震に被災した建築物の倒壊、部材の落下等による人命への二次災害を防止するために、被害の状況に応じて被災建築物危険度判定実施本部を設置し、実施計画を策定の上、被災建築物の応急危険度判定を実施する。

被災建築物が膨大な数になり判定士が不足する場合は、県に設置される被災建築物応急危険度判定支援本部に、応急危険度判定士の派遣、災害時の被災建物に関する応援活動等に係る防災協定を締結した日本建築家協会への支援要請、その他必要な支援の要請を行う。

(1) 公共建築物

庁舎・避難施設等の防災上重要な建築物は、職員である応急危険度判定士等により、速やかに応急危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、使用禁止及び立ち入り禁止等の措置をとるよう施設管理者に勧告する。

(2) 民間建築物

町は、被害の状況に応じて被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、判定実施区域、優先順位、判定実施期間、判定対象となる建築物、判定に必要な判定士及びコーディネーターの人数、必要な資機材の充足状況等の計画を作成の上、被災建築物の応急危険度判定を実施する。

実施に当たって必要に応じ、県に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

町は応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその危険度を周知し、崩壊等の危険性が高い場合は、立入り禁止等の措置を執るよう勧告する。また、判定結果に対する相談等に対応するための相談窓口を設置する。

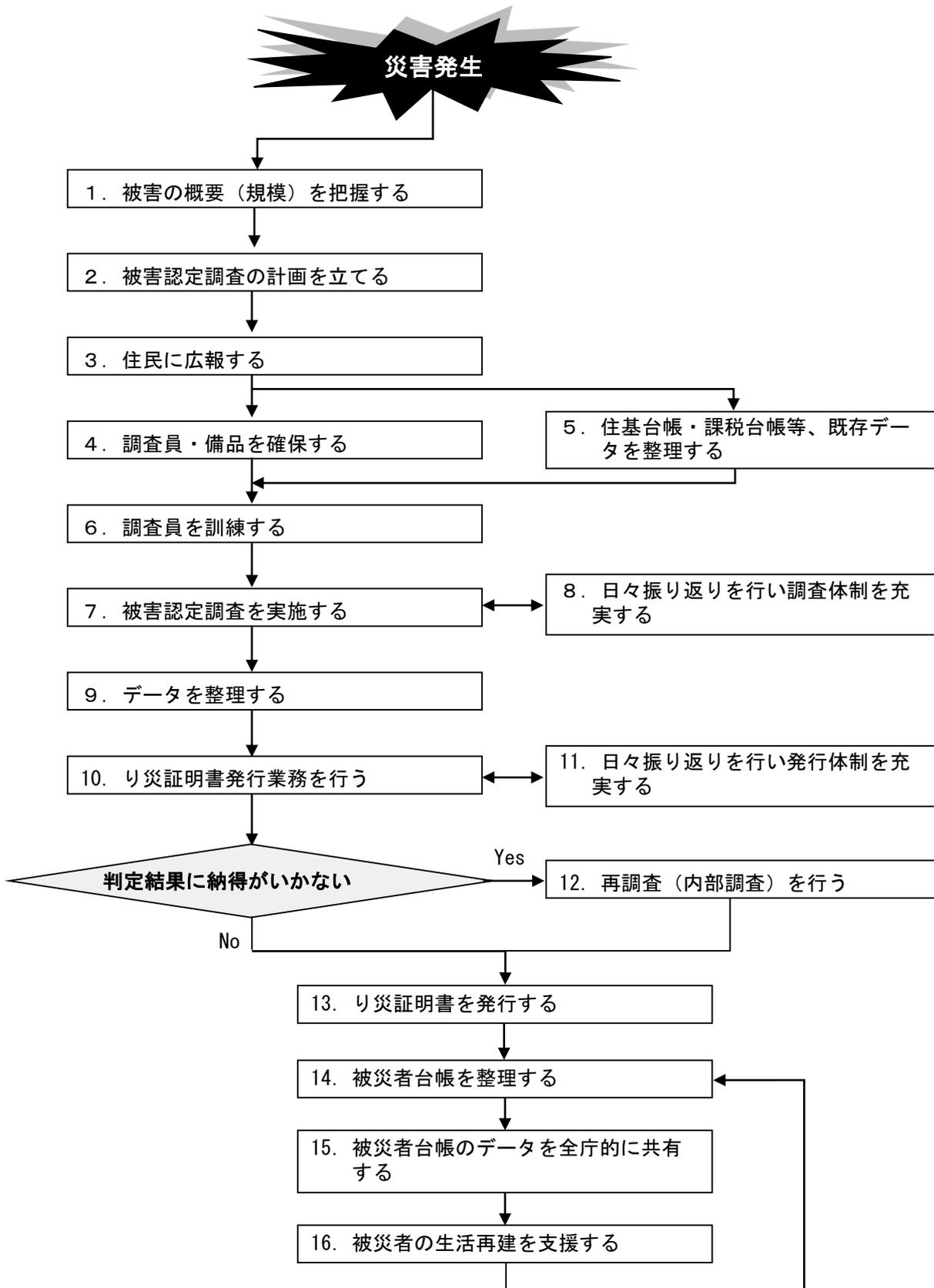
2 被災宅地の危険度判定

大規模地震により被災した場合、町災害対策本部が、被災宅地の危険度判定を要すると判断したときには、宅地の擁壁、法面等の崩壊による人命への二次災害を防止するため、所管課長は被災宅地危険度判定実施本部を設置し、実施計画を策定し、県支援本部に支援要請するとともに、被災宅地の危険度判定を実施する。

特に、庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地は、職員である被災宅地危険度判定士等により、速やかに危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険度が高い場合は、使用禁止及び立入り禁止等の措置をとるよう施設管理者に勧告する。

その後、必要に応じて、他の宅地についても危険度判定を実施するが、被災宅地危険度判定士及び判定調整員の数が必要数に満たさない場合は、県支援本部長に対し、宅地判定士及び判定調整員の派遣を要請する。

第3 建物被害認定調査からり災証明発行業務の流れ



上記以外の事項については、一般対策編 第3章 第33節「被災宅地の危険度判定」を準用する。

第15節 公園・緑地の応急対策計画

町は、震災等の災害時に公園、緑地を一次的な避難場所として、また地域の活動拠点として活用されることから、速やかに応急対策を実施する。

第1 公園、緑地

1 応急措置

公園管理者は、公園施設の被災状況を把握するため、公園内及び周辺の巡視を行い情報の収集に努める。また、公園・緑地は、地震災害時の避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設として使用を可能とするため、公園管理者は広場、建物等の被害箇所の応急措置の実施及び避難地へ至る避難路（園路等）の確保に努める。

2 応急対策

(1) 公園施設

公園施設管理者は、公園施設の被害状況及び復旧用資機材を考慮して、速やかに応急復旧を実施する。特に、避難地となる広場、建物等へ至る主要経路については、優先的に復旧作業を行い公園の機能の回復に努める。

(2) 占用施設

上下水道、電気、ガス、電話等公園占用施設に被害が発生した場合は、当該施設管理者は、公園管理者に通報する。また、緊急時に当該施設の管理者は、場合により現場付近への立入禁止、避難の誘導、周知等公園利用者の安全確保のための措置をとり、事後速やかに公園管理者に連絡するとともに応急復旧を実施する。また、公園管理者は、必要に応じて協力、支援等を行う。

第16節 道路等の災害応急対策計画

道路災害・事故の発生に伴い、道路機能の損傷及び負傷者等が発生した場合、道路管理者及び防災関係機関は相互に連携を図りつつ、速やかな応急対策を講じ、二次災害の発生等、被害の拡大防止に努める。

第1 被害状況の把握と情報発信

1 被害状況の迅速・的確な把握

道路管理者は、大規模な震災が発生した場合には、被災状況等を把握するとともに、負傷者等が発生した場合は、速やかに関係機関に通報するなど所要の措置を講ずる。

2 県との協力

町は、震災が発生したときは担当する調査事項について、被害状況を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに管轄の土木事務所（連絡調整班）に報告するとともに、県防災統括室に報告する。

一方、町には住民等からの被災情報が多数寄せられるため、土木事務所（連絡調整班）に積極的な情報収集支援とその情報を共有できる体制を整備する。

3 警察署、消防署との情報共有

町と同様に、住民等からの情報は、警察や消防署にも多数寄せられ、その中には道路等の土木施設の被災に関する情報も多く含まれるため、町は警察、消防署、と定期的に情報交換を行う。

4 近畿地方整備局、NEXCO西日本等との協力

大規模な震災の場合は、県が近畿地方整備局と連携し、より広域的な情報発信や隣接府県の情報収集を行い、町は県から情報を入手する。また、町は県と連携し、高度な技術的支援を必要とする場合は、迅速に近畿地方整備局の支援活動（リエゾン、TEC-FORCE）を受け、被害の拡大防止や応急復旧を図る。

第2 河川管理施設

1 応急措置

河川管理者は、地震災害の発生において初動体制マニュアルに従い、河川等の巡視を行い必要な措置を講じる。

2 応急復旧

初動体制の措置が完了した場合は、直ちに河川の築堤部分の巡視を行い、堤防等重要構造物について二次災害を防止するために、必要な応急工事を迅速かつ適正に行う。

第3 ため池

1 町が実施する対策

(1) 関係機関へ通報

被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。

- (2) 住民等の避難
人命を守るため、ため池下流の住民等を安全な場所へ避難させる。
- (3) 応急工事の実施
被害を拡大させないように早急に応急工事を実施する。

2 関係機関が実施する対策

- (1) 町へ通報
ため池に決壊のおそれが生じた場合、管理団体は、住民等の避難が迅速に行えるよう速やかに町に通報する。
- (2) 貯留水の放流
地震の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流する。
また、ため池下流部に当たる住民等には避難を促すなどの対策を講じる。
- (3) 応急対策の協力
町が実施する応急対策について協力する。

上記以外の事項については、一般対策編 第3章 第13節「道路等の災害応急対策計画」を準用する。

第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画

ライフライン施設管理者は、震災発生時における速やかな情報収集による迅速な初動対応と被害の拡大防止対策を実施し、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うように努める。

第1 上水道

震災発生時には、上下水道班は迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施する。災害により途絶した水道施設については、速やかに復旧を進めるとともに応急給水を行う。

1 応急措置

震災発生時には上下水道班は、配水場（送水ポンプ緊急遮断弁を含む）・主要管路（送水管・配水管）・県営水道送水管への緊急取水弁等の重要度の高い基幹施設等について被害状況を早急に調査し、迅速に関係機関に伝達する。また、小規模な配水管が破損した場合は、防災協定締結水道事業者等に応援を求め、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。

2 応急復旧

- (1) 応急復旧作業の実施に際しては、補修専門業者に要請するとともに、建設業者の応援を求める。
- (2) 被害状況に基づいて、必要な復旧用資材を迅速に調達し、不足する資材については早急に発注する。
- (3) 応急復旧の実施に必要な人員・資機材が確保できない場合には、町の本部運営班と連携を図りつつ、速やかに相互応援協定等に基づく支援の要請を行うものとし、また、必要に応じ県を通じて県内市町村・厚生労働省・他府県及び日本水道協会等関係団体に対し、広域的な支援の要請を行う。
- (4) 配水支管・給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水・運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、また復旧に長時間を要する場合には、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消する。
- (5) ほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施する。

3 広報

上下水道班は、上水道施設の被害状況、復旧の目処、臨時給水等の情報について広報する。

第2 下水道

1 応急措置

震災発生時には上下水道班は、下水処理場の稼動状況及びマンホール等の隆起・陥没について、地表より目視により被災状況を早急に調査し、結果を迅速に関係機関に伝達するとともに、安全性が確認できるまでの間、トイレでの流水の停止及び生活水の節水に努めるよう住民等に周知する。

2 応急復旧

- (1) 下水管渠の被害に対しては、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂浚渫、臨時の管路施設の設置等、汚水、雨水の疎通に支障のないように応急処置を講じ、排水に万全を期する。
- (2) 応急復旧作業に必要な要員として補修専門者を確保するとともに、建設業者の応援を求める。
- (3) 被害状況に基づいて、必要な復旧用資材を迅速に調達し、不足する資材については早急に手配する。

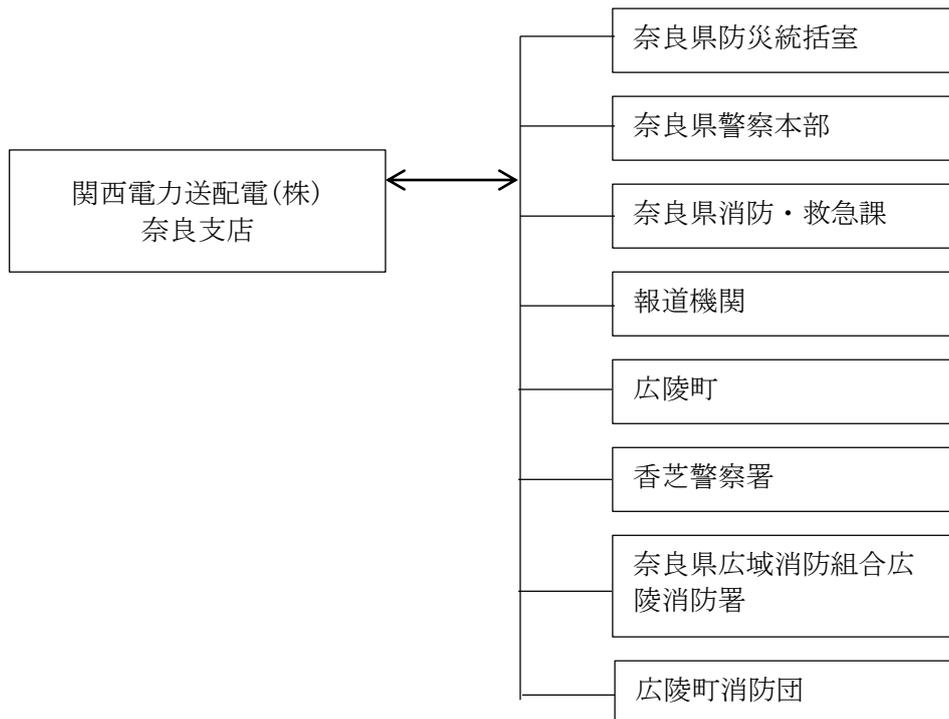
第3 電力（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社）

地震災害により電力設備被害が発生した場合における、電力の早期復旧のための対策について定める。

1 通報・連絡

(1) 通報・連絡の経路

通報・連絡は、以下のとおりとする。



(2) 通報・連絡の方法

通報・連絡は、「第2章 第16節ライフライン施設の災害予防計画」第3電力（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社）に示す施設、設備及び電気通信事業者の回線を使用して行う。

2 災害時における情報の収集、連絡

(1) 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、必要に応じ次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握する。

ア 一般情報

(ア) 気象、地象情報

(イ) 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報

(ウ) 社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）

(エ) その他災害に関する情報（交通状況等）

イ 当社被害情報

(ア) 電力施設等の被害状況および復旧状況

(イ) 停電による主な影響状況

(ウ) 復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項

(エ) 従業員等の被災状況

(オ) その他災害に関する情報

(2) 情報の集約

独自に国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関及び協力会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

3 災害時における広報

(1) 広報活動

災害が発生した場合または発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を必要に応じ行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を必要に応じ行う。

ア 無断昇柱、無断工事をしないこと

イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに送配電コンタクトセンターへ通報すること

ウ 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと

エ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付けすること、および必ず電気店等で点検してから使用すること。

オ 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。

カ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。

キ その他事故防止のため留意すべき事項。

(2) 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNSおよびLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 対策組織要員の確保

(1) 対策組織要員の確保

ア 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた各対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

イ 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。

なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、直ちに所属する事業所へ出動する。

ウ 交通途絶等により、所属する事業所に出動できない対策要員は、最寄り事業所に出動し、所属する事業所に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

(2) 復旧要員の広域運営

他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

5 災害時における復旧資材の確保

(1) 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

ア 現地調達

イ 対策組織相互の流用

ウ 他電力会社等からの融通

(2) 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている協力会社の車両、ヘリコプター等により行う。

(3) 復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼する等、迅速な確保に努める。

6 災害時における電力の融通

災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」および隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力受給契約」に基づき電力の緊急融通を行う。

7 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

8 災害時における県への支援要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、または工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、県へ支援を要請する。

9 災害時における応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

ア 水力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

イ 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力および貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

ウ 変電設備

機器損傷事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

エ 配電設備

非常災害復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

オ 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置及び可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

(3) 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

10 復旧計画

設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。

ア 復旧応援要員の必要の有無

イ 復旧応援要員の配置状況

ウ 復旧用資機材の調達

エ 復旧作業の日程

オ 仮復旧の完了見込み

カ 宿泊施設、食糧等の手配

キ その他必要な対策

11 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

設備名	復旧順位
水力発電設備	1. 系統に影響の大きい発電所 2. 当該地域に対する電力供給上支障を生ずる発電所 3. 早期に措置を講じないと復旧が一層困難になる恐れのある発電所 4. その他の発電所

送電設備	1. 全回線送電不能の主要線路 2. 全回線送電不能のその他線路 3. 一部回線送電不能の主要線路 4. 一部回線送電不能のその他線路
変電設備	1. 主要幹線の復旧に係る送電用変電所 2. 都心部に送配電する送電系統の中間変電所 3. 重要施設に配電する配電用変電所(この場合、重要施設とは配電設備に記載されている施設をいう。)
配電設備	1. 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線 2. その他の回線
通信設備	1. 給電指令回線、制御・監視および保護回線 2. 保安用回線

第4 電信電話施設

1 西日本電信電話株式会社

災害時における電気通信サービスの基本的な考え方として、災害が発生した場合または通信の著しく輻そうが発生した場合等において、通信不能地域をなくすため及び重要通信の確保を図るため、災害措置計画を作成し、以下のとおり実施する。

(1) 発生直後の対応

ア 災害対策本部（災害情報連絡室）の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害の規模や状況により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、災害応急復旧等を効果的に講じられるよう、地域防災機関と密接な連携を保ち、災害応急対策及び災害復旧対策の活動を速やかに実施する。

イ 災害対策情報の連絡体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害の規模及び状況により、県（県災害対策本部または防災統括室）等の防災機関へ災害対策本部（情報連絡室）開設連絡及び被災状況・復旧対策等に関する情報を迅速・的確に収集し、必要な事項は情報統括班が速やかに報告する。

ウ 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- (ア) 気象状況、災害予報等
- (イ) 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況
- (ウ) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- (エ) 被災設備、回線等の復旧状況
- (オ) 復旧要員の稼働状況
- (カ) その他必要な情報

エ 被害状況の把握及び応急対策要員等の確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、通信設備の被災の全容を災害対策システム等の活用により、より迅速に把握するとともに、早期設備回復に向け、効果的な復旧活動に努める。

- (ア) 災害発生のおそれがある場合、事前に復旧要員等を確保する。
- (イ) 復旧資機材調達及び災害対策機器・工事車両等を確保する。
- (ウ) 被災が大規模に及ぶ場合等は、本社の災害対策本部に支援要請し、NTT西日本グループ総体として広域復旧体制を整える。

オ 防護措置

通信設備等の被害拡大を防止するため、必要な防護措置を実施する。

(2) 災害状況等に関する広報活動体制

災害が発生し、通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況、特設公衆電話設置状況等を広報するなど、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

- ア 被災等の問合わせに対する受付体制を整える。
- イ 被害規模・内容によっては、トーキ案内を行う。
- ウ 広報車による広報及び営業所等への掲示による広報活動を行う。
- エ 報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ及び新聞掲載等による広報活動を行う。
- オ 有機的な連携を強化するため、自治体等の協力を得ながら広報活動を行う。

(3) 応急復旧

電気通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関して応急復旧措置を講じる。また、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被災状況に応じ別表の復旧順位に基づき、適切な措置をもって復旧に努める。

電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

順位	復旧回線
第一順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用線等各1回線以上 <input type="checkbox"/> 気象機関 <input type="checkbox"/> 水防機関 <input type="checkbox"/> 消防機関 <input type="checkbox"/> 災害救助機関 <input type="checkbox"/> 警察機関 <input type="checkbox"/> 防衛機関 <input type="checkbox"/> 輸送の確保に直接関係のある機関 <input type="checkbox"/> 通信の確保に直接関係のある機関 <input type="checkbox"/> 電力の供給に直接関係のある機関
第二順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用線等各1回線以上 <input type="checkbox"/> ガスの供給の確保に直接関係のある機関 <input type="checkbox"/> 水道の供給の確保に直接関係のある機関 <input type="checkbox"/> 選挙管理機関 <input type="checkbox"/> 預貯金業務を行う金融機関 <input type="checkbox"/> 新聞社、放送事業または通信社の機関 <input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体（第一順位となるものを除く）
第三順位	第一順位、第二順位に該当しないもの

(4) 通信疎通に対する応急措置

災害のため通信が途絶し又は通信が輻そうした場合、災害措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の措置を実施する。

(5) 通信の優先利用

災害が発生した場合において取り扱う非常扱い電話、緊急扱い電話又は非常扱い電報、緊急扱い電報を契約約款に定めるところにより、一般の手動電話又は電報に優先して取り扱う。

(6) 通信の利用制限

災害が発生し、通話が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行う。

(7) 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信輻そうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

(8) 災害対策用無線機による措置

災害が発生し、孤立地帯等が発生又は発生するおそれがある場合は、災害対策用無線機による措置を行う。

2 株式会社ドコモCS関西（携帯電話）

株式会社ドコモCS関西は、NTTグループで定めている「防災業務計画」に基づき、以下のとおり実施する。

(1) 社外関係機関との連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ別に定める社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

(2) 警戒措置

災害予報が発せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置をとる。

(3) 通信の非常そ通措置

① 重要通信のそ通措置

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻そうの緩和及び重要通信確保を図る。

② 携帯電話の貸出し

「災害救助法」が適用された場合等には、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。

③ 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信輻そうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言板等を速やかに提供する。

(4) 社外機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて社外関係機関に対し資材及び物資対策、交通及び輸送対策電源対策、その他必要な事項について、応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

(5) 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

3 KDDI株式会社（携帯電話）

KDDI株式会社は、災害が発生した場合又は通信の著しく輻そうが発生した場合等において、通信不能地域をなくすため、KDDI防災業務計画の定めるとおり以下を実施する。

(1) 情報の収集及び連絡

災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、通信のそ通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行うものとする。

ア 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。

イ 必要に応じて総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

(2) 準備警戒

災害予報が発せられた場合等において、通信のそ通に重大な支障を及ぼす事態が予想される場合は、その状況に応じ緊急連絡用設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点検と出動準備、電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定の準備、他の中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとるものとする。本社に災害対策本部を設置し設備運用部門に運用対策室を設置、被災地の最寄の総支社に現地対策室を設置する。

(3) 防災に関する組織

ア 災害が発生し又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。

イ 災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信のそ通状況等の情報連絡、通信のそ通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。

(4) 通信の非常そ通措置

ア 災害に際し、通信のそ通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図るものとする。

イ 通信の非常そ通措置

電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等の措置をとるものとする。

(5) 設備の応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して速やかに実施するものとする。

(6) 設備の復旧

被災した通信設備等の復旧工事は、応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づいて必要な改良事項を組み入れて設計し実施するものとする

(7) 大規模地震対策特別措置法に係る防災強化

KDDI株式会社は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより地震防災対策強化地域に指定された地域（以下「強化地域」という。）における地震防災に関し、次の措置をとるものとする。また、強化地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとるものとする。

① 地震防災応急対策

(7) 地震予知情報等の伝達

東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震観測情報、警戒宣言、地震防災応急対策をとるべき旨の通知その他これらに関連する情報（以下「地震予知情報等」という。）については、別に定めるところにより一元的に収集し、伝達する。

(イ) 災害対策本部等の設置

東海地震注意報が発せられ、地震防災応急対策を事前に実施する必要があると認めるときは、本社、総支社及び関係事業所に災害対策本部等を設置する。なお、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに災害対策本部を設置するものとする。

(ウ) 地震予知情報等が発せられた場合における通信の業務

KDDI株式会社は、地震予知情報等が発せられた場合であっても、原則として平常時と同様に通信に係る業務を行うものとする。ただし、通信のそ通状況等を監視し、著しい輻そう等が予想される場合は、重要な通信を確保するため(4)イに定めるところにより、利用制限等臨機の措置をとるものとする。

(エ) 災害対策用機器、設備、車両等の配備

地震災害が発生した場合に必要なと認められる災害対策用機器、設備、車両等を事前に配備しておくものとする。

(オ) 局舎、設備等の点検

強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地位にあたる必要な事業所等の長は、東海地震注意情報が発せられた場合、局舎、重要な通信設備等について巡視し、必要な点検を行うものとする。

(カ) 地震防災応急対策の実施準備

強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地位にあたる必要な事業所等の長は、東海地震注意情報が発せられた場合、地震防災応急対策の実施に係わる必要な準備を行うこととする。

(キ) 地震防災応急対策の実施状況等の報告

KDDI株式会社は、地震防災応急対策の実施状況について、国に設置された地震災害警戒本部等に別に定めるところにより、随時報告するものとする。

② 地震防災に関する知識の普及及び訓練

(7) 地震防災上必要な知識の普及

強化地域内の事業所等の長は、地震防災応急対策に関与する社員等に対し、東海地震の予知、予想される地震の規模、地震予知情報等の性格及びこれに基づきとられる措置内容、並びに地震防災応急対策等に関する知識の普及を図るものとする。

(イ) 地震防災訓練

強化地域内の事業所等の長は、大規模地震を想定し、地震防災応急対策に必要な地震予知情報等の伝達、社員の安否確認および避難・救護・通信のそ通確保、通信設備の応急復旧並びに関係地方公共団体等との連携等に関する訓練を毎年1回以上実施し、必要な防災体制の見直しを行うものとする。

(8) 東南海・南海地震の防災対策推進地域に係る地震防災推進計画

KDDI株式会社は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の定めるところにより、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定された地域（以下この条において「推進地域」という。）における地震防災に関し、次の措置をとるものとする。また、推進地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとるものとする。

ア 津波情報等の伝達経路等の設定

気象庁が発表する津波情報等の津波に関する情報（以下「津波情報」という。）等を、災害対策上、必要な部署、関連する人に対して、その内容を正確かつ迅速に伝達できるよう、情報の伝達経路及び伝達方法をあらかじめ定めておく。

イ 地震防災応急対策（重要通信の確保）

津波情報等を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、通信のそ通状況等を監視し、著しい輻そう等が予想される場合は、通話の利用制限、輻そう対策のための措置をとるものとする。

ウ 地震防災上必要な知識の普及

推進地域内の事業所等の長は、地震防災応急対策に関与する社員等に対し、東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識の普及を図るものとする。

4 ソフトバンクモバイル株式会社（携帯電話）

ソフトバンクモバイル株式会社（以下、SBM）は地震時において、基地局によるサービス提供が困難となった場合など、基地局の復旧はもとより、通信サービスを提供するためエリアの確保を様々な手段をもって整える対策を講じている。

(1) 顧客への発災時の支援

ア 発災情報の通知

イ 被災情報の相互連絡

ウ 貸出用携帯電話等の配備

エ 位置情報通知システム

オ Webサイト・報道発表による障害状況および復旧状況の告知

カ Webサイト上での災害関連地域情報の公開

(2) 通信サービス確保の対策

ア 緊急対策本部の設置

大規模災害発生時には、ソフトバンクグループ各社担当部門が各事業分野における被害情報の収集を行い、その上で、被害状況に基づき、通信関連事業を担うソフトバンクグループ通信3社横断の緊急対策本部を設置し、通信ネットワークの早期復旧などの対策を講じる。

イ 通信の確保・維持

(3) 通信エリアの復旧と確保

SBMでは、基地局が災害によって被災し利用できなくなった場合、状況に合わせて主に以下の対応を実施し、早期に通信エリアが確保できるように努める。

ア 停電基地局の発電機設備による電源確保

イ 移動無線基地局車・可搬型衛星基地局の配備による臨時基地局の設置

(ア) 移動無線基地局車

(イ) 可搬型衛星基地局

ウ 新規伝送路確保による既存基地局復旧

エ 基地局の建て直し

オ 燃料調達

カ 移動電源車

キ 周辺基地局によるエリア救済

ク 代替基地局設備の導入

(4) 災害時通信サービス

ア 緊急速報メール

イ 災害用伝言板サービス

ウ 災害用音声お届けサービス

エ Webサイト・報道発表による障害状況および復旧状況の告知

第5 都市ガス（ガス事業者）

各ガス事業者は、ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガス供給を確保する。

1 大阪ガスネットワーク株式会社

災害発生時には「防災業務計画」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連携協力のもとに応急対策を実施する。

(1) 情報の収集伝達及び報告

① 地震震度、気象予報等の収集、伝達

地震情報、気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所に伝達する。

(ア) 地震情報供給区域内の主要地点に地震計を設置し、地震情報を収集する。

(イ) 気象情報システム、河川・地域総合情報システムにより気象情報を収集する。

② 通信連絡

(ア) 災害発生時に主要事業所間の通信手段を確保するため無線通信網の確保を図る。

- (イ) 事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。
- (ウ) 対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。
- ③ 被害状況の収集、報告
 - 当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。
- (2) 応急対策要員の確保
 - ア 災害発生が予想される場合又は、発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。また迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。
 - イ 震度5弱以上の地震が発生した場合は、本社及び当該事業所に災害対策本部を設置し、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動が出来るよう動員を行う。
 - ウ 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、(社)日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。
- (3) 顧客及び県民に対する災害広報の実施
- (4) 危険防止対策
 - ア 地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。
 - イ 二次災害防止のためのガス供給停止判断は、地震計情報及び巡回点検等により判明した被害情報から行う。
 - ウ ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメーターにより一定地震以上でのガスの自動遮断を行う。
- (5) 応急復旧対策
 - ア 供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する。
 - イ 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

2 大和ガス株式会社

- (1) 動員基準
 - 社員は次のいずれかの条件により、全員が出動する。
 - ア 会社設置の地震計が、震度5弱以上に相当すると判断したとき(テレビ・ラジオの気象台情報から、奈良県下が震度5弱以上であることを覚知したとき)
 - イ ガス施設の被害発生が、具体的に明確であるとき
- (2) 出動方法と出動場所
 - ア 出動に際しては、交通渋滞あるいは道路破損等を考慮し、四輪車による出動は極力避け、徒歩又は二輪車を使用する。

(交通機関が機能している場合は、それを利用する)

イ 出動場所は、大和ガス本社とする。

ただし、特別に緊急措置を行う場所がある場合は、当該場所とする。

ウ 動員者に対して出動方法・所要時間等の調査を行い予め要員の把握をしておく。

(3) 出動時における情報収集

ア 出動途上にて、可能な限り沿線の被害状況及び災害に関する情報の収集を行う。

(ア) ガス設備（整圧器・中圧導管・主要低圧導管等）の被害状況

(イ) 道路・橋梁など交通や建物の被害状況及び火災の発生状況等その他

イ 出動途上で、二次災害のおそれがあるガス設備の支障を、万一発見した場合は速やかに会社へ連絡するとともに、住民避難・警察・消防への連絡等の対応を適切に行う。

(4) 協力会社の動員

緊急作業要員として、協力会社の要員編成についても、前もって取り決めておく。

(5) 災害対策本部の設置

ア 社長は、震度5弱以上の地震が発生した時は、直ちに大和ガス株式会社本社内に、災害対策本部を設置する。本部長には、社長が当たる。

イ 災害対策本部に本部長補佐を置く。本部長補佐は本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。本部長補佐には2名の常勤取締役があたる。

ウ 災害対策本部に必要な設備・備品を常備する。

(6) 災害対策本部の初動措置

ア 情報収集

イ 地震直後の情報収集

(ア) 供給所等の情報収集

(イ) ガス導管網の被害に関する情報

ウ 緊急巡回点検

(7) 緊急措置（供給停止）の実施

(8) 保安全管理と広報

ア 供給継続地区の保安全管理

供給継続地区の需要家の安全を確保するため、ガス漏れ通報には、供給遮断地区よりも優先して対応する。広報活動により安全使用について注意を促し、ガス漏れの即時通報を改めて周知徹底する。

イ 受付、出動体制の整備

ガス漏れ情報の受付、出動体制の整備と、要員の教育を繰り返し行い、緊急対応能力の向上に努める。

ウ 車両、資機材の整備及び維持管理

エ ガス漏れ等の措置「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」に基づき処理する。

第18節 危険物施設等災害応急対策計画

大地震発生の際に、危険物施設、高圧ガス・LPガス及び火薬類貯蔵施設について、町、県及び施設の管理者等は、周辺地域住民の安全を確保するため、関係団体と密接な連携を図り、適切な対応を講ずる。

第1 火薬類貯蔵施設

町及び施設等の管理者は、地震等により火薬類貯蔵施設等の付近で火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火、爆発、流出等のおそれがある場合は、一般対策編第3章第15節の「危険物施設災害応急対策計画」の応急措置をとるものとする。

上記以外の事項については、一般対策編 第3章 第15節「危険物施設災害応急対策計画」を準用する。

第19節 水防活動計画

第1 監視警戒活動

町は、大地震発生後直ちに区域内の河川、ため池等を巡視するとともに、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに当該施設の管理者に連絡して必要な措置を講じるよう求めるが、緊急を要する場合には、適宜に水防活動を行う。

第2 応急警戒復旧

町は地震災害時に実施する水防上の応急措置として、応急補強等が想定されるが、町は適宜、必要な応急措置を実施する。

前記以外の事項については、一般対策編 第2章 第29節「水害への備え」を準用する。

第20節 地盤災害応急対策計画

大規模な地震により地盤災害等が発生した場合の二次災害を軽減・防止するための対策の整備を図る。

上記以外の事項については、一般対策編 第2章 第32節「総合的な土砂災害予防対策」、第33節「ため池災害予防計画」、第34節「宅地等災害予防計画」を準用する。

第21節 消火活動計画

町は、地震発生直後の初期消火について、関係機関は連携を保ちながら、住民等に初期消火の徹底を呼びかける。また、県内の市町村等による相互応援協定に基づき、市町村等の区域を越えた活動により、被害の軽減を図る。

第1 出火防止・初期消火

地震発生直後の出火防止、初期消火の活動は、消防団、住民、自主防災組織及び自警団によって行われるものであり、各消防機関は、関係防災機関と連携を保ちながら、あらゆる方法を通じて、住民等に出火防止及び初期消火の徹底を呼びかける。

第2 消防活動

町は、消防活動について、被害発生の規模により人命の安全確保から物的被害の軽減まで、段階的に防御対象と範囲を定め、被害軽減のために最も効率的な消防活動計画を策定し、これを実施する。その場合、特に留意する点はおおむね次のとおりである。

1 消防職員等の確保

地震災害時には、住宅密集地域において火災が多発する等、集中的消火活動が困難となるおそれがある。また、消防器具、装備等が破損又は搬出不能となる可能性があり、さらには消防職員、団員の召集も困難になる等消防能力の低下が考えられるので、これに対する維持・確保の措置を考慮する。

2 消防水利の確保

地震災害時には、水道施設の停止、水道管の破損等により、消火栓は使用不能となることが考えられるので、耐震性貯水槽及び河川等の自然水利の効果的利用方法を検討する。

3 段階的防御方針

- (1) 火災が比較的少ない場合は、すべての火災に出動し、全火災を鎮圧
- (2) 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防御
- (3) 火災が著しく多発し、最悪の条件下においても人命の安全を最優先とし、避難路等を確保

救助・医療活動計画

第22節 救急、救助活動計画

震災時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想され、救急救助活動も困難になると思われるので、救急救助活動の円滑化を図る。

第1 救急活動

1 応急手当

住民等は、救急関係機関が到着するまでの間、心肺蘇生等の応急手当を行い被害の軽減に努める。

2 救護所の設置

町は、迅速な医療救護活動を行うため、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。また、必要に応じて総合保健福祉会館に医療救護所を開設する。

3 搬送

町は、医療機関の受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重傷患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。

4 ヘリコプターによる救急搬送

町は、県等に協力を要請し、道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などにはヘリコプターによる救急搬送を実施する。

第2 救助活動

1 自主的な救助

自主防災組織等は、独力で救助可能な場合には自主的に被災者の救助を行う。

2 迅速、的確、計画的な救助活動

町は、救助が必要な生存者の情報の収集に努めるとともに、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救助活動を行う。

3 迅速な救助活動

町は、自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、民間業者の協力を得て重機等の資機材の活用により、迅速な救助活動を行う。

第3 各関係機関の相互協力

町及び各消防防災関係機関は、救助活動等を行うに当たって、相互の情報提供、効率的な作業分担のための連絡調整窓口を設け、救急救助活動を相互協力して実施できるようにする。

(注) 消防機関及び県警察は消防組織法第42条で相互協力することとなっている。また、消防機関及び自衛隊は「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」で相互協力することとなっている。

上記以外の事項については、一般対策編 第3章 第16節「救急、救助活動計画」を準用する。

第23節 保健医療活動計画

災害発生後48時間の急性期には、被災地においてトリアージ及び応急治療を行うとともに、重症傷病者を被災地外へ搬送し迅速な高度医療提供を図る。また、倒壊家屋等からの救出者への救命措置や、火災や崩落事故等の災害現場における救急医療、迅速な医療機関への搬送の判断等、災害の多様な状況に対し、的確な対応を図る。さらに、急性期以降は、被災者に対する、医療救護、健康相談、こころのケアなど、様々な医療の提供が必要となってくることから、災害の規模や原因、発生場所、発生時刻などの違いや、災害発生からの時間の経過に伴う保健医療ニーズの変化に対応を図る。

第1 保健医療活動

1 地区医師会等への派遣を要請

町は、被災状況に応じて、地区医師会又は医療機関に医療救護班の派遣を要請し、医療救護活動を行う。

2 県医療救護班の派遣

町は、医療救助活動が十分でないと判断したときは、県に医療救護班の派遣を要請する。

3 保健医療ニーズの把握

町は、医療救護所を設置、運営するとともに医療ニーズを把握する。

4 中和保健所と情報共有

町は、地域の医療機関の被災状況及び診療状況を把握し、中和保健所と情報共有を図る。

第2 災害時における医薬品等の確保

町は、災害時の医療救護班用としての必要な医薬品等の備蓄に努めるとともに、不足が生じた場合には、県に支援を要請する。

第3 保健師等による健康管理に関する活動

町は、必要な場合に県に保健師等の派遣を要請し、町の保健師等と連携して活動を行う。

町は、保健師を中心に避難所における健康相談や集団指導、被災家庭、仮設住宅等への家庭訪問を実施し、健康状態の把握と保健指導、環境整備や関係機関との連絡調整等を行う。また、被災住民の心身のケア等必要な保健活動の充実に努める。

1 初動の支援活動

町は、県の協力のもと、町が把握する要配慮者等に関する情報を共有し、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師や管理栄養士・歯科衛生士等が相互に連携して健康相談や集団指導、被災家族への家庭訪問を行う。

2 感染症等への対応

町は、早い時期から県と連携し、巡回健康相談や家庭訪問の実施にあたり、感染症や食中毒の発生予防に努める。また、高齢者は特に生活不活発となりやすいために、機能低下予防に努める。

3 関係機関との連携調整

町は、県に協力し、保健・医療・福祉等のサービスの提供について、医療及び福祉関係者や住民等との連携を図るための調整を行う。

4 仮設住宅入所者等の対応

町は、県や関係機関と連携し、避難所・仮設住宅等における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、血栓塞栓等、積極的な予防活動を行い、健康で自立した生活ができるよう支援する。

第4 在宅難病患者に関する活動

町は県とともに、災害時の在宅難病患者支援対策として、次の活動を行う。

1 避難誘導と安否確認

- (1) 住民の協力による難病患者の避難誘導と孤立患者の把握
- (2) 町、保健所、訪問看護ステーション等による安否確認

2 医療に関する情報発信と手段の確保

- (1) 入院や診療可能な医療機関の把握と情報の発信
(奈良県広域災害・救急医療情報システム等の活用)
- (2) 医療機関受診にかかる交通手段の把握と情報の発信
- (3) 医薬品、医療用具、経管栄養剤等の不足状況の把握とその確保

3 個別又はチームによる相談支援

- (1) 町、保健所や医療機器取扱業者等による医療機器使用疾患の被災状況把握と相談
- (2) 町、保健所による難病患者巡回支援チームや訪問による個別ケア

第5 精神障がい者及びメンタルヘルスに関する活動

町、保健医療調整本部、精神保健福祉センター及び地域保健医療調整本部は、精神障がい者及びメンタルヘルス対策として次の活動を行う。

1 安否確認等

町及び地域保健医療調整本部は、相談支援事業等関係機関との連携を図り、在宅精神障がい者の安否及び健康状況を確認して必要な支援の検討、提供を行う。

2 障がい福祉サービス事業所等の被害状況の把握

町は、障がい福祉サービス事業所（旧精神障がい者社会復帰施設等）等の被害状況を把握するとともに利用可能な施設の活用について検討する。

3 情報収集・発信

町は、保健医療調整本部、精神保健福祉センターから、県内外の情報を得て、精神障がい者及びメンタルヘルスに関する活動を行う。

上記以外の事項については、一般対策編 第3章 第17節「保健医療活動計画」を準用する。

緊急輸送計画

第24節 緊急輸送計画

災害時の救助活動・救急搬送・緊急物資の輸送等を迅速、的確に実施するために、陸上交通路、航空輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、ヘリコプター等を調達するなど、輸送力の確保に万全を期する。また、それに対応できる緊急輸送体制を確保する。

上記以外の項目については、一般対策編 第3章 第18節「緊急輸送計画」を準用する。

第25節 災害警備、交通規制計画

町は、警察署等関係機関と協力し、地震災害時の初動体制を確立し、迅速・的確な災害警備活動を行う。また、交通の安全を確保し、円滑な災害応急・復旧対策を行うための交通規制等を行う。

第1 災害警備方針等

大震災の発生に際しては、的確な状況把握と適正な判断により、速やかに初動体制を確立するとともに、警察署等関係機関と協力し、次に定める活動を行う。

- 1 被害の実態把握
- 2 被災者の救出救助及び被害の拡大防止
- 3 行方不明者の捜索
- 4 危険区域内の居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示及び誘導
- 5 死体の調査等及び検視
- 6 緊急交通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制
- 7 被災地、避難場所等における犯罪の予防検挙
- 8 地震に関する広報活動
- 9 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動
- 10 警察庁等への援助要求

上記以外の事項については、一般対策編 第3章 第19節「災害警備、交通規制計画」を準用する。

物資供給計画

第26節 食料、生活必需品の供給計画

大規模地震の発生に際し、被災住民の保護を目的とした食料及び生活必需品等の供給について、住民、町、県は、それぞれの役割分担を明確にして、迅速かつ的確・適切に行うための体制の確立を図る。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

上記以外の事項については、一般対策編 第3章 第20節「食料、生活必需品の供給計画」を準用する。

第27節 給水計画

災害による水道施設の損傷又は飲料水の枯渇、汚染等により飲料水に適する水を得ることができない者に対する供給体制の確保を図る。

上記以外の事項については、一般対策編 第3章 第21節「給水計画」を準用する。

保健・衛生計画

第28節 防疫、保健衛生計画

災害発生時には、生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下など、感染症が発生しやすい状況となるため、防疫措置を迅速に実施し、感染症の発生及び流行を未然に防止する。

第1 防疫体制

防疫は、町の防災担当と保健福祉担当が連携して、管轄保健所長の指導・指示に基づいて実施する。ただし、当該市町村の被害が甚大で、町限りでの実施が不可能又は困難なときは、管轄保健所に応援を要請し、当該保健所又は保健所管内の他の市町村からの応援を得て実施する。なお、管轄保健所内においても実施が不可能又は困難なときは、県（医療政策部保健予防課）に連絡し、他の保健所管内の市町村又は県からの応援を得て実施する。

第2 食品衛生対策

町は、保健所等の関係機関と密接な連携を図りながら、被災地の食品関係営業施設及び臨時給食施設（避難所等の炊き出し施設）の実態を把握し、食品衛生監視員等の指示に従い、食中毒の発生を防止する。

第3 防疫・保健衛生用資機材の調達等

町は、防疫・保健衛生用資機材を確保するとともに、資機材の調達が困難な場合は、県にあつせんを依頼する。

第4 愛玩動物の収容対策等

一般対策編 第3章 第22節第3「ペットの災害対策」を準用する。

第5 生活衛生対策

町は、宿泊施設等を避難所として利用する場合、県の指導のもと、感染症発生防止の観点から以下の対策を講じる。

1 トイレ、施設等の衛生確保

ハエ、蚊等衛生害虫の発生防止に関する指導等適切な措置を行う。また、清掃・消毒に関する指導等適切な措置を行う。

2 浴場等の衛生保持

レジオネラ感染症等の発生予防対策として、消毒効果の簡易検査を行うとともに、清掃・消毒に関する指導等適切な措置を行う。

上記以外の事項については、一般対策編 第3章 第22節「防疫、保健衛生計画」を準用する。

第29節 遺体の火葬等計画

本節は、一般対策編 第3章 第23節「遺体の火葬等計画」を準用する。

第30節 廃棄物の処理及び清掃計画

震災時には、排出される廃棄物（倒壊・焼失家屋等から排出される木材・家具などの廃棄物や生活ごみ、し尿等）が大量に発生することから、その迅速かつ計画的な処理を図るため、町、県が実施する対策について定める。

上記以外の項目については、一般対策編 第3章 第24節「廃棄物の処理及び清掃計画」を準用する。

支援受入計画

第31節 ボランティア活動支援計画

本節は、一般対策編 第3章 第25節「ボランティア活動支援計画」を準用する。

第32節 災害救助法による救助計画

本節は、一般対策編 第3章 第28節「災害救助法等による救助計画」を準用する。

教育施設等計画

第33節 文教対策計画

本節は、一般対策編 第3章 第29節「文教対策計画」を準用する。

第34節 文化財災害応急対策

本節は、一般対策編 第3章 第30節「文化財災害応急対策計画」を準用する。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設の災害復旧

災害により被災した公共施設の災害復旧は、各施設の実施責任者において、早期の原状復旧のみならず、再度の被害発生防止を考慮し、可能な限り改良復旧の実施を図る。

上記以外の項目については、一般対策編 第4章 第1節「公共施設の災害復旧」を準用する。

第2節 被災者の生活確保

本節は、一般対策編 第4章 第2節「被災者の生活確保」を準用する。

第3節 被災中小企業の振興

本節は、一般対策編 第4章 第3節「被災中小企業の振興」を準用する。

第4節 農林業者への融資

本節は、一般対策編 第4章 第4節「農林業者への融資」を準用する。

第5節 義援金の受入・配分等に関する計画

義援金については、被災時における町の状況を十分考慮し、町、県及び日本赤十字社、県共同募金会等の関係団体が連携を図り、必要な事項を協議して実施する。

上記以外の項目については、一般対策編 第4章 第5節「義援金の配分」を準用する。

第6節 激甚災害の指定に関する計画

本節は、一般対策編 第4章 第6節「激甚災害の指定に関する計画」を準用する。

第7節 災害復旧・復興計画

本節は、一般対策編 第4章 第7節「災害復旧・復興計画」を準用する。

第5章 南海トラフ巨大地震防災対策推進計画

第1節 総則

南海トラフ巨大地震等の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標として、できる限り被害を減少させるという「減災」の考え方にに基づき、町のとるべき基本的事項を定める。

第1 計画の目的

町は、南海トラフ巨大地震等の広域災害に備えるため、国が公表した「南海トラフ巨大地震の被害想定」（平成24年8月及び平成25年3月公表）及び「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」（平成25年5月公表）に基づき、町における南海トラフ巨大地震等の災害対策を講じる。また、「南海トラフ巨大地震の被害想定について」（令和元年6月公表）についても必要に応じて活用する。ただし、国における公式の被害想定は平成24年・25年に公表されたものであり、本想定はあくまでも参考資料として取り扱う。取り扱いに際しては、このことを念頭に置いた上で十分に留意するものとする。

本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という）第5条の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域に指定されている本町において、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、その他地震防災上重要な対策に関する事項等について定める事を目的とする。

第2 基本的な考え方

南海トラフ沿いで発生する大規模な地震について、国では、これまで、その地震発生の切迫性の違いから、東海地震と東南海・南海地震のそれぞれについて、個別に対策が進められて来た。

町では、平成15年12月17日に内閣府告示第288号で広陵町の全区域が推進地域に指定されたことを受け、町全域を対象としてその対策を推進してきた。こうした状況の下、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震では、従来の想定をはるかに超える巨大な地震・津波が発生し、戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらされた。

このため、国では、平成23年8月に内閣府に「南海トラフの巨大地震モデル検討会」を設置し、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」の検討を行い、関東から四国・九州にかけての極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定されることとなった。

仮に発生すれば、西日本を中心に、東日本大震災を越える甚大な人的・物的被害をもたらし、我が国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じるとしている。

本計画は、南海トラフ巨大地震等の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標とする。また、住民等一人ひとりが「減災」の考え方に基いて「自助」「共助」「公助」の連携・協働を図るため、町、住民等及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。

南海トラフ巨大地震による被害は超広域にわたり甚大であることから、近隣の被災自治体や被災地域外の自治体との応援・受援が限定的にならざるを得ず、まずは自立した災害対応を

行うことが必要であり、次の点に留意する。

1 自立した災害対応

近隣府県において津波等による大規模な被害が想定されることから、国や自治体等からの支援が期待できない場合も考え、まずは自立した災害対応を行う。

国の想定によると、震源地によって全国の被害の程度や様相は大きく異なる。また、現在の科学的知見では、南海トラフ巨大地震の発生時期・場所・規模の確度高い予測は不可能である。そのため、本町においても町が大きな被害を受け、他自治体等より支援を受ける(受援側になる)場合や、より被害が大きい他自治体等を支援する側となる場合があることを想定した対応を行うとともに、発生の可能性が高まっている旨の評価がなされた場合、地震に備えた防災行動を取り、被害の軽減に努めるものとする。

2 これまでの地震防災対策を継続して推進

第2次奈良県地震被害想定調査において最大の被害が想定されている直下型地震(奈良盆地東縁断層帯)の被害想定は、国の南海トラフ巨大地震の被害想定を上回っている。このため、町内で想定される被害は、住宅の耐震化や町有建築物の耐震化促進など、これまでの地震防災対策を着実に進める。

3 突発的な地震に備えた対策を日頃から進めていくことが重要であり、住民一人ひとりが「自助」に基づき、災害リスクに対する理解を深め、住民主体により安全な防災行動を選択することができるよう、町がその支援を行う。

4 計画的かつ早急な事前防災対策の推進

政府地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価によると、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は70%～80%に達すると評価されており(令和3年1月1日現在)、計画的かつ早急な事前防災対策が必要である。

5 地震の時間差発生による災害の拡大防止

過去に南海トラフ沿いで発生した大規模地震を見ると、数時間から数日、あるいは約2年間の間隔において発生している場合も見受けられる。また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。このように複数の地震が時間差で発生する可能性があることを考慮し、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討が必要である。

6 本章に記載のない南海トラフ巨大地震等に係る地震防災対策については、前章までの規定に基づき実施する。

第3 防災関係機関が行う事務又は業務の大綱

震災対策編 第1章 第2節 「防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱」に準じる。

第2節 南海トラフ地震臨時情報

町は、気象庁が①南海トラフ地震臨時情報（調査中）、②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合においては、時間差を置いた複数の地震発生に備えて、災害応急対策を実施する。

第1 地震の時間差発生により災害の拡大防止

1 過去に南海トラフ沿いで発生した大規模地震を見ると、数時間から数日、あるいは約2年間の間隔をおいて発生している場合も見受けられる。また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し復旧を遅らせたという事実もある。

このように複数の地震が時間差で発生する可能性があることを考慮し、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討が必要である。

2 気象庁が、①南海トラフ地震臨時情報（調査中）、②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の情報を発表した場合においては、時間差を置いた複数の地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。

第2 南海トラフ地震臨時情報の発表

1 臨時情報について

南海トラフ巨大地震の想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表される。

これらの地震又は現象が発生した後に発生する可能性が、平時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震を、以下「後発地震」と称する。なお、後発地震発生の可能性は最初の地震発生直後ほど高く、時間とともに減少する。

2 後発地震について

世界の事例では、マグニチュード8.0以上の地震発生後に隣接領域で1週間以内に同クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に1回とされている。また、マグニチュード7.0以上の地震発生後に同じ領域で、1週間以内にマグニチュード8.0クラス以上の地震が発生する頻度は数百回に1回程度とされている。

3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表後、気象庁に設置された「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報が発表される。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で、マグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で、マグニチュ

ード7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く)が発生もしくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価が出された場合、後発地震の可能性が平時と比べて相対的に高まっている旨を示す。

(3) 南海トラフ地震臨時情報(調査終了)

上記2つの臨時情報のいずれの発表条件も満たさなかった場合、その旨を示す。

4 臨時情報の発表に対する警戒等処置

(1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)

対象とする後発地震に対して、後発地震発生の可能性と社会的な受忍の限度を踏まえ、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間(対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。)。警戒する措置をとる。

また、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間を経過した後は、後発地震に対して警戒する措置は原則解除するものとし、さらに1週間(対象地震発生から336時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。)注意する措置をとる。なお、それを経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除するものとする。

(2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)

対象とする後発地震に対して、後発地震発生の可能性を踏まえ、①南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50Km程度までの範囲で、マグニチュード7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く)の発生から1週間(対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。)もしくは、②南海トラフ沿いの想定震源域内プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、注意する措置をとるものとし、それを経過した後は、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。なお、それを経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除とするものとする。

(3) 後発地震に対して警戒、注意する措置等の例

町は、明らかに被災するリスクが高い事項について回避する防災対応をとり、町全体としては後発地震に備えつつ、通常为社会活動をできるだけ維持することに留意する。

ア 日頃からの地震の備えの再確認

(ア) 家具等の固定

ただし、地震の規模によっては家具等の固定をしても転倒するおそれがあり、固定が必ずしも万能ではないことに留意する。

(イ) 避難場所・避難経路の確認

(ロ) 家族等との安否確認手段の取り決め

(エ) 家庭等における備蓄の確認

イ 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

(4) 必要な体制の確保

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震情報（巨大地震注意）が発表された場合は、その程度に応じて災害対策本部等を設置するなど、必要な体制を確保するものとする。

5 必要な情報の伝達・周知等

(1) 町は、次の内容等を正確かつ迅速に防災関係機関等及び住民等に伝達する。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容

イ 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

(2) 町は人命救助、被災地への物資支援等に取り組むため、交通、物流等をはじめとする企業に対して、あらかじめ定めた計画に基づいて企業活動にあたるよう周知する。

(3) 町は、後発地震に対する警戒及び注意する措置の実施に当たり、相互に情報共有を図るとともに、密接な連携をとりながら、実態に即応した効果的な措置を講ずることに努める。

第3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

町は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する通知、その他必要な措置を行うものとする。

なお、その情報伝達の経路、体制及び方法については、「第7節 地震発生時の応急対策等」により定めるものとする。

第4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達

(1) 町は、関係機関及び住民等における情報伝達の経路、体制及び方法については勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じて確実に情報伝達されるよう留意する。伝達の手段は可能な限り多重化・多様化に努めるものとし、短い時間内において正確かつ広範囲に伝達を行うよう留意する。また、必要に応じて地域の自主防災組織や公共的団体等の協力を得るものとする。

(2) 住民等に対して情報伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。なお、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、多言語・やさしい日本語等を用いた様々な周知手段を活用するよう努める。

(3) 町は、状況の変化等に応じて必要な情報を逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。

- (4) 周知については、冷静な対応を行うよう呼びかけるとともに、交通及びライフラインに関する情報や生活関連情報など、住民等に密接に関係のある事項について周知する。また、住民等からの問い合わせに対応できるよう、窓口等の体制を整備する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

町は、災害応急対策の実施状況や諸般の状況を具体的に把握するため、各種情報の収集体制を整備する。また、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部等に集約するために必要な措置をとる。

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

町は、「奈良県地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等について事業を推進する。

震災対策編 第2章 第21節「第六次地震防災緊急事業五ヶ年計画」を準用する。

第4節 防災訓練計画等

南海トラフ巨大地震等、広域に被害が及ぶ災害が発生した場合において、住民等（自主防災組織等）、町、県、防災関係機関等が防災活動を的確に実施できるよう、防災訓練を実施する。

第1 町が実施する訓練

1 防災総合訓練

住民等（自主防災組織等）、町、国、県、消防、警察、自衛隊、学校、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、ボランティア等が参加する防災総合訓練を実施する。

2 各地域での防災訓練

自主防災組織が中心となる「住民参加型」訓練では、「住民避難」に重点を置き、要配慮者の参加を含めた多くの住民等の参加が得られるよう配慮した訓練を実施する。

(1) 安全な避難ルートの確認等のための避難訓練

避難行動要支援者の避難支援訓練を含む訓練を行う。

(2) 安否確認訓練

日頃から各地区において、災害時の集合場所を決め、全員の安否を確認した上で避難所に集団避難し報告するなどの実践的な訓練を想定する。

(3) 避難所開設・運営訓練

要配慮者の避難所でのニーズや、被災時の男女のニーズの違い等に配慮した訓練を行う。

(4) 緊急地震速報が発表された場合に取りべき行動等の研修会等

(1)と(2)を組み合わせ、同日に町内で一斉に実施するなど、大きな啓発効果のある訓練を企画実施する。

第2 防災関係機関等が実施する訓練

1 防災関係機関等の訓練

ライフライン機関、事業所、各種団体、学校等は、自ら従業員や児童・生徒等が参加する震災を想定した防災訓練を積極的に行うよう勧奨する。その際には、緊急地震速報を防災訓練のシナリオに取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るような訓練を促す。また、町及び県が実施する防災総合訓練や、地域が実施する防災訓練に、積極的に参加協力を行うよう要請する。

2 その他機関等の訓練

町内の学校、病院、駅、工場、事務所、スーパー、宿泊施設等の諸施設において、消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練等を定期的を実施し、実効性のある震災時における消防計画及び自衛消防体制の確保等を進めるよう勧奨する。また、地域が実施する防災訓練に積極的に参加、協力を行う。

第3 その他

町は、災害対応の初動体制、情報収集体制、連絡体制の確立のため、非常参集訓練や、災害対策本部等を設置して行う災害対応図上訓練等を適宜実施し、職員等の災害対応能力の向上を図る。

第5節 地震防災上必要な防災知識の普及計画

町及びその他の防災関係機関は、地域の自主防災組織等と協力して、一般対策編 第2章 第6節 「防災教育計画」 に基づく取組のほか、南海トラフ巨大地震等の防災上必要な防災知識の普及を推進する。

第1 町職員に対する防災知識の普及

町は、南海トラフ巨大地震等の防災対策の円滑な実施を図るため、職員の各種セミナー受講や「阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター」での研修受講等を促進することにより、必要な防災知識の普及を図る。その内容は次の事項を含む。

1 被害の歴史に関する知識

南海トラフ沿いで発生した既往地震及びその被害の歴史に関する知識に関する事項。

2 活断層地震に関する知識

南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識に関する事項。

3 予想される地震動及び津波に関する知識

南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識に関する事項。

4 被害に関する知識

南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意した事項。

- (1) 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
- (2) 膨大な数の避難者の発生
- (3) 被災地内外にわたる全国的な生産・サービス活動への多大な影響
- (4) 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
- (5) 電力・燃料等のエネルギー不足
- (6) 帰宅困難者や多数の孤立集落の発生
- (7) 復旧・復興の長期化

5 地震及び津波に関する一般的な知識

6 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識

7 職員等が果たすべき役割

8 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

9 今後地震対策として取り組む必要のある課題

第2 学校における防災知識の普及計画

学校における防災教育は、災害安全に関する教育と同義であり、減災についての教育も含まれ、安全教育の一環として行われる。

防災教育は、「災害に適切に対応する能力の基礎を培う」ために、児童・生徒等の発達段階を考慮して、関連する教科、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じた展開をめざす。また、児童生徒等の他、関係機関職員に対して行い、保護者に対しても連絡の徹底を図る。

1 防災教育のねらい

防災教育のねらいは、次に掲げる三つにまとめられる。

- (1) 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができるようにする。
- (2) 地震、台風等の発生時に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。
- (3) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

2 各校種毎の目標

発達段階に応じた系統的な指導が必要となることから、次に掲げる各校種毎の目標により児童・生徒等の発達の段階を考慮し指導する。

(1) 幼稚園段階における目標

安全に生活し、緊急時に教職員や保護者の指示に従い、落ち着いて素早く行動できるよう指導する。

(2) 小学校段階における目標

日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、他の人々の安全にも気配りができるよう指導する。

(3) 中学校段階における目標

日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や、災害時の助け合いの大切さを理解し、進んで活動できるよう指導する。

(4) 高等学校段階における目標

安全で安心な社会づくりへの参画を意識し、地域の防災活動や災害時の支援活動において、適切な役割を自ら判断し行動できる。なお、障がいのある児童・生徒等については、各校種毎の目標の他に、障がいの状態、発達の段階、特性及び地域の実態に応じて、危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりできるようにする。

3 防災教育・指導（防災訓練の実施を含む）の内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにするため、本計画においては、地震及び地震に関連して発生する可能性のある災害対応に絞り、次に掲げる内容とする。

- (1) 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- (2) 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

- (3) 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方
- (4) 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方
- (5) 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- (6) 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力
- (7) 災害時における心のケア
- (8) 南海トラフ地震等に関する知識
- (9) 地震・津波に関する一般知識
- (10) 応急処置の方法
- (11) 教職員の業務分担
- (12) 児童生徒等の登下校（園）時等の安全確保方法
- (12) 学校（園）に残留する児童・生徒等の保護方法
- (13) ボランティア活動

4 教育・指導の方法

- (1) 教育活動全体を通じた児童・生徒等への地震防災教育
- (2) 研修等を通じた教職員への地震防災教育
- (3) P T A活動等を通じた保護者への地震防災に係る知識の周知徹底

5 防災教育に関する指導計画の策定

防災教育に関する指導計画は、南海トラフ巨大地震の概要を明確にした上で、以下の項目ごとに整理するなど全教職員の共通理解を図って作成する。

- (1) 防災教育の基本的な目標
- (2) 各学年の指導の重点
- (3) 各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動（学級〈ホームルーム〉活動及び学校行事）などの指導内容
- (4) 指導の時期、配当時間数、安全管理との関連
- (5) 地域の関係機関との連携 等

6 指導計画作成に当たっての配慮事項

防災教育に関する指導計画を作成する際には、次に掲げる内容について配慮する。

- (1) 防災教育は、地震など共通に指導すべき内容と学校が所在する地域の自然や社会の特性、実情等に応じて必要な指導内容等について検討し、家庭、地域社会との密接な連携を図りながら進める。
- (2) 学習指導要領等における防災教育に関連する指導内容を整理し、課外指導等も含め各教科等の学習を関連づけるなどして、教育活動全体を通じて適切に行えるように指導する。
- (3) 防災教育に関する指導計画は、系統的・計画的な指導を行うための計画であるが、年度途中で新しく生起したり、緊急を要したりする問題の出現も考えられ、必要に応じて弾力性を持たせる。

- (4) 避難訓練の計画を立てるに当たっては、学校等の立地条件や校舎の構造等に十分考慮し、火災、地震、土砂災害など多様な災害を想定する。
- (5) 実施の時期や回数は、年間を通して季節や社会的行事等との関連及び地域の実態を考慮して決定する。その際、休憩時間、清掃時間など災害の発生時間に変化を持たせ、児童・生徒等が様々な場所にいる場合にも自らの判断で安全に対処できるよう配慮する。
- (6) 学級（ホームルーム）活動との連携を図り、事前・事後の指導を行い、自然災害の種類やその発生メカニズム、種類や災害の規模によって起こる危険や避難の方法について理解させるとともに、訓練の反省事項についてもよく指導し、訓練の効果が高められるように配慮する。なお、避難訓練の実施に際しては、地域の消防署や警察署、自治体の防災担当部局と連携して、計画実施に努める。
- (7) 防災教育の授業を実施するに当たっては、児童・生徒等が興味関心を持って積極的に学習に取り組めるよう、国、県、自治体、防災関係機関等で作成した指導資料や副読本、視聴覚教材等を活用する。その際、コンピューターや情報ネットワークを活用するなど指導方法の多様化にも努める。
- (8) 児童・生徒等が、体験を通して勤労の尊さや社会に奉仕する精神を培うため、日頃から地域社会と連携したボランティア活動に関する学習の場を設定する。
- (9) 障がいのある児童・生徒等について
 - ア 障がいのある児童・生徒等は、個々の障がいの状況等に応じた指導内容や指導方法を工夫する。
 - イ 特別支援学級を設置している学校、通常の学級に障がいのある児童・生徒等が在籍している学校は、特別支援学校等の助言等を活用する。
 - ウ 特別支援学校においては、地域や学校の実態に応じて、地域の関係機関や高等学校等と連携しながら避難訓練を行うなど地域と一体となった防災教育を検討する。
- (10) 防災教育の推進に当たっては、家庭、地域と連携した実践的な防災教育の実施について検討する。その際、地域の関係機関、自主防災組織などとの情報交換及び協議を行うなど、計画の策定及び実践が円滑に行われるように努める。
- (11) 学校は、保護者参観等の機会を捉え、防災に関する講演会を開催したり、児童・生徒等を地域行事（地域で行われる防災訓練など）に参加するように促したり、日頃から「開かれた学校づくり」に努める。
- (12) 教職員の防災に関する意識を啓発し、防災教育に関する指導力の向上を図るため、防災教育・防災管理に関する教職員の研修を計画し実施する。
- (13) 学校は、防災教育の評価を多面的に行うため、教職員による評価に加え、「災害に適切に対応する能力は身に付いたか」等に関して児童・生徒等による自己評価を実施する。
- (14) 外部評価の導入も積極的に検討すべきであり、その方法としては保護者や住民等による評価をはじめ、学校や関係機関で構成する地域学校安全委員会等を活用する。

7 教職員に対する防災研修

町教育委員会は、教職員の防災に係る知識を習得させるため、研修を定期的実施する。また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識の高揚を図るとともに、以下の内容の研修を行う。

- (1) 災害発生時における児童・生徒等に対する的確な指示・誘導
- (2) 初期消火及び負傷者に対する応急手当等、防災に関する専門的な知識・技能の習得

8 その他

防災教育に係る資料、教材等の情報の共有化

第3 住民に対する防災教育

住民一人ひとりが災害について関心を持ち、「自らの生命は自ら守る。自分たちの地域は、地域の自分たちで守る」という「自助」・「共助」の意識を普及させるため、日頃から災害に対する正しい知識を身につける防災教育を実施する。そのため、町、県、防災関係機関は、防災に関する知識の普及・啓発活動を積極的に行うことで住民等の防災意識の高揚を図り、住民等に災害に対する備えを進め、防災知識の普及を図る。

防災知識の普及は、地域の実態に応じて地域単位や事業所・職場単位等で行うものとし、その内容は、次の事項を含むものとする。

1 普及の内容

普及する知識は、住民等の自助の促進に役立つものであることに留意する。

- (1) 地域の災害危険箇所
- (2) 過去の主な災害事例及びその教訓
- (3) 地域の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難情報等の発令基準など避難に関する知識
- (4) 家庭での災害予防や安全対策（食料等の備蓄、非常持ち出し品の準備、自宅の耐震化、家具の固定等）
- (5) 災害発生時の行動（家族の安否確認、情報収集等）
- (6) 緊急地震速報の受信及び対応の活用など正確な情報入手の方法 等
- (7) 住宅の耐震診断・耐震改修の必要性（家具の固定、ブロック塀の倒壊防止対策等を含む）
- (8) 南海トラフ巨大地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したもの
 - ア 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - イ 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
 - ウ 電力・燃料等のエネルギー不足
 - エ 帰宅困難者や多数の孤立集落の発生 等

2 普及の方法

町と防災関係機関は、各種の広報媒体や講演会などを利用して防災知識の普及・啓発に努める。

- (1) 広報媒体の利用（テレビ、ラジオ、新聞、町広報紙、インターネット等）
- (2) 講演会・講習会等の開催
- (3) パンフレット等の作成

(4) 視聴覚教材の貸出

第4 職員に対する防災教育

町と防災関係機関は、その所属職員に対して、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を適確に遂行できるよう、講習会、研修会等の実施及び防災知識の手引書等を配布して、防災知識の普及徹底を図る。

第5 防火管理者に対する防災教育

町及び県は、防火管理者に対し防災教育を実施して、防災知識の普及・啓発を図る。また、防火管理者は、防災関係機関と協力して防災訓練、安全講習会等を通じて職員の防災意識の高揚を図り、出火防止、初期消火、避難誘導等災害時における適確な行動力を養い、自主防災体制の強化を図る。

第6 災害教訓の伝承

町及び県は、過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、当該災害に係る資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

第7 防災上重要な施設管理者に対する防災知識の普及

本節 第1に準じる。

第6節 地域防災力の向上に関する計画

南海トラフ巨大地震は、広域的かつ甚大な被害が予想され、被災地域外から奈良県への早期支援が期待できない場合も考えられ、まずは自立した災害対応を行うことが必要であることから、住民一人ひとりによる防災対策の実践に加え、住民、企業、自主防災組織、NPO等の主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上が重要である。

第1 自主防災組織の災害対応能力の向上

南海トラフ巨大地震のような大規模地震が発生した場合、奈良県においても非常に多数の死者・負傷者の発生が予想される。なお、南海トラフ巨大地震のような海溝型地震については、内陸型地震とは異なり被害が広域におよび、特に沿岸地域の津波被害が極めて甚大となるため、他地域からの奈良県への援助が相当の期間困難となることが想定される。町、県及び奈良県広域消防組合消防本部は、この取組みに対して適切な支援、助言及び指導を行い、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成を図り、「第2章第8節 自主防災組織の育成等に関する計画」の内容に加え、特に次の行動を重点的に実施し自主防災組織の災害対応能力の向上を図る。

1 自主防災組織の活動

自主防災組織は、次の事項を実施する。

その際、自主防災組織は、消防団、近隣の自主防災組織、事業所等により組織されている防災組織等の防災関係機関をはじめ、地域の様々な団体との連携に努める。また、女性の参加促進に努める。

(1) 平常時の活動内容

- ア 地震とその対策についての知識の普及や啓発
- イ 地域における危険箇所の把握
- ウ 地域における消防水利の確認
- エ 家庭における防火・防災上等予防上の措置及びその啓発
- オ 地域における情報収集・伝達体制の確認
- カ 要配慮者の把握
- キ 避難場所・避難所・医療救護施設及び避難経路の確認
- ク 防災資機材の整備、配置、管理
- ケ 防災訓練の実施及び行政等が実施する訓練への参加
- コ 自主防災組織のリーダー・サブリーダーの発掘と育成
- サ 地域全体の防災意識向上の促進

(2) 災害発生時の支援活動内容

- ア 出火防止と初期消火による延焼の阻止
- イ 負傷者の救出・救助、応急手当、医療救護施設・救護所への搬送
- ウ 住民の安否確認
- エ 正しい情報の収集、伝達
- オ 避難誘導
- カ 避難所の運営、避難生活の指導

- キ 給食・給水、備蓄・救援物資の運搬・配分
- ク 災害ボランティア受入の調整、被害がより大きい近隣地域への応援 等

2 自主防災組織の災害対応能力の向上のために実施する重点事項

- (1) 南海トラフ巨大地震の特性およびその対策についての知識の普及
(他地域から奈良県への援助が相当の期間困難になることの周知など)
- (2) 自主防災組織が主体となり実施する訓練に対する支援
(特に避難所運営訓練、避難所生活体験への支援)
- (3) 長期の孤立や物資不足時に活用可能な地域の人的・物的資源の事前確認
(ワークショップ形式による地域防災マップの作成による各種防災関係資機材の保有者・医療従事経験者・井戸の位置の確認等)
- (4) 自主防災組織同士の連携の促進
(交流会の開催、自主防災組織連絡協議会の設立促進等) 等

第2 事業所等の災害対応能力の向上

南海トラフ巨大地震は、広域的かつ甚大な被害が予想されるため、個々の事業所等の被災に加え、流通の停滞等による生産への影響も懸念され、広範囲で事業活動に支障が及ぶおそれがあるので、事業活動の維持・再開は地域経済等の維持にとって重要な課題になる。

南海トラフ巨大地震による事業所等の被害を最小限にするため、事業継続計画（BCP）の作成、各種防災関係資機材や備蓄食糧の確保、従業員の帰宅困難化対策等、災害対応能力の向上が一層重要となる。また、地域防災力の向上のためには、被災時における地域コミュニティとの連携など防災活動への事業所等としての協力体制の確立も一層重要である。

町においては、これらの活動を推進するため、日頃から、事業所等との情報交換や連携を進める。また、町は、町内に立地する企業・事業所が、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、事業の継続等）を十分に認識し、防災活動の推進に努めるよう促すとともに、被災後速やかに事業を再開できるよう、事業継続計画（BCP）の策定等を支援する。

1 企業・事業所の役割

企業・事業所（以下、「事業所等」という。）は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、町、国及び県が実施する施策に協力し、各事業所等において防災活動の推進に努めなければならない。

2 町の役割

町は、地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（BCP）策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備が図られるよう普及・啓発活動等を行う。また、事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかける。

3 商工団体等の役割

事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。また、会員・組合員等に対し、企

業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発するとともに、行政等の支援策等情報の会員・組合員等への周知に協力する。

一般対策編 第2章 第9節「企業防災の促進に関する計画」を準用する。

第3 常備消防力の強化、緊急消防援助隊の増強等

南海トラフ地震が発生した場合、町内の被害確認後、緊急消防援助隊として出動可能な隊が各消防（局）本部から出動するため、各部隊の増強を図るとともに、迅速かつ的確な広域応援を行うことができるよう体制の強化を図る。

また、町内が大きく被災している場合、近隣府県にも想定されるため、消防職員数の確保や町の消防の広域化や連携・協力、消防隊被災施設・設備の整備等、常備消防力の強化に努める。

第7節 広域かつ甚大な被害への備え

国の公表した被害想定によると、最大クラスの南海トラフ巨大地震が発生すれば、西日本を中心に、広域かつ甚大な人的・物的被害をもたらすとともに、我が国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じるとされている。このような被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、できる限り被害を減少させるという「減災」の考え方にに基づき、建築物の耐震化、帰宅困難者対策、文化財保護対策等、事前の防災対策に取り組む。

第1 建築物の耐震性の確保

震災による人的被害の軽減のため、さらに建築物の倒壊等は、出火・火災延焼、避難者の発生、救助活動の妨げ、災害廃棄物の発生等の被害拡大の要因になり得ることから、これらの被害をできる限り減少させるため、町が策定した「耐震改修促進計画」に基づき、建築物等の耐震性を確保するための施策を計画的に取り組む。また、余震による二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定の体制整備を行う。

1 住宅の耐震化促進等

住宅の耐震化は、地震による被害から住民等が自らの身の安全を守るための最も重要な課題である。町は、地震に強い住宅に関する関心を高めるよう啓発を行うとともに、耐震診断・改修への補助、相談窓口の開設、技術者の養成等の対策により、住民等の自発的な取り組みを支援する。また、屋内において、固定していない家具等の転倒、その他の落下物による被害を防止するため、自助による事前の防災対策として、住民等に対して家具固定等の推進を図るための啓発を実施する。

2 多数の者が利用する建築物等の耐震化促進等

建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正（平成25年5月29日公布）により、全ての建築物の耐震化に向けた努力義務が課せられたとともに、多数の者が利用する建築物等については、耐震診断が義務化された。町は、既存建築物の耐震性向上のため、耐震知識の普及・啓発を図る。

第2 町有建築物の耐震性の確保

1 防災上重要な役割を果たす建築物

町は、防災拠点となる役場等の庁舎、被災者の救護活動を担当する地域の医療機関のうち中心的な役割を果たす病院、避難所となる学校、体育館、公民館等の新築については「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準ずるよう耐震診断・改修を進める。また、当該既存建築物についても同基準に基づく耐震診断・改修の実施を推進するよう努める。

2 その他の既存建築物

町は、町が所有又は管理する公共建築物について、耐震診断を計画的に実施し、その結果、耐震改修が必要と認められたものは、耐震改修に努める。

3 非構造部材の耐震対策

町は、町が所有又は管理する公共建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策に努める。

第3 民間建築物等の耐震診断・改修の促進

平成20年3月に策定した広陵町耐震改修促進計画に基づき、以下の取組を行う。

1 耐震性向上の普及・啓発

町は、既存建築物の耐震性の向上のため、広報の充実、相談窓口の設置等により広くわかりやすく耐震知識、耐震診断・改修の必要性、補強技術等の普及・啓発に努める。

2 民間建築物の耐震診断・改修の促進

町は県の助言を受けながら、民間建築物について建築物の重要度を考慮しつつ、災害時に重要な機能を果たすべき建築物の所有者に、耐震診断・改修についての自助努力を促す。

また、以下の建築物については、耐震性能の向上に努めるよう指導するとともに、市街地の防災性能の向上に寄与する耐震改修の促進に努める。

- (1) 病院、店舗、宿泊施設等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模な既存建築物
- (2) 避難住民の安全性を確保すべき避難経路及び震災後の復旧用緊急物資等の輸送経路となる緊急輸送幹線道路沿いの既存建築物
- (3) 救援活動の拠点となる指定地方公共機関の既存建築物

なお、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正（平成25年11月25日施行）にともない、耐震診断が義務化された建築物は、定められた期限までに診断の結果を所管行政庁へ報告するよう所有者へ周知する。

3 倒壊物・落下物対策

広告塔や建築物に付設された看板やエアコンの外部機器、各種自動販売機、ブロック塀等の地震等による落下や転倒は、人身への被害とともに救助活動の障がいとなるので、安全性を確保するよう、関係団体、事業者や住民等に周知・指導等を行う。

4 木造住宅の耐震診断・改修の促進

(1) 耐震診断の促進

地震時の倒壊被害が大きくなると予想される昭和56年以前の木造住宅について、所有者等が耐震診断を希望する場合、町が耐震診断員を派遣し、耐震診断を実施する。

また、耐震化の促進のために、全ての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施する。

(2) 耐震改修の支援

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであり、基本的に所有者の責任において実施されるべきである。

耐震化による建築物倒壊被害の軽減、仮設住宅の量的な軽減、がれき等の廃棄物処理の軽減など、早期の復旧・復興に寄与することが、減災対策につながる。

こうした考え方にに基づき、耐震化を促進するための優遇措置として耐震性が不十分である建築物の耐震性を満たすために行う耐震改修工事を促進するため、その費用の一部を補助する事業を実施する。なお、建築物が個人財産であること及び町の財政状況等を考慮した上で、耐震改修の支援を推進する。

5 非構造部材の耐震対策

町は、既存建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策の促進に努める。

6 重点促進区域における耐震診断・改修の促進

地震災害に強いまちづくりを進めるため、以下の地域を重点的に耐震化を図る地域として設定し、当該区域内の住宅・建築物について計画的に耐震診断・耐震改修を促進する。

- (1) 災害時に重要な機能を果たすべき建築物が多く存在する地域
- (2) 木造住宅が密集し、出火危険度及び延焼拡大度の高い地域
- (3) 緊急輸送道路や避難路沿道に沿った地域 等

7 技術者の養成等

町は、県及び建築住宅関係団体と協力し、民間技術者の耐震診断能力及び補強に係る知識、技術の向上を図るため、講習会の受講を促し、技術資料の作成等に努める。

第4 長周期地震動対策

南海トラフ巨大地震は、震源域が非常に広範囲に及び、地盤の軟弱な地域では、地盤の固有周期に応じて地震波の長周期成分が増幅され、継続時間が長くなることが確認されている。

また、地震波の伝播の仕方によってこのような長周期地震動が増幅されることがあり、高層建築物や長大橋等の構造物が、長周期地震動により共振し、被害を受けるおそれがある。

第5 液状化対策

国が平成25年5月に公表した南海トラフ巨大地震対策最終報告においても、ライフライン・インフラ施設の液状化対策、大規模盛土造成地の危険度評価や耐震改修工事を通じた宅地耐震化の促進等の必要性が指摘されている。

大規模な構造物は、地下深く堅い支持層まで杭を打つなど液状化対策が講じられてきたが、基礎の地盤が液状化現象により横方向に流れるように動く側方流動の発生事例も報告されている。

町は、液状化の可能性のある地域における対策工法の啓発に努めるとともに、町管理施設等の液状化対策に努める。また、国等の液状化対策が明らかになった場合には、所要の対策に努める。

町は、液状化のメカニズムや液状化が及ぼす影響、液状化ハザードマップ等について、一人でも多くの住民等が内容を理解できるよう周知方法を検討する。

第6 時間差発生による災害の拡大防止

1 地震の時間差発生による災害の拡大防止

過去に南海トラフ沿いで発生した大規模な地震を見ると、1854年の安政東海地震・安政南海地震では32時間の間隔で発生し、1944年の東南海地震と1946年の南海地震は約2年間の間隔をおいて発生している。また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。

このように複数の大規模な地震が、数時間から数年の時間差で発生する可能性があるこ

とを考慮し、町は、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等を行うとともに、地震が連続発生した場合に生じる危険について広報するなど住民意識の啓発に努める。

2 応急危険度判定の迅速な実施

(1) 予防計画

町は、災害後の判定活動の速やかな実施に向け、町から奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会をとおして、応急危険度判定の要請に即応できる体制（連絡網の構築、資機材の備蓄等）を構築する。また、同協議会が実施する研修会等により、相互支援体制及び実施体制の円滑化を図る。

府県境界を越えた相互支援体制の整備については、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「近畿被災建築物応急危険度判定協議会」で協議しており、平成9年度には住宅地図の相互保管を行っている。さらに、今後も判定士の派遣、判定資機材の備蓄等についての相互支援体制の改善を図る。

町は、県の協力のもとで、建築関係団体と協力し、住民等に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及・啓発に努める。なお、文化財建造物の耐震性向上には、定期的かつ適切な小規模修理や、日常的な維持管理を行うことに大きな効果がある。

県は文化財所有者若しくは管理者に対し、周辺環境も含め建物内外を良好に保全するよう指導する。

(2) 応急対策計画

ア 被災建築物の応急危険度判定

震災対策編 第3章 第14節 「建築物の応急対策計画」第2「二次災害の防止活動計画」に基づき実施する。

イ 被災宅地の危険度判定

震災対策編 第3章 第14節 「建築物の応急対策計画」第2「二次災害の防止活動計画」に基づき実施する。

第7 帰宅困難者対策

南海トラフ巨大地震が発生すると広域かつ甚大な被害が予想され、交通機関が長期かつ広範囲に渡って不通になる可能性があり、帰宅困難者対策は一層重要になるので、次の対策を推進する。

1 発災直後の対応

(1) 一斉帰宅抑制の呼びかけ

町は、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、県が発するむやみに移動をしないなどの呼びかけに合わせて、帰宅行動の抑制に努める。

(2) 企業における対応

企業は、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、施設の安全を確認した上で、従業員等を施設内又は安全な場所に待機させる。

(3) 集客施設や駅等における対応

集客施設や公共交通機関等の事業者は、施設の安全を確認後、利用者を施設内の安全な場所で保護する。

2 帰宅困難者への情報提供

町は、帰宅困難者に対し、地震に関する情報、地域の被害情報、災害時帰宅支援ステーションの開設状況に関する情報などについて情報提供を行う。

3 一時滞在施設の開設

町は、あらかじめ指定した一時滞在施設について、施設の安全を確認した上で、一時滞在施設として開設する。

4 その他の対策

(1) 迅速な把握

町は、被災した帰宅困難者を迅速に把握する。

(2) 情報の提供

町は、帰宅困難者の不安を取り除きパニックを防止するため、帰宅困難者に対し、必要な情報の提供を行う。

(3) 代替交通手段を確保

町は、代替交通手段を確保し、帰宅が可能な者については、できる限り帰宅させるよう対処する。

第8 文化財保護対策

1 耐震性能確保と防火対策の強化

文化財建造物は、構造・材料を変更せず旧来の形状を保存維持することを旨としているため、現行の建築基準法に基づいた補強策を採用することが難しい。このため、平成8年度から文化庁において策定が進められている「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」及び平成11年4月、文化庁において策定された「重要文化財（建造物）耐震診断指針」に則し、耐震性能の確保と防火対策の強化を図る。

被害軽減には「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」（平成8年、文化庁）及び「重要文化財（建造物）耐震診断指針」（平成11年、24年改正、文化庁）に則るとともに、「災害から文化遺産と地域を護る検討委員会」（内閣府等）や「重要文化財建造物の総合防災対策検討会」（内閣府・文化庁等）の検討結果を参考にするほか、一般対策編 第2章第13節「建築物等災害予防計画」に基づき対策を促進する。

2 地震災害時の応急対応体制の確立

地震災害時において、町、指定文化財の所有者及び管理者は、県に対し被害状況を報告する。

3 文化財保護関係者の対応

文化財建造物は、倒壊しても構成部材が焼失・廃棄されない限り旧状への復旧が可能であるが、破損した部材が消火・救援活動の妨げとなり廃棄されるおそれがある。

このため、文化財保護関係者は、文化財建造物の焼失を防ぐ必要性から、県から応急対応の指導を受ける。

第8節 地震発生時の応急対策等

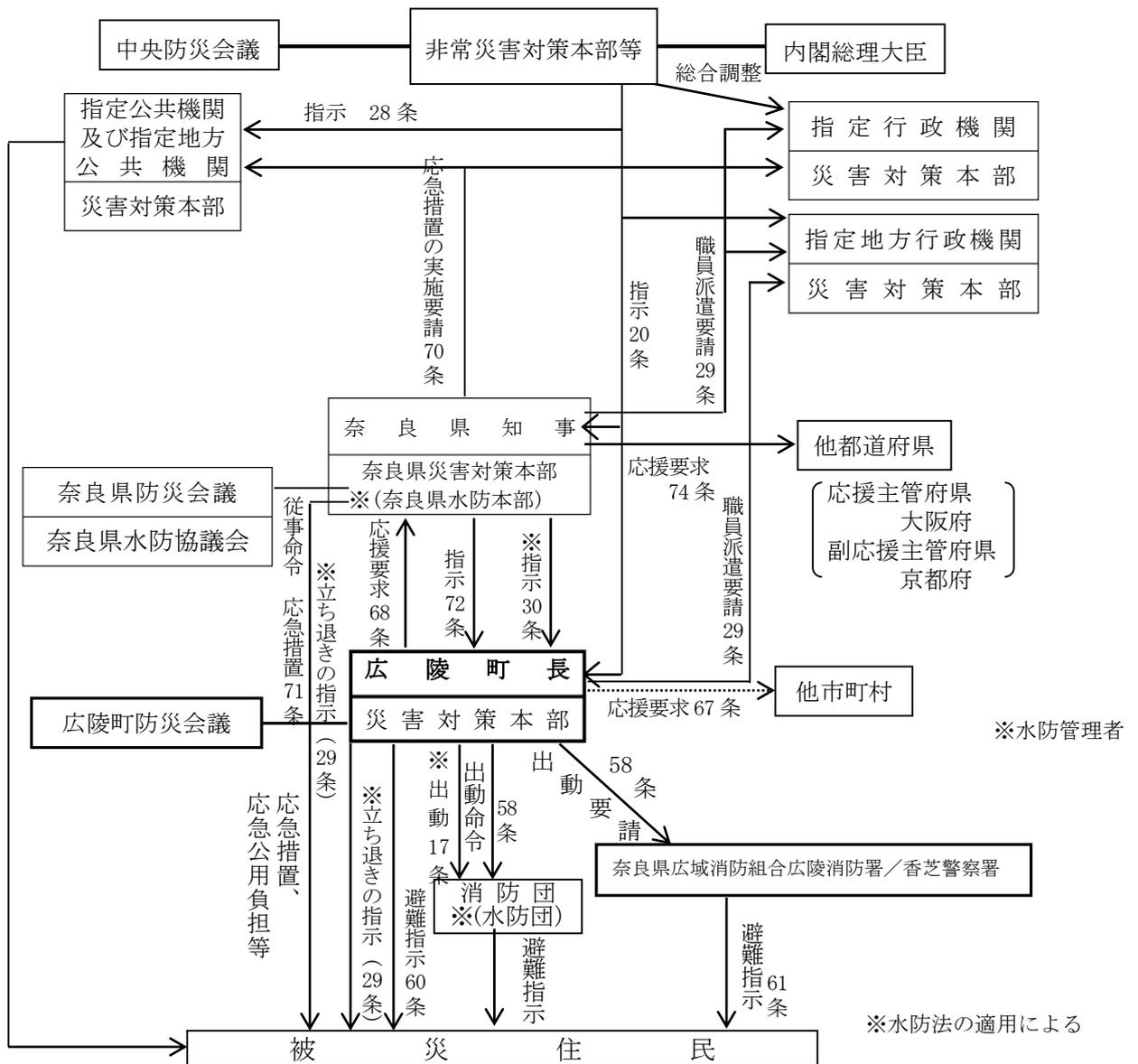
南海トラフ巨大地震等が発生した場合、速やかに各種応急対策を実施し、資機材、人員等を配備手配、さらに、応援協定等に基づき他機関への応援要請を迅速・的確に行う。

第1 災害対策本部等の設置

1 防災組織計画

町は、南海トラフ巨大地震等が発生した場合には、被害を最小限に抑えるため、応急対策を総合的に推進する中心的な組織である災害対策本部をできる限り速やかに設置し、活動体制を確立する。また、各防災関係機関（災害応急対策責任者）は、それぞれの災害対策本部等を設置し、地震による災害の拡大を防止するための活動体制を確立し、応急対策活動を実施する。これらの各防災関係機関の系統図は、次のとおりである。

■災害対策系統図



2 災害対策本部の設置

町長は、南海トラフ巨大地震、東南海・南海地震又は当該地震等と想定される地震が発生したと判断したときは、直ちに町災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

3 災害対策本部体制の組織及び事務分掌等

町災害対策本部体制は、震災対策編 第3章 第6節 「活動体制計画」を準用する。

4 町の活動体制

町の活動体制は、震災対策編 第3章 第6節 第2「活動体制」を準用する。

第2 地震発生時の応急対策

1 地震情報の収集・伝達

(1) 地震に関する情報の種類

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発生時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上(津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震現)やその規模(マグニチュード)を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著し被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)及びその規模(マグニチュード)をおおむね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
緊急地震速報(気象庁)		地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く知らせる情報。
奈良県震度情報ネットワークシステムの震度(奈良県)	震度1以上	奈良県震度情報ネットワークシステムの各震度計は震度1以上で各市町村の庁舎に表示するとともに、県庁へ送信する。観測した情報は、全てオンライン回線で気象庁へ送られ、気象庁が速やかに精査した上で発表される。

※気象庁ホームページでの「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」はどちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表する。

(2) 地震に関する情報の通知基準

奈良地方気象台は、次の基準により「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」を県に通知する。また、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」(第3章第7節及び本章第2節参照)を発表した場合も県に通知する。

ア 県内で震度3以上を観測したとき

イ その他、地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき

(3) 情報の受理、伝達

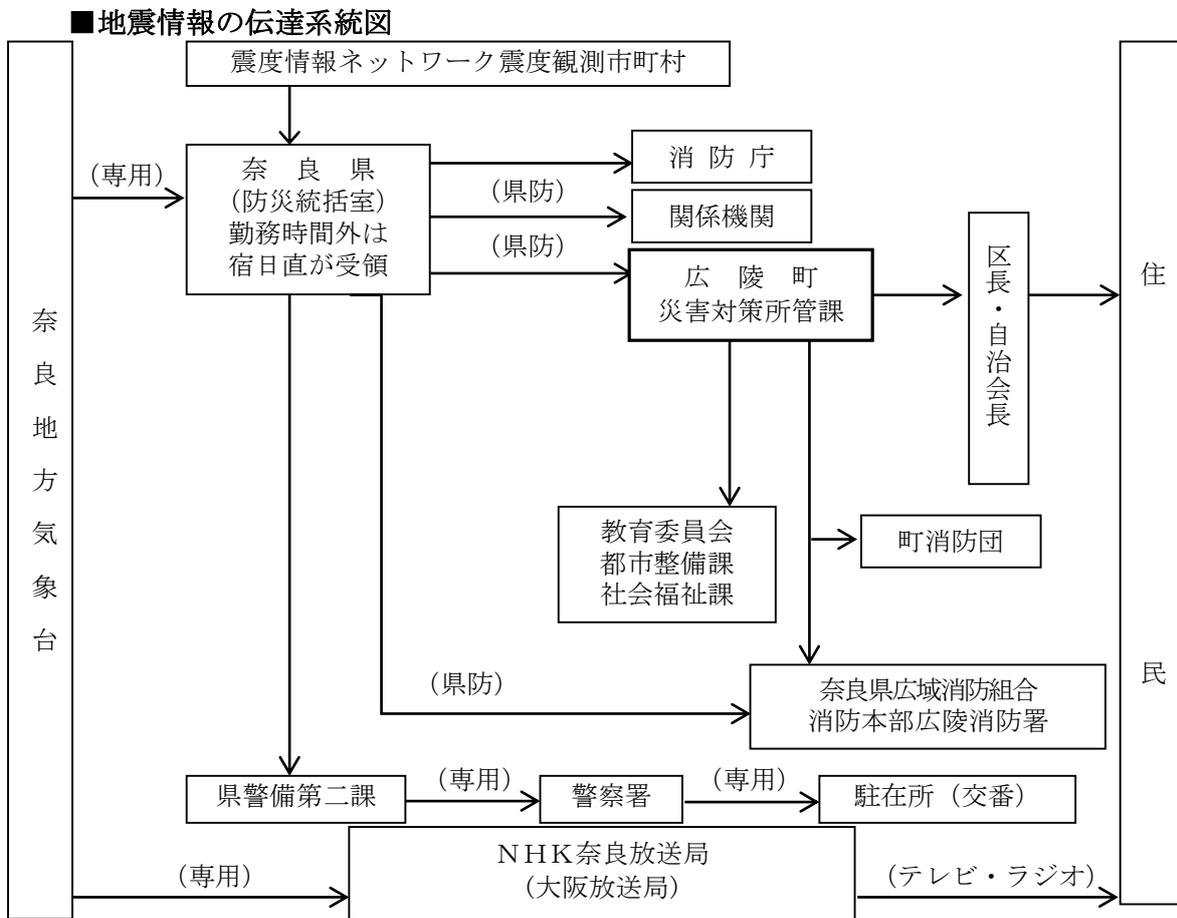
ア 各機関の受理、伝達

気象庁からの地震情報は、オンラインで県へ送られる。

町は、県防災行政無線等により、消防本部、関係機関とともに情報を受理する。町及びその他防災関係機関は、緊急地震速報の受信体制の整備とともに町防災行政無線等により、迅速に住民等へ情報を伝達する

イ 伝達系統図

地震に対する情報の伝達系統は次頁のとおりとする。



(県防) は県防災行政無線、(専用) は専用線又は専用無線

2 早期災害情報収集の計画

(1) 被害状況、避難状況等の迅速・的確な把握

被害状況（人的被害、建物被害、道路被害、ライフラインの被害等）や避難状況（避難指示等の発令状況、避難者数、避難所の開設状況、避難所の通信や備蓄の状況等）等の

迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、他機関への応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適応の要否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

(2) 実施機関

ア 町、奈良県広域消防組合広陵消防署

町、奈良県広域消防組合広陵消防署は、被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集する。

その際、当該被害が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない災害である場合は、他機関への応援要請等を検討するため、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。

イ 指定地方行政機関、指定地方公共機関

指定地方行政機関、指定地方公共機関は所管する分野の災害情報を収集する。

その際、当該被害が非常災害（国が総合的な災害応急対策を実施する特別の必要がある程度の大規模災害）であると認められるときは、その規模の把握のための情報を収集するよう特に留意する。

(3) 参集途上職員の情報収集

参集途上の職員は、周囲の被災状況を把握し各班長に報告する。班長は、職員の情報内容を部長及び町災害対策本部等に報告する。

(4) 異常現象発見者の通報

ア 発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、町又は警察官に通報する。

イ 町及び警察官の処置

異常現象の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町に通報する。

異常現象の通報を受けた場合、町は、速やかに県防災統括室に通報するとともに、法第54条第4項に基づき、奈良地方気象台その他の関係機関に通報しなければならない。

3 被害状況、避難状況等の調査・報告計画

(1) 報告の基準

町は、南海トラフ巨大地震等が発生した場合は、被害状況及び応急措置の実施状況等を県へ報告する。

(2) 調査

ア 被害状況、避難状況等の調査は、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力・応援を得て実施する。

イ 被害状況、避難状況等の調査に当たっては、関係機関相互の連絡を密にし、脱漏、重複のないよう十分に留意する。

ウ 被害世帯数については、現地調査のほか住民登録・外国人登録と照合する。

エ 日常的に介護を必要とする要配慮者の被害状況については特に配慮する。

（要配慮者については、「一般対策編 第3章 第3節「要配慮者の支援計画」参照）

調査事項	調査機関	主たる 応援協力機関
(1) 人・住家の被害	町	
(2) 避難に関する状況(避難指示等の発令状況、避難所の開設状況)	町(県)	
(3) 福祉関係施設被害	町(県)	保健所
(4) 医療、環境衛生施設、廃棄物処理施設被害	町(県)	
(5) 水道施設被害	町(県)	農林振興事務所
(6) 農産物、農業施設被害	町	農林振興事務所
(7) 畜産被害	町	
(8) 農地、農業用施設被害	町	農林振興事務所
(9) 林地、造林地、苗畑、作業道被害	町	農林振興事務所
(10) 林産物、林産施設被害	町	農林振興事務所
(11) 商工関係被害	町	土木事務所
(12) 公共土木施設被害	町(県)	土木事務所
(13) 都市施設被害	町(県)	町
(14) 町有建築物被害(財産を含む) (文化財、警察関係施設を除く)	各施設	
(15) 文教関係施設被害	教育委員会	
(16) 文化財被害	教育委員会	町
(17) 警察関係施設被害	警察署	町
(18) 生活関連施設等被害	指定公共機関等	

(3) 即報基準

町は、下記に該当する災害(該当するおそれがある場合を含む。)について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県へ報告する。

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの

イ 奈良県又は町が災害対策本部を設置したもの

ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であつても全県的にみた場合、同一災害で大きな被害が生じているもの

エ 地震が発生し、町の区域内で震度5弱以上を記録したもの。

オ 地震が発生し、人的被害又は住家被害を生じたもの

カ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの

(4) 直接即報基準

町は、地震が発生し、区域内で震度5強以上を記録した場合は、県に加え、直接消防庁に報告するものとする(被害の有無を問わない。)

4 災害対策所管課から県防災統括室への報告

(1) 報告系統

災害対策所管課から県防災統括室への報告は、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告及び災害年報とする。

(2) 災害概況即報

災害対策所管課は、区域内で震度5弱以上を記録するなど「第2 3 (3) 即報基準」に該当する災害が発生したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第1報を電子メール、県防災情報システム等により県防災統括室に報告する。

また、区域内で震度5強以上を記録した場合は、直接、総務省、消防庁に電子メール等により報告するとともに、併せて県防災統括室に電子メール、県防災情報システム等により報告するものとする。

(3) 被害状況即報

災害対策所管課は、区域内で震度5弱以上を記録するなど「第2 3の(3)即報基準」に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況、避難状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報を電子メール、県防災情報システム等により、県防災情報システム等で県防災統括室に報告する。ただし、定時の被害状況即報等、町長（災害対策本部長）が必要と認めた場合はその指示にしたがって報告する。

(4) 災害確定報告

災害対策所管課は、応急対策終了後、14日以内に被害状況即報（第4号様式（その2））と同様式で報告する。

(5) 災害年報

災害対策所管課は、毎年1月1日から12月31日までの地震災害による被害の状況を、翌年3月10日までに災害年報（第3号様式）により報告する。

6 報告系統

町、指定地方公共機関は、県に報告する。

県は、町から災害情報の報告を受け、入手後速やかに内閣総理大臣（窓口：消防庁）に報告する。

町は、通信の不通等により県に報告できない場合、一時的に報告先を内閣総理大臣（窓口：消防庁）に変更する。ただし、この場合にも町は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後、県に報告する。

7 事業担当課から県事業担当課への報告

事業担当課（都市整備課）は、災害が発生したときは担当する調査事項について、被害状況を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県事業担当課に報告する。

第3 被災者の安否情報

1 安否情報の提供

町は、次に掲げる者より被災者の安否に関する情報について照会があったときは、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者または第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

(1) 被災者の同居親族の場合

被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

(2) 被災者の同居でない親族又は職場等の関係者の場合

被災者の負傷又は疾病の状況

(3) 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合、町や県が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、又は公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報を提供することができる。なお、町は、照会に対する回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、町又は県に対し、次の事項を明らかにして行わなければならない。

- (1) 氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
- (2) 照会にかかる被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- (3) 照会をする理由

3 被災者に関する情報の利用

町及び県は、安否情報の回答を適切に行い、又は回答の適切な実施のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

第4 災害概況即報記入要領

1 災害の概況

町は、当該災害が発生した具体的地名及び日時を記入する。

2 被害の状況

町は、当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記載する。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点をおき、要配慮者の被害状況を併記（再掲）する。

3 応急対策の状況

町は、該当災害に対して消防機関等が講じた措置について具体的に記載する。

特に、住民等に対して避難指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の人員を記載する。また、要配慮者の人員を併記（再掲）する。

（要配慮者については「一般対策編 第3章 第3節「要配慮者の支援計画」参照）

4 災害対策本部等の設置状況

町は、町長を長とした基本法に基づく本部を設置した場合は記載する。

第9節 消火活動計画

地震発生直後の初期消火について、関係機関は連携を保ちながら、住民等に初期消火の徹底を呼びかけるものとする。また、県内の市町村等による相互応援協定に基づき、市町村等の区域を越えた活動により、被害の軽減を図る。

第1 出火防止・初期消火

地震発生直後の出火防止、初期消火の活動は、消防団、住民、自主防災組織及び自衛消防組織等によって行われるものであり、各消防機関は、関係防災機関と連携を保ちながら、あらゆる方法を通じて、住民等に出火防止及び初期消火の徹底を呼びかける。

第2 消防活動

町は、消防活動について、被害発生の規模により人命の安全確保から物的被害の軽減まで、段階的に防御対象と範囲を定め、被害軽減のために最も効率的な消防活動計画を策定し、これを実施する。

その場合、特に留意する点はおおむね次のとおりである。

1 消防職員等の確保

地震災害時には、住宅密集地域において火災が多発する等、集中的消火活動が困難となるおそれがある。また、消防器具、装備等が破損又は搬出不能となる可能性があり、さらには消防職員、団員の召集も困難になる等消防能力の低下が考えられるので、これに対する維持・確保の措置を考慮する。

2 消防水利の確保

地震災害時には、水道施設の停止、水道管の破損等により、消火栓は使用不能となることが考えられるので、耐震性貯水槽及び河川等の自然水利の効果的利用方法を検討する。

3 段階的防御方針

- (1) 火災が比較的少ない場合は、すべての火災に出動し、全火災を鎮圧
- (2) 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防御
- (3) 火災が著しく多発し、最悪の条件下においても人命の安全を最優先とし、避難路等を確保

第3 相互応援協定

1 県内市町村相互の広域応援体制

- (1) 町は、被災した際に自らの消防力では対応できない場合にあっては、奈良県消防広域相互応援協定に基づく協定市町村に応援要請する。
- (2) 奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援要請は、被災地市町村等から他の協定市町村等へ行う。

2 他都道府県からの応援体制

町長は、「奈良県広域消防組合の設立に伴う協定」に基づく応援をもってしても対処できないとき、奈良県広域消防組合消防本部を通じて知事に応援を要請する。

また、知事が町長から応援要請を求められたとき、又は県内の消防力をもってしても対処できないと認めたときは、直ちに消防組織法第44条に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊等の出動要請を行うとともに、「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等を実施する。

■奈良県

時間帯別	連絡/要請窓口	電話番号	FAX番号	防災行政無線呼出名称
昼間	消防救急課 宿日直室	0742-27-8423 衛星 *-111-9029	0742-27-0090 衛星 *-111-9210	防災奈良県
夜間		0742-27-8944	0742-23-9244	

■奈良県広域消防組合消防本部

時間帯別	連絡/要請窓口	電話番号	FAX番号	防災行政無線呼出名称
昼間	警防部	0744-26-0118 (直通)	0744-46-9113 (直通)	
夜間				

3 応援受入体制の整備

応援を要請した町は、次の受入体制を整備する。

- (1) 応援消防隊の結集場所、誘導方法の明確化
- (2) 応援消防隊との指揮命令・連絡体制の明確化
- (3) 応援消防隊の種別、隊数、資機材の把握
- (4) 資機材の手配
- (5) 応援消防隊の野営場所、ヘリポートの確保

第4 救急・救助活動

1 救急活動

- (1) 心肺蘇生等の応急手当

住民等に対し、救急関係機関が到着するまでの間、被害を軽減するために、心肺蘇生等の応急手当について指導を実施する。

- (2) トリアージ、応急手当の実施

迅速な医療救護活動を行うため、医療関係機関と連携の上、災害現場に救護所を設置し、トリアージ※、応急手当を実施する。

(※ トリアージ：災害発生時等に多数の負傷者が発生した場合に、傷病者にタグを貼り適切な搬送・治療を行うため、傷病の緊急度や程度の判定を行うこと)

(3) 迅速・的確な搬送の実施

医療機関の受入状況を確認の上、トリアージの結果、救命処置を必要とする重症患者を最優先して迅速・的確な搬送を実施する。

(4) ヘリコプターによる救急搬送の実施

県と協力し、道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高度医療機関への搬送が必要な場合等には、ヘリコプターによる救急搬送を実施する。

(一般対策編 第3章 第7節「ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」、第11節「各機関への派遣要請計画」参照)

2 救助活動

(1) 自主防災組織等は、独力で救助可能な場合には自主的に被災者の救助を実施

(2) 迅速・的確かつ計画的な救助活動の実施

町は、救助が必要な生存者の情報収集に努めるとともに、資機材等を使用して迅速・的確かつ計画的に救助活動を行う。

(3) 自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合

町は、自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、民間の業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

(資料編 第5章 資5-8「災害救助法による救助の程度と期間」参照)

3 各関係機関の相互協力

町は、各防災関係機関とともに、救助活動等を行うに当たって、相互に情報を提供したり効率的に作業分担するための連絡調整窓口を設け、救急・救助活動を相互協力して実施する。

(注) 消防組織法第42条により、消防機関と県警察とは、相互協力する。

また、消防機関及び自衛隊は「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」に基づき、相互協力すること。

第10節 保健医療活動計画

災害発生後48時間の急性期には、被災地においてトリアージ及び応急治療を行うとともに、重症傷病者を被災地外へ搬送し迅速な高度医療提供を図る。また、倒壊家屋等からの救出者への救命措置や、火災や崩落事故等の災害現場における救急医療、迅速な医療機関への搬送の判断等、災害の多様な状況に的確な対応を図る。さらに、急性期以降は、被災者に対する、医療救護、健康相談、こころのケアなど、様々な医療の提供が必要となってくることから、災害の規模や原因、発生場所、発生時刻などの違いや、災害発生からの時間の経過に伴う医療ニーズの変化に対応した医療救護の提供を図る。

第1 医療救護活動

1 要請

- (1) 町は、地区医師会長又は病院長等医療機関に医療救護班の派遣を要請する。
- (2) 町は、町の対応能力のみでは不足すると認める時は、県保健医療調整本部に保健医療活動チームの派遣を要請する。
- (3) 町は、医療救護所を設置、運営するとともに医療ニーズを把握する。
- (4) 町は、地域の医療機関の被災状況及び診療継続状況を把握し、県保健所と情報共有を図りながら、保健ニーズの把握に努め、県と協力し避難住民等への保健医療活動を行う。

2 医療救護班の活動場所等

医療救護班は、町の設置する医療救護所等において県や関係機関の協力を得て行う。医療救護所の設置場所は、原則として次のとおりとする。

- (1) 負傷者が多数発生した災害現場
- (2) 避難所
- (3) 負傷者が殺到する病院

第2 傷病者等、医療救護スタッフ、医薬品等の搬送

1 傷病者等の搬送

町及び関係機関は、応急手当等がなされた傷病者で、高度医療機関への収容を必要とする場合の搬送は、状況に応じ、次のとおり行う。

- (1) 町等の消防機関に搬送を要請
- (2) 医療機関の患者搬送車で搬送
- (3) 医療救護班が使用している自動車での搬送
- (4) 広域搬送等を必要とする場合

広域搬送等を必要とする場合は、奈良県消防防災ヘリコプターによる緊急運航を要請する。なお、消防防災ヘリコプターが出動できない場合は、自衛隊にヘリコプターでの搬送を要請する。

2 医療救護スタッフの搬送

関係機関は、医療救護スタッフについて、原則としてあらかじめ確保した車両で搬送する。

3 医薬品等の搬送

関係機関は、医療救護活動に必要な医薬品、医療資機材について、原則として県医薬品卸共同組合の車両で搬送する。

4 ドクターヘリの受入体制の確保

町は、ヘリコプターを活用した医療機関への搬送活動の円滑な対応のため、ドクターヘリの受入体制を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講ずる。

第3 後方医療体制

災害拠点病院（地域災害医療センター及び基幹災害医療センター）及び被災をまぬがれた医療機関は、医療救護所等からの傷病者等を可能な限り受入、治療に当たる。

第4 医薬品等の供給

町は、災害時の医療救護活動用としての必要な医薬品等を確保するとともに、なお不足する場合には、保健所に支援を要請する。

第5 精神障がい者対策及びメンタルヘルス対策

町、保健所及び精神保健福祉センターは、精神障がい者及びメンタルヘルス対策として、本節第6「保健所等による健康管理」等により安否及び健康状況を確認された精神障がい者について必要な生活援助の検討、提供を行う。

町は、保健所とともに、社会福祉施設、作業所等の被害状況を把握し、利用可能な施設の活用について検討する。

第6 保健師等による健康管理に関する活動

町は、保健所とともに、保健師等により避難所等における健康相談、地域における巡回相談、その他必要な保健活動を行う。

保健師及び行政に携わるその他の医療技術職（薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等）は、地域住民等の健康状態や生活状態を分析し、健康課題の予防と対策のために、環境整備や保健指導、健康相談、健康教育等を行う。保健師の保健活動にあたっては「奈良県災害時保健活動マニュアル」を参考にする。

1 被災状況等の情報収集・分析・関係者との情報共有

町は、要配慮者の安否確認や健康状態の確認をするとともに、保健活動に必要な被災に関連する情報を迅速に収集・分析する。

2 町からの要請に基づく派遣調整

町は、必要に応じて保健医療調整本部（保健支援調整班）へ保健師等の派遣要請を行う。

3 避難所での保健活動

(1) 町は、被災状況に応じて避難所を開設し、避難所の環境整備と避難者の健康管理を行う。なお、避難所における保健活動については、以下の事項に留意するものとする。

ア 避難所の保健活動は、環境面・運営面・住民支援・情報管理等の分類で行う。

イ 避難所でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等）の予防と対策を行う。

ウ 町は避難所開設直後に、被害状況や設備状況、要配慮者の避難状況等を迅速に情報収集し、被災地域を管轄する県保健所に設置された地域保健医療調整本部を通じて保健医療調整本部に報告する。

4 在宅被災者等への支援体制の整備

(1) 町は、避難せず自宅にとどまる被災者や避難所から自宅に戻った在宅被災者について、保健師等支援チーム等を活用し、迅速に在宅被災者に関する情報収集を行い、保健師の巡回相談等により心身の健康状態の把握と必要な支援を行う。保健活動については、以下の事項に留意するものとする。

ア 在宅避難の要配慮者については、必要な支援物資の配備や、適切な保健福祉サービスが継続して受けられるように手配を行う。

イ 在宅避難でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等）の予防に関する啓発と必要な支援を行う。

ウ 町は在宅避難者、在宅の要配慮者の状況について、迅速に収集した情報を集約し、県保健所を通じて保健医療調整本部に報告する。

(2) 保健医療調整本部より派遣された、保健師等必要な職種からなるチームは、在宅被災者の心身の健康の保持への対策を講じ、とりわけ災害関連死予防にむけた積極的な啓発を行う。加えて在宅の要配慮者の避難状況を確認し、緊急的に医療確保が必要な人を把握・適切な機関につなげる。

第7 在宅難病患者に関する活動

町は県の協力のもと、災害時の在宅難病患者支援対策として、次の活動を行う。

- 1 町民の協力による難病患者の避難誘導と孤立患者の把握
- 2 町、保健所、訪問看護ステーション等による安否確認

第8 精神障がい者及びメンタルヘルスに関する活動

町は、県、精神保健福祉センター、保健所とともに、精神障がい者及びメンタルヘルス対策として次の活動を行う。

1 安否確認等

町及び保健所は、相談支援事業等関係機関との連携を図り、在宅精神障がい者の安否及び健康状況を確認して必要な支援の検討、提供を行う。

2 こころのケアチームの活動

精神保健福祉センターは、あらかじめ作成する「災害時こころのケア活動マニュアル」（仮称）に基づき、こころのケアチームを編成し活動する。町は活動に協力する。

3 障がい福祉サービス事業所等の被害状況の把握

町は、障がい福祉サービス事業所（旧精神障がい者社会復帰施設等）等の被害状況を把握するとともに利用可能な施設の活用について検討する。

4 相談支援等

町は保健所等と連携し、避難所等を巡回し、地域精神保健活動を展開する。特に精神疾患を有している方、遺族、高齢者、妊婦、子ども等サポートの必要性が高いと考えられる住民に配慮して活動を行う。

精神保健福祉センターは、専門職団体等の協力を得て、「こころのホットライン」による電話相談を実施する。町は、必要に応じこれらの活動に協力する。

第11節 緊急輸送計画

災害時の救助活動・救急搬送・緊急物資の輸送等を迅速、的確に実施するために、陸上交通路、緊急ヘリポート等を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、ヘリコプター等を調達するなど、輸送力の確保に万全を期する。また、それに対応できる緊急輸送体制を確保する。

第1 計画の基本方針

1 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動に当たっては、次の事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全確保
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 円滑な災害応急対策の実施

2 緊急輸送の範囲

緊急度に応じ、輸送の範囲を次のとおりとする。

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等の人命救助に要する要員及び物資
- イ 災害の拡大防止のための消防、水防活動等の人員及び物資
- ウ 情報通信、電力、ガス、水道施設等の初動体制に必要な保安要員、及び災害対策要員並びに物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資
- カ 被災者に対して災害対策本部等が供給する食料及び水等生命維持に必要な物資
- キ 被災者に対して災害対策本部等が供給する生活必需品等の物資
- ク 被災者の緊急避難場所から避難所等への移送

(2) 第2段階

- ア 上記1の続行
- イ 要配慮者の保護にかかる福祉避難所等への移送
- ウ 傷病者及び被災者の被災外との輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な要因及び物資

(3) 第3段階

- ア 上記2の続行
- イ 災害応急対策に必要な要因及び物資

第2 輸送力の確保

1 町及び防災関係機関の措置

- (1) 町及び防災関係機関は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両及び車両用燃料等の調達先及び必要数を明確にし、要員及び物資等の輸送手段を確保する。

(2) 町及び防災関係機関が運用又は調達する輸送車両等が不足した場合は、次の事項を明示して、県又は他町等にあつせんを要請する。

- ア 輸送区間及び借上期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集結場所及び日時
- オ 車両用燃料の給油場所及び給油予定量
- カ その他必要事項

前記以外の事項については、震災対策編 第3章 第6節「活動体制計画」、第24節「緊急輸送計画」及び一般対策編 第3章 第18節「緊急輸送計画」を準用する。

第12節 防疫、保健衛生計画

災害発生時には、生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下など、感染症が発生しやすい状況となるため、防疫措置を迅速に実施し、感染症の発生及び流行を未然に防止する。

第1 防疫体制

防疫は、町が管轄保健所長の指導、指示に基づいて実施する。

ただし、当該市町村の被害が甚大で、市町村限りでの実施が不可能又は困難なときは、管轄保健所に応援を要請し、当該保健所又は保健所管内の他の市町村からの応援を得て実施する。

なお、管轄保健所内においても実施が不可能又は困難なときは、県(医療政策部保健予防課)に連絡し、他の保健所管内の市町村又は県からの応援を得て実施する。

第2 食品衛生対策

町は、保健所から食品衛生監視員等の関係機関と密接な連携を図りながら、被災地の食品関係営業施設及び臨時給食施設(避難所等の炊き出し施設)の実態を把握し、食品衛生監視員等の指示に従い、食中毒の発生の防止に努める。

第3 防疫・保健衛生用資機材の調達等

町は、防疫措置の実施並びに保健衛生用資機材の確保に努めるとともに、資機材の調達が困難な場合には、県にあっせんを依頼する。

第4 ペットの災害対策

本項は、一般対策編 第3章 22節 「防疫、保健衛生計画」を準用する。

第5 生活衛生対策

町は、宿泊施設等を避難所として利用する場合は、県の指導のもと、感染症発生防止の観点から以下の対策を講じる。

1 トイレ、施設等の衛生確保

ハエ、蚊等衛生害虫の発生防止に関する指導等適切な措置を行う。また、清掃・消毒に関する指導等適切な措置を行う。

2 浴場等の衛生保持

レジオネラ感染症等の発生予防対策として、消毒効果の簡易検査を行うとともに、清掃・消毒に関する指導等適切な措置を行う。

なお、上記以外の事項については、震災対策編 第3章 第28節 「防疫、保健衛生計画」を準用する。

第13節 支援・受援体制の整備

第1 支援体制の整備

1 相互応援体制整備計画

町をはじめとする災害予防責任者が、その所掌事務又は業務について災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し、他の者を応援する又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるための対策を、次のとおり定める。

(1) 基本的な考え方

町をはじめとする災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が実施できるよう、日頃から相互に協定を締結するなどの連携強化に努める。

また、企業やNPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める。さらに、大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、防災総合訓練等において応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画を策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努める。

(2) 相互応援体制の整備

ア 町は、県や他の町への応援要求を迅速に実施できるよう、あらかじめ災害対策上必要な資料の交換を行うほか、県や他の町と連絡先の共有を徹底するなど、応援体制及び受援体制を整える。

イ 町は、必要に応じて、被災時に周辺町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

ウ 町は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の町に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する町との間の協定締結も考慮する。

エ 町は、広域防災体制の確立を図るため、県が行う広域防災拠点のあり方（場所、備蓄庫、ヘリポート等の機能）の検討について、必要な協議を行う。

2 支援体制の整備

(1) 人的支援体制の整備

ア 町は、県と協力し、医師、保健師、土木及び農林関係者等、派遣可能な専門職員の人数を把握する。

イ 町は、友好都市や姉妹都市など個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力体制を確保する。

(2) 被災者受入体制の整備

町は、大規模災害の発生や原子力発電所事故による大量の被災者を受け入れる体制・整備を県と連携して進める。

第2 受援体制の整備

町は、災害が発生し、町又は県では応援措置等の実施が困難な場合は、他の市町村、都道府県及び防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受けることができるよう整備する。

1 防災関係機関の相互応援体制の整備

(1) 市町村相互応援協定の締結

町は県と連携し、災害時に迅速かつ適切な支援ができるよう、県内全市町村との「市町村相互応援協定」を締結するなど連携の強化を図り、相互応援体制を整備する。

(2) 友好都市や姉妹都市との連携協力

町は、友好都市や姉妹都市など個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力体制を確保する。

2 応援協力体制の整備

(1) 災害時に要請する応援業務

町は県と連携し、災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供給、避難所の運営等）を整理し、災害時に備える。

(2) 受援環境の確保

町は、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車両の駐車スペース、ヘリポート等を確保する。

3 広域防災体制の確立

町は、広域防災体制の確立を図るために、県が行う広域防災拠点のあり方（場所、備蓄庫、ヘリポート等の機能）の検討について、必要な協議を行う。

第3 ボランティア等の活動体制

ボランティア等の活動については、一般対策編 第2章 第11節 「ボランティア活動支援環境整備計画」に基づいて実施する。

第14節 広域避難対策

町及び県は、本県における被害が軽微な場合は、甚大な被害を受けた近隣府県等からの避難者の受入及び生活支援を行う。

町及び県は、本県における被害が軽微な場合は、甚大な被害を受けた近隣府県等からの避難者の受入及び生活支援を行う。なお、町は、南海トラフ巨大地震等の発生や原子力発電所事故等による大量の被災者を受入れるための支援体制の整備を県、関係市町村と連携して進める。また、大量の被災者を長期間受入れる場合を想定して、宿泊施設等の長期借り上げや賃貸住宅のあっせん等について事業者と協議を進める。

第15節 物資等の確保

最大クラスの南海トラフ巨大地震が発生した場合、甚大な被害が発生することは、東日本大震災の経験からも明らかである。広域的な停電による製造業の停止、物流道路等の損壊も想定され、数日で被災地に物資が届くように復旧するとは限らない。

こうした被害想定を、住民等、町及び県並びに防災関係機関は再認識し、災害への備えとして、多様な手段を用いて物資等の確保に努める。また、町は物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

第1 住民、町、県の役割分担

1 住民の役割

住民等は、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めなければならない。

また、東日本大震災の経験から、交通及び物流ネットワークの寸断により、支援物資がすぐに行きわたらない可能性もあることから、防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水及び生活必需品を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。特に食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な住民等は、日頃から最低3日間、推奨1週間分の分量を自ら確保するように努める。

この分量を確保するためにローリングストック法等によりストックが可能な食料及び生活必需品を備蓄し、日常生活の中で、継続して備蓄できるように努める。（ローリングストック法とは備蓄用の特別な食料を確保しておく必要はなく、普段食べている食料を古いものから順に使い、食料を循環させる方法）

また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備するよう努める。

2 町の役割

町は被災した住民や一時的滞在者に対して物資を供給するために、物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により調達及び供給を行うための環境整備に努める。特に災害発生時に、被災した住民等へ物資を円滑に供給するために、民間の施設やノウハウを活用できるよう整備に努める。

第2 平常時の物資調達

町は、日頃から災害の発生に際し必要となる物資の調達を、次により行う。

町は、供給に必要な食料品等の物資調達を行う流通備蓄協定を締結する等、被災した住民等に対し、物資を円滑に供給するための環境及び体制を整える。

その方法は、おおむね次のとおりとする。

1 品目・輸送拠点・輸送方法等を明示

調達物資の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにする。また調達物資の品目については、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。

2 実効性の確保

調達の方法は、自主備蓄・生産者備蓄・流通備蓄又は民間との災害時応援協定の締結、共

同備蓄、又は備蓄の相互融通を行うなど、地域に即した方法を採用し、実効性の確保に努める。

3 国の物資調達・輸送調整等支援システム

国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努め、国、県との情報共有を図る。

4 職務権限の明示

調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。

5 その他

その他、物資の調達に必要なことを定める。

第3 平常時の報告

災害発生時において、県が適切な物資の供給及び支援を行うため、町は、平常時から調達物資の品目・数量・集積場所・民間との災害時応援協定の締結状況及び担当部署を県に報告する。

第4 食料備蓄率の向上

住民等による食料備蓄率は防災意識向上及び町による備蓄啓発活動により向上が見込まれるが、災害による被害の想定は困難であることから、町は積極的に災害時の物資確保に努めるべきである。また、学校においては、帰宅困難となり、学校等にとどまらざるを得なくなった幼児・児童・生徒のための物資を備蓄するよう努める。

町及び県は災害時に必要とされる多様な物資を現物備蓄だけでなく、流通業者との協定等、災害時に有効と考えられる物資確保の手段を積極的に推進する。